

## 平成19年3月5日(月曜日)

### 出席議員(20名)

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### 説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	介護担当課長	松 栄哲夫
参事兼監理課長	藤井 博昭	保育担当課長	谷 敏則
参事兼住民課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
企画課長	大村 義一	会計課長	小山 三雄
税務課長	永源 勝	教育文化課長	後藤 和雄
土木建設課長	澤井 昭範	生涯学習課長	吉田 外喜夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第1号）

平成19年3月5日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程 報告第1号、議案第1号～議案第37号、請願第1号～請願第3号  
（提案理由説明）

日程第4 議案質疑 議案第36号、議案第37号

日程第5 討論・採決

議案第36号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その2）変更請負契約の締結  
について

議案第37号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）変更請負契約の締結  
について

午前10時00分 開会

#### 開会・開議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、議員定数の半数に達しております。

ただいまから平成19年第1回中能登町議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において可決されました道路整備促進に関する意見書及びトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の2件につきましては、内閣総理大臣初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（若狭明彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番 小坂博康君、18番 田中治夫君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（若狭明彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間とすることに決定いたしました。

#### 議案の一括上程

議長（若狭明彦君） 日程第3 議案の一括上程

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度中能登町一般会計補正予算）

議案第1号 中能登町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の制定について

議案第5号 中能登町道路占用料条例の制定について

議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町乳幼児・児童及び生徒養育医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例について

議案第14号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

議案第16号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第18号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第19号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第20号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第21号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第22号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

議案第23号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算

議案第25号 平成19年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第26号 平成19年度中能登町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算

議案第30号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第31号 平成19年度中能登町水道事業会計予算

議案第32号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について

議案第33号 石川県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

議案第34号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託について

議案第35号 町道の路線認定について

議案第36号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事(その2)変更請負契約の締結について

議案第37号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事(その3)変更請負契約の締結について

請願第1号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める国への意見書提出の請願書

請願第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める国への意見書提出の請願書

請願第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める国への意見書提出の請願書

以上、報告1件、議案37件、請願3件を一括議題といたします。

町長から議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長(杉本栄蔵君)登壇〕

町長(杉本栄蔵君) おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成19年第1回中能登町議定会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、近年、我が国の経済社会は大きく変容をいたしておりますが、その特徴として、次の7点を挙げるができると思っております。

その第1は、少子・高齢化であります。平成17年の人口動態統計によりますと、出生数と死亡数の差であります自然増加数は約2万人の減となり、我が国は現在、人口減少局面に入ったとされています。今後の日本社会は、少子化と高齢化が同時に進行し、今世紀半ばには3人に1人が高齢者である超高齢化社会となる見通しであります。

第2は、量的拡大を志向した右肩上がりの経済は終えんし、質を重視した真の豊かさが求められるようになったことであります。

第3は、工業化社会のもとで、家族の形、働き方や雇用形態など、さまざまな局面において形成された画一的・集団主義的な標準的なものが消失し、価値観やライフスタイルの多様化が進みつつあることであります。

さらに、第4は、民間が担う公共の領域拡大やガバナンスに代表される公共や行政に対する住民意識の変化であり、その延長上には情報開示の徹底があります。

第5は、大量生産・大量消費・最大廃棄社会から循環型社会への転換であります。

第6は、我が国がもの、資本、ノウハウなど国際的な相互依存関係を深化かつ拡大させつつあるグローバル化であります。

第7は、自立・責任をキーワードとした国から地方への流れの加速であります。

かかる状況下では、それぞれの地域がみずからの意思で創意工夫のある取り組みを行い、独自の個性に根差した魅力の形成が重要であります。

以上のように、我が国経済社会の構造変化は大変著しく、これを不安視することなく、新しい経済社会の胎動と積極的に位置づけるとともに、持続可能な経済社会をつくり上げていくという気概が不可欠であります。

次に、現在の経済状況についてであります。政府は2月の月例経済報告は、景気は消費に弱さが見られるが、回復をしていると結論づけております。

こうした状況の中で、国は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006において、今後10年間で、新たな成長の芽を確実に開花させる挑戦、人口減少・少子高齢化の負荷、巨額の政府借金の返済を克服する挑戦、国民生活や都市と地方間の不均衡を克服する挑戦、この3つの新たな事項に挑戦し、そのために成長力・競争力強化、財政健全化、安

全・安心して柔軟かつ多様な社会の実現の3つの優先課題への取り組みが示されたところであります。

具体的には、平成19年度予算の概算要求の基本方針において、公共事業関係費や物件費等については対前年度予算比3%削減するなど、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うほか、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制することとしております。

さて、我が町であります。合併してから3年目を迎えました。歳入の根幹をなす普通地方交付税は年々減少し、先行きは全く不透明であります。加えて町税は大幅な伸びを示したものの、これは国の三位一体改革による税源移譲によるものであり、交付税や譲与税がそれ以上に大幅に減額されるなど、今後の町政運営は目に見えて厳しいものとなっております。当然、職員も非常に厳しい事態に直面しているという現実を認識しておりますので、議員の皆様方にも認識をしていただき、その上で町民の皆様方に理解と協力を得るために、5月下旬から町政懇談会を行い、財政状況等の説明を行う予定であります。

一方、歳出面では、事務事業の見直しや経費の節減・合理化に努めているものの、社会保障関係経費の伸びに歯どめがかからず、公債費は相当高い水準になりつつあり、義務的経費の必然的な増要因を抱えながらの将来につなげる行財政の改革を推し進めることが私に課せられた問題と考えています。

その実現のためには、従来の発想にとらわれることなく、徹底した歳出の見直しを行うことが肝要であり、町民との協働による行政サービスの維持を図りつつ、優先度評価などの行政評価システムによる評価手法を活用し、既存事業の思い切った休廃止や制度の根幹までも踏み込んだ事務事業の再構築に挑戦すること、端的に言えばあれもこれもから、あれかこれかへの意識改革が今必要とされていると思います。

それでは、今定例会に提出いたします議案等について順次ご説明申し上げますので、議員各位におかれましては慎重審議をくださいますようお願いを申し上げます。

まず、報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。去る1月19日、保育園並びに中学校の備品購入資金として多額のご寄附があり、発表会等に使用するため早速購入させていただきました。寄附者の鏡屋博氏にはたび重なるご寄附をいただいております、心から感謝を申し上げます。

次に、議案第1号は、中能登町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。この条例は、地方自治法の改正により、本町の副町長の定数を1名と定めるものであります。

次に、議案第2号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。この条例も、地方自治法の一部改正により、関係する条例について「助役」を「副町長」とし、収入役を廃止するとともに、「町吏員」を「町職員」への改正と所要の用語の改正を行うものであります。

次に、議案第3号は、中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。この条例は、現在、シルバー人材センターや町社会福祉協議会、鹿南福祉会へ職員を派遣しておりますが、それに伴う必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第4号は、中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の制定についてであります。この条例は、平成18年度に整備いたしました中能登町ケーブルテレビネットワーク施設を管理運営していくための施設条例を新たに制定し、業務内容等を明確に定めたものであります。

次に、議案第5号は、中能登町道路占用料条例の制定についてであります。この条例は、町道の敷地内を占有する電柱等について

占有料を徴収する条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第6号は、中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、議員の報酬等を日割り計算により支給する改正であります。

次に、議案第7号は、中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、町ケーブルテレビ放送の開始に伴い、新たに番組放送審議会を設置し、委員の報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第8号は、中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、従来から管理職手当については職務の級及び級号で率により支給しておりましたが、それを定額で支給する改正であります。また、扶養手当は3人目以降が5,000円であったものを、2人目までと同じく6,000円を支給する改正であります。

また、議案第9号は、中能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、町行政財産内にある電柱等の物件について使用料を徴収する基準を新たに追加するものであります。

次に、議案第10号は、中能登町乳幼児・児童及び生徒養育医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在、給付をいたしております乳幼児・児童及び生徒への養育医療費について、給付対象者が保険診療を受けた日から1年以内とする申請期限の規定を追加するものであります。

また、議案第11号は、中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例についてであります。現在、複数の子供が入園している世帯に対し、2人目は半額、3人目は全額免除していますが、今回、保育

園以外の幼稚園や認定こども園を利用している児童も軽減の算定対象人数に加えるものであります。また、19年度から病後児保育を開設するに当たり、1申請当たり2,000円を徴収するものであります。

議案第12号は、中能登町ひとり親家庭等医療費給付費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この条例もさきの条例改正と同じく、給付金の申請期間を1年とする改正であります。

次に、議案第13号は、中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、80歳以上の高齢者に交付する祝い金を減額する改正であります。

次に、議案第14号は、中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、親しみの持てる施設として入浴年齢の引き下げと料金の改正を行うものであります。

次に、議案第15号は、中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、新築後10年以内の中古住宅取得世帯へも新たに奨励金を交付するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号は、中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、下水道法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号から議案第23号までの平成18年度補正予算に関する議案についてご説明をいたします。

まず、議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,919万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,288万6,000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090

万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,584万4,000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,154万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,113万3,000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,334万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億879万円とするものであります。

次に、議案第21号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,598万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,589万9,000円とするものであります。

次に、議案第22号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,286万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,297万9,000円とするものであります。

次に、議案第23号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算は、収益的収入及び支出でそれぞれ2,670万円を減額し、収入支出それぞれ3億6,664万7,000円とし、また資本的収入では865万円を減額し3億842万9,000円、資本的支出では1,110万円を減額し4億4,273万8,000円とするものであります。

それでは次に、平成19年度当初予算の主な施策についてご説明をいたします。

まず第1点目は、教育環境の整備として、中能登町立中学校建設準備検討委員会の立ち上げ経費といたしまして296万円を計上いたしました。内容といたしましては、中学校建設準備検討委員会の委員報酬及び統合中学校

建設基本構想策定委託料であります。

次に第2点目として、病気回復期の保育園児を一時的に預かります病後児保育事業費として700万5,000円を計上いたしました。

次に第3点目として、平成18年度に施設整備いたしましたケーブルテレビ事業の本格的な運営費として9,217万3,000円を計上いたしました。

次に第4点目として、現在3館あります町立図書館の利便性向上のため中能登町立図書館システムネットワークの導入費用として450万円を計上いたしました。

それでは、順次議案についてご説明をいたします。

まず、議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算につきましては、さきに申し上げました主要施策のとおりであり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億80万円とするものであります。

次に、議案第25号 平成19年度中能登町老人保健特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,961万3,000円とするものであります。

次に、議案第26号 平成19年度中能登町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,616万8,000円とするものであります。

次に、議案第27号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,599万5,000円とするものであります。

次に、議案第28号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,895万8,000円とするものであります。

次に、議案第29号は、分譲宅地造成事業のために新たに設けます平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,475万円とするものであります。

次に、議案第30号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,601万4,000円とするものであります。

次に、議案第31号 平成19年度中能登町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出でそれぞれ3億7,421万8,000円、また資本的収入で4億4,152万7,000円、資本的支出で5億7,280万6,000円とするものであります。

以上が今回提案いたしました予算の主な内容であります。執行に当たっては十分な検討を行い、効率的な運営に努めることはもとより、今後必要となりました事業につきましては必要性、緊急性を十分に勘案しながら予算を執行してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、議案第32号は、石川県町村議会議員公務災害補償組規約の一部を改正する規約について、並びに議案第33号は、石川縣市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約についてであります。この規約改正は、いずれも地方自治法改正に伴う規約の改正であります。

次に、議案第34号は、七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託についてであります。これまで下水汚泥の乾燥処理業務は七尾鹿島広域圏事務組合が実施しておりましたが、事務の合理化により本年4月より実施しなくなったことに伴い、4月以降本町で発生する下水汚泥の乾燥処理業務の事務を七尾市に委託するため、必要な規約を定めるものであります。

次に、議案第35号は、町道の路線認定についてであります。本町の上後山から西馬場地内にある道路延長1,780メートルを新たに町道として認定するものであります。

次に、議案第36号は、中能登町ケーブルテレビ施設整備工事(その2)変更請負契約の締結について、及び議案第37号は、中能登町

ケーブルテレビ施設整備工事（その3）変更請負契約の締結についてであります。中能登町ケーブルテレビ施設整備工事は、第一電機工業株式会社と北陸電気工事株式会社七尾支店とで進められておりますが、施工世帯数の変更やケーブル延長の変更により、今般、契約の変更をお願いするものであります。

以上、本日提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程されました議案第36号、議案第37号の議案2件については、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。

#### 議案質疑

議長（若狭明彦君） 日程第4 議案質疑  
これより、議案第36号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その2）変更請負契約の締結について、議案第37号 中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その3）変更請負契約の締結について、以上、議案2件について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号、議案第37号についての質疑を終結いたします。

#### 討論・採決

議長（若狭明彦君） 日程第5 討論・採決

これより、議案第36号、議案第37号の議案2件について討論を行います。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、一括して採決を行います。

議案第36号、議案第37号の議案2件は原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員です。議案第36号、議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### 散会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時43分 散会

## 平成19年3月6日(火曜日)

### 出席議員(20名)

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### 説明のため出席した者

町長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育長	池島 憲雄	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	介護担当課長	松 栄哲夫
参事兼監理課長	藤井 博昭	保育担当課長	谷 敏則
参事兼住民課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
企画課長	大村 義一	会計課長	小山 三雄
税務課長	永源 勝	教育文化課長	後藤 和雄
土木建設課長	澤井 昭範	生涯学習課長	吉田 外喜夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第2号）

平成19年3月6日 午前10時開議

日程第1 議案質疑

報告第1号、議案第1号～議案第35号

日程第2 常任委員会付託

報告第1号、議案第1号～議案第35号、請願第1号～請願第3号

日程第3 休会決定の件

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議案質疑

議長（若狭明彦君） 日程第1 議案質疑  
あらかじめ申し上げておきますが、所属する委員会の所管する議案については、議員申し合わせ事項を守っていただくようお願いいたします。

これより、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度中能登町一般会計補正予算）について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号について質疑を終結いたします。

次に、議案第1号 中能登町副町長の定数を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の制定について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 中能登町道路占用料条例の制定について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 議案第5号 中能登町道路占用条例の制定についてお聞きしたいことがありますので、答弁の方をよろしくお願いをいたします。

この条例につきましては、以前から私、旧の鹿西町の議会のとくにも、占用条例の制定について明確に決めて、町道を占用して電柱等立てている会社等から占用料をもらうべきであるという、そういう観点からよく要求をしておりましたが、なかなかそれについて現在まで条例制定に積極的でなかったわけでございます。

今回、議案第5号で明確にされているわけでございますので、2点にわたりまして、こ

の点についてどうなっていくのかお聞きしたいと思います。

まず初めに、占用料の金額というのはこの中に占用物件、そして右に金額ということが出ております。第1種電柱1本につき770円という金額がはじかれておりますが、これらは何を参考にして算出されたのか、これがまず第1点。

次に、中能登町道路占用規則というのが平成17年7月1日、規則第91号で決められているわけでございます。この内容は占用物件等に関する規則でありまして、例えば町道に電柱が立っている場合、移転するとしたら費用の分担が変わるわけでございます。その費用の分担というのは、これからどういう中で行っていくのか明記されていないのでありますが、それらについてはどう考えておられるのか、この点について答弁を求めたいと思います。

この議案第5号につきましては、一般質問の席上にも私発言するつもりで資料等も用意しておりましたが、今質疑の中で行っていきたくております。足らない面につきましては、また一般質問の中でも発言をしたいと思いますが、まず2点についてお聞きいたします。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの杉本議員の質問にお答えいたします。

占用料の金額につきましては何を参考にして定めたかというご質問でございましたけれども、これにつきましては石川県の占用料条例をもとに定めたものでございます。

2点目の費用負担でございます。例えば、電柱を移転する場合の費用負担につきましては、ただいま北陸電力とNTTとの間において協議を重ねておりますので、協定に基づいて今後実施していくというような考えでおりますので、よろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君  
20番（杉本平治君） ただいま答弁をいただきました。

占用料の制定については、県の算出基準で行っていくということでございます。これにつきましては、各石川県内の自治体については、ばらばらなんです。七尾市におきましても770円という金額ではございません。資料等は、私一般質問の中で示すということでここに持ち合わせしておりませんが、羽咋市も違います。七尾市も違います。これらは独自にその自治体が占用条例という中で金額を決めているということでございまして、中能登町におきましてもそういう点について自主的な考えで算定をする必要があるのではないかと、そう考えております。

また、今移転等についての負担の割合について、県の負担割合を参考にして決めるということでございますから、これらにつきましても早急にどのようになるのか、やはり示すということが大事ではないかと思えます。当然、条例を提出するときに、それらも含めてやはりきちんと提出する必要があるのではないかと思うんです。

道路から、町道から町道の移転、町道から私有地の移転、私有地から町道の移転、それらについてのいろんなやはりあり方があると思うんです。それらにつきましてもどうしていくのか、早急にそれらの負担割合というのを示していただきたい。このことを要望しておきます。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、33ページ、ここで共架電線その他上空に設ける線類について、これが1メートル当たり1年間7円というふうに表示をされております。多分今まで

でしたら高圧線の下の方、これに関しましては、空中権というふうなので高さ制限の関係で地主の方へ金を支払っていた。電線を設けて、その長さ1メートルにつき7円というふうなのは、今私は初めて見たのであります。

この範囲、どういうのを指すのか。町道の方にはたくさん電柱が立っております。としますと、町道に電柱が立っていれば、それに関して1メートル当たり7円の町の方へお金が入ってくるのか、その辺を明確にお答え願いたいと思うんです。

それともう一つ、空中権。送電線が通っていれば、送電線の送る電圧によって差があります。それは15万の場合でしたら4メートルですか、それから1万5,000の場合はそれよりももう少し下がっているというふうなのがあります。その辺も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの武田議員のご質問でございますけれども、共架電線の上空に設ける線類につきまして、長さ1メートルにつき1年間7円というご質問でございましたけれども、これにつきまして、ただいま北陸電力あるいはN T Tとの協議を重ねておりますけれども、これらについてはほとんど該当しないということだというふうに考えております。

電柱に係るものにつきましては、北陸電力が共架といいますか、それらの権利と第二次占用というものをっておりますので、それらにつきましてはそちらの方で対応していただけるということでございます。

それで、ただいま4メートルというようなことを言われましたけれども、その点につきましては若干質問の趣旨を把握できておりませんので、またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 10番 武田純一君  
10番（武田純一君） 今、課長のお尋ねになりましたのは高圧送電線ですね。高圧送電線の場合には、その下の方、建物を建てる制限があるというふうなので空中権が存在します。その空中権をお尋ねしたわけでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長  
土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの空中権のお話でございますけれども、手元に資料等持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第5号について質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 中能登町一般職の職員

の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 中能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 中能登町乳幼児・児童及び生徒養育医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 議案第13号 中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例についてでございます。

お聞きしたいのは、今日まで高齢者の方々に1万円の支給を行っていたのを5,000円に改めるということであります。これらを半額に減額する理由、意図、町の方はどのように考えておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

現在の高齢者の方々の生活の中身というのを町はどのように考えてこのような条例を提出されたのかであります。例えば住民税一つとりましても、ことしの6月から高齢者に対しまして大きな住民税の負担が高められるということが言われております。高齢者の非課税限度額の廃止によりまして、新たに住民税が課税される高齢者の方々も出てきております。住民税が増税されますと当然、国民健康保険料の算定基準にも住民税を用いている自治体では国保料の引き上げにもなるわけであります。また、介護保険料にもそれが出てくるわけであります。

そして、来年の4月から後期高齢者の医療制度が出てくるわけであります。現在考えられているのは、月平均いたしまして全国6,200円という金額が示されております。

そういう中におきまして、高齢者の方々に今日まで1万円を支給していたのが合併2年有余でなぜに半額に改める必要があるのか。どういう理由でそうされるのか。これらにつ

いて答弁を求めたいと思います。

これにつきましても、一般質問の中に私、質疑の中にお聞きしたいということで、一般質問の中にも提出してありますが、この改正する理由、そして現在の高齢者の方々に対してどのような判断をあなた方は、行政の方はしているのか。その2つについて説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

1万円を5,000円にするという理由であります。大変こういう財政事情厳しい中、やむを得ないというふうに考えております。

近隣の市町村、県内見てみても、ほとんどのところがすべて廃止をいたしております。そういう中で、この近隣で一つ一律に交付をするという自治体も、平成19年度から廃止をするということを聞いております。

私どももその5,000円を1万円にということも、廃止ということも一つの案としてはあったわけですが、そのお金を当てにしておられる方もおられるのも事実だと思います。そういう高齢者の方に対して5,000円を給付するということは必要かということで、5,000円を残して給付するという取り扱いにしたものであります。

以上であります。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） まず最初に、お礼を申し上げます。

私が前にこのことに関しまして一般質問をしております。健康ハウス憩、それから天平の里、それと今出てきました老人福祉センターの料金に差があるというので、この差を縮めていただきたいと。もう一つ、中にありますボディシャンプーだとかそういうようなものも申し上げたかと思えます。

それで今回は、老人福祉センターの方、これが100円ずつアップしたということでございます。その中で、鹿西の方にあります健康ハウス憩、これはボディシャンプーがあります。同じ65歳以上の方が100円になったということで、老人福祉センターの方、こちらの方にもボディシャンプーを置かれるのか。

もう一つ、天平の里、これは社会福祉協議会がやっておりますけれども、直接町の経営ではございませんが、やはり同じような施設。これもこの前のときに申し上げたと思えますけれども、こういうのはやはり統一すべきだと。経営主体を統一すべきだということも申し上げたと思えます。ぜひ社会福祉協議会におかれましては天平の里の方の料金、これを検討していただきたい。

今回答弁をいただきますのは、老人福祉センターの方、こちらの方でシャンプーを置かれるのか置かれぬのか、そちらの方を明確にお答えを願いたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 武田議員の質問にお答えをいたします。

ボディシャンプーを、ゆうゆうの方に有料するというので置かれるのかという質問ですが、健康ハウス憩の方は確かに置いております。今、料金を取るということですから、できるだけ歩調は合わすような方向に

したいと思いますので、今ここで私断言するということもできませんので、検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算についての質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

7番 甲部昭夫君

〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） ただいまの議案でご

ざいますけれども、一つだけお聞きしてみたいことがございます。

それは、ケーブルテレビの今補正予算ということなんですが、私たちの地域には共同アンテナを使用して現在おりますけれども、こういう共同アンテナを使用しているところがこの町に何力所かあるということはお聞きが聞かれています。しかし、ケーブルテレビをつくるということで、現在、組合をつくっておりますけれども、そういうものがどういふふうな変化をしていくか。いずれにしても話し合いはしておりませんのでわかりませんが、私もそういう立場に入っておりますので、皆さんのために一言お聞きするわけですが、当然使うということであれば文句はないんですけども、今後ケーブルテレビにすべてが移管していくということになると、その施設、今までつくっております電柱とか工事の配線とかそうしたものが不要になる可能性があります。そういうときに、そういう撤去費用とかもろもろの費用関係に関しては何の補助もないというのか、それとも一部何かを補助したいという気持ちがあるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

担当課長で結構です。どうかその辺をご答弁をお願いしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

〔企画課長（大村義一君）登壇〕

企画課長（大村義一君） 甲部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

共同アンテナに関する費用の撤去に対する補助、そういったものがあるかというご質問でございますけれども、少し協議をさせていただきます。今のところ、個人的にはないというふうな思っておりますけれども、もう少し上層部と協議して、またご返事をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（若狭明彦君） そのほかありません

か。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第23号について質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算についての質疑を行います。

まず、歳入全般について、質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 歳入面についてお聞きをいたしたいと思っております。

まず初めに、中能登町の予算内示会に示されました交付税の問題でございます。

町長は、今年度は交付税の減額は前年度と比較して6.3%、大変厳しい交付税の額だということを言われました。これは中能登町だけでないわけでありまして、私は全国的に今の国の政治の中にこれらが徐々に、また極端に言いますと急速に地方交付税の減額というのがなされてくるおそれがあると私は考えております。

それでお尋ねいたしますが、6.3%の減額がなされた中で、町の方としてお聞きしたいのは、交付税の交付の中で基準財政需要額と基準支出需要額の中で、差額を交付税に積算して交付するというのが交付税の従来からのあり方でございます。その点につきまして、中能登町の基準財政需要額というのはどのよ

うに現在なっているのか、明確に示していた  
だきたい。どうなっているのか。合併後の中  
能登町の基準財政需要額というのは現在どの  
ように積算されているのかお聞きしたい。

それと同時に、今日まで国は地方に交付税  
に積算して算入するからということで、地方  
にいろんな公共事業をやらせてきました。そ  
の事業債というのは交付税に算入されている  
ということを知っていますが、明確に現在  
の中能登町の交付税にどれだけ算入されてい  
るのか。

基準財政需要額の積算の数字と交付されて  
いる事業債の数字というのを答弁をしていた  
だきたいと、そう思います。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今ほどの  
杉本議員のお尋ねでございますが、地方交付  
税、確かに毎年毎年減ってきております。

基準財政需要額の総額、それから基準財政  
収入額の総額ということでございますが、今  
そのトータルについては手元にはございません  
ので、後ほどそのトータルについてはお答え  
をさせていただきたいと思いますが、なぜこ  
のように基準財政需要額が減ってきているの  
かということでございますが、これについて  
は単位費用の減額が主なものでございます。  
それから、起債額の2割、5割、それから今  
の合併特例債の66.5%の歳入等々につきまし  
ては、交付税の算定の中にはきちっとこれは  
入っております。基準財政収入額の中には入  
っているということだけは申し上げることが  
できます。

ですから、基準財政需要額の総額と基準財  
政収入額の総額については、いましばらく時  
間をいただいて、はっきりした数字を申し上げ  
たいと思います。

以上です。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君  
20番（杉本平治君） 再度質疑を行いたい

と思います。

今、苗山参事から言われましたように、基  
準財政収入額と基準財政需要額との差額を、  
日本の中で自治体が、金のある自治体も金の  
ない自治体も、住民の基本的な施策について  
はきちんと行っていく、そのために交付税と  
いうのは国が決めたと思っているんです。

そうでなければ、金のある自治体はどんど  
んどんどんいろんな事業をする。また住民の  
福祉のために行っていく。金のない自治体は  
できないという中で、やはりその差額を交付  
税として以前の自治省が交付していたのが地  
方交付税だと思うんです。それが現在、国の  
政治の変化の中でうまく稼働していない、そ  
ういうことが私は言われると考えておりま  
す。

だから、合併協議会の席上におきましても  
よくこの点に論議されたわけでありまして。3  
町が合併して、そのときの総務省の説明で  
は、合併以前の交付税の算定率については変  
更しない。合併後もそれを守っていく。そう  
いうことを合併の目玉として総務省が宣伝し  
ていたわけでありまして。

さて、合併いたしますと、合併しない自治  
体も合併した自治体も変わらずございま  
す。一律に交付税の減額でございます。

私はそういう点につきまして、この基準財  
政需要額というのが明確に中能登町が自治体  
としていろんな施策をやっていく、これから  
進んでいく上において、大事ないろんなもの  
を網羅して基準財政需要額としてあなた方は  
積算して、また総務省の方へ要求していく、  
そういうことが私は大事でなかろうかと考え  
ております。

ひとつ再度お聞きいたしますが、事業債で  
ございます。今までの町がやっていたいろん  
な事業、公共事業の事業債の中で、この事業  
につきましては交付税に50%算入する、70%  
算入する。だから心配しなくて事業をしなさ  
いということで国は指導していたわけござ

いますね。それが今、全国的に破綻したわけですね。だから、この交付税の算入が現在どのようなようになっていくのか。

今、資料等が持ち合わせしていないということですが、明確に今日まで中能登町が交付税に算入するから後日、事業をなさいという事業をした、その事業に交付税が算入されているのかどうか。その点をきちんとひとつ報告していただきたいと思えます。

なぜこういうことを聞くかといいますと、事業債に算入する交付税の算入というのはだんだんだんだん大きくなってきていると思うんですよ。80%交付税に算入するという事業を行ったんです。以前は、それを引き続いて中能登町は来ているわけです。だから交付税に算入するというふうになってきますと、交付税の中に事業債の手当の金額というのがパーセンテージにしたら真の基準財政需要額に考えた交付税と、従来の、事業債との比率というのはどのようになっているのか。中能登町の交付税は6.4%減額されたといいますが、その点についてひとつ、後日でもようございませう。報告を求めたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長 参事兼総務課長（苗山雅幸君） 杉本議員の再質問でございますが、今ほど公債費が基準財政需要額に算入されているかということですが、2億9,832万5,000円、これははっきりと公債費が算入はされております。

なお、基準財政需要額の総額が52億5,809万6,000円、基準財政収入額の合計が17億5,319万5,000円であります。その差し引きでございますけれども、そのほかに調整額というものがかかってきますので、単純に引くことはできないわけでございます。

それと公債費でございますが、10年でなすものもございませう、20年でなすものもございませう。ですが、理論償還ということで25年か

かって初めて公債費の中に入ってくるというものもございませう。確かにそういうものもありますが、我々の計算上はきちっと入っているということだけのご報告をいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、ここで休憩いたします。11時5分まで。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

歳出に移ります。

歳出の第1款、第2款について、質疑の方ございませうか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に移ります。

歳出の第3款、第4款について、質疑の方ございませうか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 57ページに関しまして、老人福祉事務事業の方です。これは全協のときにもお聞きしたんですけれども、この中で老人クラブ補助金364万6,000円で対前年度74%であるということで、そのとき担当課長の方の答弁では、敬老バス等をカットした関係で74%になったという答弁だったと思えます。

きのう中能登町の老人クラブ連合会の役員会がありました。その席上で、敬老バスがカットされた関係で来年度は少なくなるんだという話をしたんですけれども、みんなそれを聞いて、おかしいんじゃないかなというふうな話がありましたので、さらにもう一度、老人クラブ補助金、この対前年度74%に関しましてご答弁を求めます。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 武田議員の質問にお答えをいたします。

老人クラブ補助金につきましては、18年度当初495万1,000円、本年度については364万6,000円と非常に下がっているということです。

その中で、敬老列車、敬老バスの補助金のものが18年度については含んでいたと。そこで要望があったかないかということで、あるという前提で計上したものであります。実質的にはなかったということで、19年度からは完全に落としたということです。

それから、老人クラブへの補助金で、そのほかに単位クラブと連合会の方へ補助金を出しております。これは全協のときにも説明させていただきましたが、県の補助基準から見れば大変中能登町は多く負担をいたしております。ほとんどが県の基準どおりに交付いたしておりますが、若干はこういうご時世でありますので下げさせていただきますが、それでも十分に単位クラブも連合会の方へも補助はいたしているということになりますので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 関連をしてちょっとお答えいたします。

補助金につきましては、各団体すべて1割カットをさせていただきました。それぞれの老人会が、いろんな事業に対してしていた、その中から引けば60何%になるかわかりませんが、純粋な事務とかいろんな面でのあれはすべて1割ということさせていただきました。

それと別個にまたどうしてもいろんな大会があるとか、こういうことがあるとかということに関しては、またそれらにつきましても見るところは見ました。すべて1割カットと

いうことでさせていただいたということでありませぬ。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、一般会計に關しまして第3款と4款にわたりまして質疑をさせていただきます。

まず初めに、65ページでございます。保育園の運営費でございます。この点について確かめたいことがあるわけでございます。

と申しますのは、5つの現在保育園があるわけでございますが、旧の鹿西のさくら保育園にただ一つ温室プールというのがあるわけでございます。この温室プールのかかっている諸経費、そのことによりましてどれくらいがあるのかどうか。温室プールの諸経費、その点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

もう一つ、温室プールにつきまして、現在支障があるのかないのか、その点についてお尋ねをいたします。

と申しますのは、旧の田鶴浜にアスロンというふろがあるわけでございます。七尾市はあのアスロンに、引き継いだときに屋根の改修をし、現在1億2,000万近くのお金であの建物を腐蝕が激しいということで改修するそうでございます。同じような温室プールであるさくら保育園の設置した中で、現在、故障箇所、故障されるという不都合なものがあるのかないのか心配するので、その点について質問をいたしたいと思ひます。

また次に、町内に5カ所の保育園があるわけでございますが、ただ一つのさくら保育園と他の町内の4カ所の保育園とでいろんな差があるのではないかとことを考えるわけでございます。そういう点につきまして、他の保育園の子供さんをどのように、ただ一つのこの温室プールを利用しているのか。利用

する場合の方法と、また利用されている園児というのがどれくらいあるのか。その点について報告を求めたいと思います。

3番目に、この温室プールにつきまして、現場の保育士の方々はどのような評価をしているのか。あった方がいいと考えておられるのか。その点についても、現場の保育士の評価はどのように受けとめておられるのか、担当課長の答弁を求めたいと思います。

それから次、69ページ。学童保育事業でございますが、現在の利用状況、利用されている子供さん、こういう点について説明を求めたいと思います。

少子化の中に、また若いお父さん、お母さんは仕事に行かなくてはいけない、そういう中で、核家族の中で子供を育てる中で、この学童保育というのは大変重要な役割を私は果たしていると考えております。中能登町は学童保育にも大きなお金を使って、1,500万円余のお金を使っているわけでございますが、これらについての現状の報告と必要性をどのように考えておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

次、71ページ。環境衛生費でございます。狂犬病予防注射定期外ということで予算がされているわけでございますが、現在、中能登町に犬が多くいると考えております。それらについての狂犬病の予防注射というのが的確に漏れなく行われているか、その点についての現状報告を求めたいと考えております。

次、72ページ。これも環境衛生費でございます。19節の2でございます。クリーンエネルギー等推進事業補助金90万円を打っております。先ほど町長は、補助金については平均して1割カットしたと、そう言われております。去年の予算も見ましたら補助金が90万円でございます。このクリーンエネルギー等推進事業の補助金は1割カットされておられますが、この補助金の必要性というのはどのようにあるのか、この点についてお尋ねいたし

ます。

全部が全部1割カットということには、これは当然いかないと思うんですよ。それはそのときのやはり補助金の必要性、そういうことを考えたら、それはそれでわかるんです。

ただ、お尋ねしたいのは、このクリーンエネルギー等の推進事業の補助金90万円が補正の中で全額減額になっているんですよ。全然使用されていない。補正の中で全額減額になっているのを、また19年度予算の中にまた一緒に金額を盛った。この内容は、必要性があるということで私は盛ったと思うんですよ。それでは、平成18年度になぜにそれが使用されなくて全額カットになったのか、カットしたのか。そこら辺をちょっと聞きたいんです。

3点ですか。ひとつよろしくお願いいいたします。

議長（若狭明彦君） 谷保育担当課長

〔保育担当課長（谷 敏則君）登壇〕

保育担当課長（谷 敏則君） ただいまの杉本議員の質疑に対してお答えをさせていただきたいと思います。

何点かあったと思いますが、まず保育園は、さくら保育園は平成16年、さくら保育園の開園と同時に開設された温室プールであります。このプールは、さくら保育園だけで利用していたときには3歳以上児がすべて利用しておりました。

しかし、新生中能登町がスタートしましてから、中能登町全体で5園の公立保育園となった時点を境にしまして、やはりせっかくあるプールだから利用してもらえばどうかというふうなことが話として、親の方も含めて出てまいりました。ちょうど合併してから施設めぐりということで、議員の皆さんにも出ていただいて保育園を見ていただいたと思います。そのときにも、せっかくだから他の園の子供も使わせればどうやというような話もあったかと思えます。

そういったことを境にしまして、保育園の方では受け入れ体制、どういうふうにしてやればいいのかというような話もありまして進めていったところ、バスを運営するというようなこと。それから、3日間だけ営業というか稼働していましたがけれども5日の稼働にしました。そこで受け入れの体制が整ったところで子供さんも入っていただくというようなことになりました。

1年に一遍は、せっかくだから保護者の皆さんにも見ていただければどうだというようなことも話が出まして、それで保護者の保育参観をあわせもって見ていただくことも行っております。そこでは大変評判もよかったですし、子供さんも喜んでいる姿を親御さんが見られて、これはいいものだなというような話も我々のところへ入ってまいりました。

そこで、今維持管理というふうな話が出ましたけれども、維持管理についてはプール自体のところでは電気、燃料費、それからバスの送迎とかいったようなものが金額として上がってくると思われますけれども、それについてはプールの方は全体の電気代とかいうような、管理も含めてそういうものもあります。今のところはっきりした金額はまだつかんでおりませんので、後日また調べて報告をさせていただきます。

また、プールの方では今現在は利用人員的なものもありまして、4歳、5歳の子供さんが全園で利用をされております。年間では大体2,000人超えるぐらいの数字が出ております。

温室プールの方につきまして、まだご質問あったかと思えます。評価という話が出ておりましたけれども、評価については子供さんはやはり保育園では泳ぐプールではありません。保育園の児童、小さい子供さんになりますので、水になれる、親しむ、それから水の怖さを忘れていただくとか、そういった面で一番その主眼を置いて指導ということを

やっております。そこで、子供さんについては何回も入っていくうちに、すべて子供さんはなれて、楽しく遊んでいるように聞いております。

保育園の方でも、そういった子供さんの姿を見て自信も持っておりますし、親御さんからの評価もいただいておりますし、子供さんの喜びも出ておりますので、保育園を担当する我々としては大変喜んでいる事業だと思えます。

園外の子供たちの交流、それから健全育成、そういった子供さんの、ひいては体力づくりにもなっているかなという思いも持っておりますし、だんだんと風邪も引かないように力もついてきたなという思いを持っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 学童保育事業についてお尋ねでございます。

保護者が仕事等により家庭で児童の保育が困難な場合、放課後、1時半ころから午後6時まで保育を行っております。現在、利用者数は123名でございます。だんだんふえてきております。

重要なことだと思いますので、さらに進めていきたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員のご質問ですが、まず狂犬病につきましてです。

それにつきましては、町内くまなくといいますか漏れなくやっているかということですが、今までに登録済みの方に対しては個別にはがきで毎年案内をしまして、必ず予防注射を受けていただくように指導しております。それから、それ以外に全く個別に動物病院等で受けられる方も毎年200件程

度はいらっしゃいます。ということで、一応こちらとしましては、すべて網羅しているつもりであります。

次に、クリーンエネルギー等推進事業の補助金に関してですけれども、これにつきましては住宅用の太陽光発電についての補助金です。

これにつきましては、CO<sub>2</sub>といいますか、そういったもので地球環境が大変汚れてきているということで、国の施策も含めまして、当町におきまして太陽光発電、これに対して少しでも補助できればということで、一応5台分といいますか5件分を見積もって90万。去年は初年度ということもございまして件数は非常に少なかったです。ことしはもう少しふえるかなということで、結局、補正後の金額同様見させてもらいました。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 谷保育担当課長

保育担当課長（谷 敏則君） 済みません。先ほど杉本議員の中に、質疑の中に1点抜けておりましたので追加させていただきたいと思います。

先ほど、アスロンの問題にかけて温室プールの話がされたと思います。その中で、さくら保育園の温室プールについては、内部の構造としては木を使っております。そこは集成材という厚みのあるそういった部分が出ております。それについては、構造物という柱にしてはしっかりしたものでありますし、見たところでは部分的に少し汚れというか、設計屋さんと話もしたところ若干のカビというものが出ています。それは温室プールで中が密閉されたような状態になっておりますので、ずっと年間使っていますと多少蒸気とかそういった面で汚れが出てくる。これはふけば多少は直るんですけれども、若干汚れが取れない状態にはなっておりますけれども、構造物自体にしてはしっかりした構造となっておりますし、アスロンのような改築が近々必要か

という話では、全くそういったものについては必要ないと我々の方では思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君  
20番（杉本平治君） 先ほどからの各担当課の答弁を聞いておりますと、中能登町のいろんな施策というのがきめ細かく行われている、私はそういうことを感じるわけでございます。

そういう中で、この中能登町が住みよい、子供さんにも住みよい、また環境面にもいろんな面で住宅等にも補助をしている。そういう一つのPRというか、そういうものをひとつ積極的に絵図面入りでわかりやすいように周辺の自治体に宣伝をしていく。そういう中で中能登町の定住人口をふやしていく、そういう必要があるかと思うんです。

これからも私いろんな質疑を行います、やはりそういう面が何かちょっと消極的というかそういう感じを受けるわけでございまして、ひとつそういう面につきまして自信を持って町としてPRをしていく、そういう必要性を私は感じました。

これを要望しておきます。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） 3款民生費、新規事業の病後児保育事業に関連する質問を1件したいと思います。

発生事例は少ないようではございますけれども、保護者並びに保育園の方々が大変困っていることが一つあるわけです。それは、保育中の園児が急に体調を崩して、加えて保護者の方への連絡がとれない。そういうことから迅速な対応をとることができないという場合に、どのように保育園とすれば対応すべきかということですが、園長さん主導での対応が可能なシステムを早急に構築すべきではなからうかな

と、こんなようなことを考えるものです。

町当局、いかがお考えでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 谷保育担当課長

〔保育担当課長（谷 敏則君）登壇〕

保育担当課長（谷 敏則君） ただいまの諏訪議員の質疑に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

保育園では、大切な幼児をお預かりしている施設でもあります。安全に安心して保育していくために、体調の管理というか、そういった状況を把握しながら運営を行っていくことはもちろん大事なことでありますし、そういうふうに行っているところであります。

子供さんと保護者を通じて園としては連絡帳もとっているいろんな情報交換、そういうのをやっていますし、園児バスが動くときには保護者の方から園児バスに乗っている保育士に対していろんな話しかけもあります。そういった状況で、若干体力も弱っているといった状態のときには、保育園でもそういった把握をしながら、いろんな面でケアをしているところであります。

保育園は集団の保育を行っているということは当然なことでありまして、保育園の方では他の子供さんに悪影響を与えるようなそういった状況が発生したときには、やはり保護者の方に緊急に連絡をさせていただいてお迎えをいただくとか、保育園の方では、今言われましたように急遽連絡をとってもとれないといった場合もあった場合には、保育園においてその旨対応したり、病院へ行かなければいけないというような状況のときには病院の方に直接向かうことも年間を通しては、やはり小さいお子様をお預かりしている施設ということで回数は、一般の方から見れば相当数出ていると聞いております。

まず体調管理の中では、昨年もありましたけれども、病気というか菌が蔓延することがあります。それで、若干体調を崩されたりそ

ういったときがありますけれども、件数が多い場合には保健所の方にも通告することにもなっておりますし、そういった場面も昨年はありませんでした。

そういったところで、いろんな面で対応はしているところですが、4月から新たに中能登町でも病後児保育というような事業をスタートさせていきたいというふうなことで、今予算にも計上させていただいたところですが、そういった面ではいろんな親御さんの就職というか仕事されている方が多くなっておりますので、そういった面のケアは、アフターはできるのではないかと。そういうふうにしていかないと、中能登町もやっぱり子育ての町としては自信を持ってできないなといったところもありまして、これから中能登町としては全園をひとつ網羅できる、安心して預かれる施設として、旧の鹿西の保健センターを利用してやることとなります。

そういう面の就業に対するケアはしていくつもりですが、何をもって一番大事なものは子供さんなので、子供さんの面は看護師も配置をされるということでケアもできるし、そういった面でフォローしていきたいと思っております。

まず緊急の場合については、今のご質問ですが、緊急の場合については、まず第一は保育士が対応します。それから、園に配属されている看護師がまず対応します。そういった面でケアをします。そこをもってまだクリアできないなという部分については病院の方、そういった面でケアをしていく、そういう対応をしていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、衛生費の方で保健事業費についてお尋ねをいたします。

全員協議会の方で私は聞き漏らしましたので。そのときに聞きましたのは、ドックの方は聞いたんですけども、委託料の方、基本健診だとか肝炎ウイルス検診だとか、そちらの方は聞いていないので今お聞きするわけでございます。

私は、鹿島時代に一般質問で基本健診だとか、これに関しては何度か質問をしております。それでもって歯科検診、それから肝炎ウイルス、これを追加されているはずです。近隣に比べて中能登の方の老人保健法に定めてあります基本健診だとか、これは一番よくされているのではなからうかなと。

それと、今お聞きしたいのはインフルエンザ注射、19年度から500円の自己負担金がかかるようになっております。それで、委託料にあります骨粗鬆症まで、これの方の自己負担、これは前年度から見れば500円ずつぐらいいアップされているのか、そのあたりをご答弁願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長  
〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 武田議員の疑問といいますかご質問にお答えしたいと思います。

各種検診、これは基本的にはやる検査項目というのは全く同じです。ただ、それに毎年加わるもの、あるいは減らすものというのは幾つか出てまいります。そうした中で、一応せんだって全協でありました減っているか減っていないかということでは減っていないという申し上げ方をしたんですけども。

それから、人間ドックのご質問だったと思うんですが……。

10番（武田純一君） 人間ドックはお聞きしましたので、それは結構です。今聞いたのは、74ページの方をお聞きいたしております。

議長（若狭明彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

保健環境課長（小林玉樹君） 武田議員のご質問の中で、委託料の中で各種診査、検診がございます。これに関する住民の自己負担といえますか受診者の自己負担につきましては何らふえてもおりません。

せんだっての全協のときにお話ししましたのは、老人のインフルエンザの予防接種、あれにつきましては500円ずつ申しわけないですがいただきたいということでございます。

このほか、人間ドックに関しましても、この検診につきましても負担金はいただくつもりはございません。変わっておりません。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に移ります。

歳出の第5款、第6款、第7款について、質疑の方ございませんか。

19番 作間七郎君

〔19番（作間七郎君）登壇〕

19番（作間七郎君） 私は、第7款商工費の90ページ、15節の工事請負費について、内示会でも聞いているんですけども、もう少し詳しく説明をしてください。

議長（若狭明彦君） 坂井商工観光課長

〔商工観光課長（坂井信男君）登壇〕

商工観光課長（坂井信男君） 作間議員の質問にお答えをさせていただきます。

工事請負費でございますが、この中には織物プリンターの設置工事費2,700万円と、能登テキスタイル・ラボにおきます空調機の取りかえ工事分55万円があります。

そこで、お尋ねは織物プリンターの設置工事費の件かと思えます。

この事業の目的につきましては、織物用プリンターの設置によりましてプリントの前処理、プリント、発色等の技術を確立するとともに、織物プリントデザインを活用した商品開発あるいは商品づくり、産地繊維事業者の企画提案力の向上と用途開発の支援強化を図る目的で設置をいたしたいものでございます。

設置場所につきましては、能登テキスタイル・ラボを予定しております。

設置の中身でございますが、インクジェットプリンター、用途の違うものをそれぞれ1台ずつ、計2台設置をさせていただくものでございます。

それと、前処理機といたしましてインクジェットプリンターののりづけ乾燥機、それと発色機ということで、インクジェットプリンター専用の熱処理をかける機械でございます。それとエアクリーナー、大型スキャナー等を含んでいるものでございます。

事業の効果として考えられるものでございますが、当産地ではできなかった織物プリントが可能となりまして、繊維事業者の企画提案力の向上あるいは用途拡大が図られるといったこと。あるいは商品開発力の強化による多品種小ロットの製品づくりの対応が可能となる。それと、サンプルデザインの活用と織物の町、中能登町のPRが図られるものでございます。

将来的にはファッションデザインを学ぶ学生、若いデザイナー等の習熟の場として招致できれば、合繊繊維の産地であることを全国に発信できる、そういった効果が考えられるものでございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 19番 作間七郎君

19番（作間七郎君） 今、課長の方から説明がありましたけれども、これは新規事業の織物プリンター設置工事費ということでございますが、先ほど来、町長は財政が大変厳し

いと、そういうことで1割カットしたんだと言われておりますけれども、これは新規で地方債で2,600万円、借金ですね。厳しいと言いながら、カットしながら借金をしてまでやりたいと。そういうことでございますが、どれほどこのことがこの地域に、繊維産業の活性化、すなわち費用対効果があると町長は思っているんですか。それを聞かせてください。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） この事業につきましては、新町の建設計画の中で、地域の企業支援ということで能登テキスタイル・ラボにおける新製品の研究及び開発支援、そういうところから来ております。

そういう中で、石川県で織られたいろんな繊維、染色されたものを今20万点ほど商工会で、町も3年間700万ずつということで、ことしもお願いをしているわけでありまして、織維関係の方々が一生涯懸命に整理をされております。

そういう中で、その中から仮に20万点の中からこの生地で浴衣をつくってほしいということがあれば、すぐプリントして、独自の、その方だけの浴衣もできますし、旅館等では100着つくってほしいということであれば、そういう事業もできます。

そういうことで、今小さなインクジェットのそれがあるわけでありまして、また今織っている、それを染めて、どこに欠点があるのかというようなことも印刷して染めればすぐわかる。そういうことでありまして、皆さん大変一生懸命に新しい繊維産地として頑張ろうということで日夜頑張っておられる。そういう中で、やはり私は大変有効であろうと、そう思っております。

今、厳しい財政上どうなのかということでありますけれども、2,700万円かかります。2,700万円を合併特例債で県へお願いしたと

ころ、新町計画の中であるからわかったということで、すべて合併特例債で認めていただきました。大体そうしますと900万ほどになるわけです。そのかわり来年度の700万は補助金はしない。そういうことで、700万円をいただくかわりに来年度の補助金はしない。そういうことでありますと、町にいたしますと本当に出す金は200万という計算になります。

今言われたように合併特例債、これを認めていただければ、間違いなく起債にいたしましても来る。そういう中からいけば、200万円の費用対効果でこれをしてもいいのではないかということで決めさせていただきました。

鹿西商工会の方で一生懸命にやっておりますし、いろんなプリントも、それをつくったいろんな小物、そんなあれもやっております。そうすることによって横断幕であれ、また旗であれ、いろんな面で費用対効果を見てもプラスであろうと、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 19番 作間七郎君  
19番（作間七郎君） ただいま町長が費用対効果があるという判断のもとでこれをやりたいということでございますが、私もいろいろと繊維の関係の人から聞いておりますと、町長の聞いていることと私と大分違いがありますので、導入された後、その利用度、その効果、その数字を示してほしいということを強く要望します。町長の思いと私の聞いているのは数字にちゃんとあらわれますから、町長もそういう思いですから、しっかりとこの機械が利用されて、この地域の繊維の皆様方に利用されるとともに、努力してもらいと思います。その数字を必ず示してください。

そういうことを要望して、私はこの件を終わります。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

9番 古玉栄治君

〔9番（古玉栄治君）登壇〕

9番（古玉栄治君） 私、労働費、町シルバー人材センター補助金、77ページです。これについて質問させていただきます。

先ほど町長、いろいろ補助金のことで1割カットを言われました。私、カットばかりがいいとは思いません。出すところには出さなければいけないなということは思います。

そういう中で、昨年300万円、今年度510万円、この210万円のアップの内訳を教えてください。

議長（若狭明彦君） ここで昼食のため休憩いたします。開会は1時半からということにいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

藤井参事兼監理課長

〔参事兼監理課長（藤井博昭君）登壇〕

参事兼監理課長（藤井博昭君） 古玉議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

町シルバー人材センターの補助金の増額理由でございます。

現在、シルバー人材センターには町から職員が2人、人的派遣をしております。そういう中で、平成18年5月17日付で知事の許可を受けまして社団法人中能登町シルバー人材センターが設立をされました。18年度の町の補助金につきましては300万円でございます。また、今回19年度の予算につきましては510万の要求をしております。

増額の中身でございますが、人件費相当分として110万円。新規経費、これは備品等の購入ということで100万円を計上させていただきました。19年度より派遣職員を1人減らす予定で増額510万を要望したわけでございます。

ご存じのとおり、先ほども言いましたとお

りシルバー人材センターは法人格を持ちました。そういう中で、今後独自の運営をしてもらいたいなど。そういう中で2名を単年度に戻すわけにはいきませんので、徐々に職員を引き揚げさせてシルバー人材センターで独自の運営をしてもらいたいなど。そういう考えのもとで今回増額をさせていただきました。

また、法人格を持つことによりまして国の補助金が得られます。それは町にも負担がありますが、今回19年度につきましては510万であります。国も同額の510万の国庫補助を出すということですので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 9番 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 今ほどの説明で、510万円のうちの備品購入費。私聞いたところでは、以前聞きにいったら車を1台購入したいということでした。

もう一つ、110万円。増額の中の110万円に関しては人件費ということなんですけれども、今、中能登町から2名出向している。その分1人引き揚げるとということなんですけれども、なぜ引き揚げる必要があるのかなと正直思います。今、中能登町、職員数どれだけおいでなのかかわからないですけれども、私は正式な数わからないですけれども、多分ほかの議員の皆さんも同じだと思うんですけれども、少し多いのではないかなと思われる中で1人引き上げて110万円の経費をかけるという、これが経費のむだでないかなと思うんですけれども、この辺町長いかがお考えか、お願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 古玉議員の質疑にお答えしたいと思います。

人件費に関しては、町の職員であったら県からの補助金はないわけなんです。今2人行っております。その中のだれか1人引き揚げ

てパートというか嘱託の方を入れれば、それに応じて国からいただけるわけでありまして、そういうことで引き揚げさせてもっと有効に使いたいと、そういうことであります。

今、人件費、再度言いますけれども、職員に関しては国からの補助金はない、そういうことでありまして、順次独立していただきたいと、そう思っておりますので今年度は1人引き揚げる。また時期を見て、来年になるか再来年になるか、独立して団体で歩いていただければいいなど、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 9番 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 町長、私言いたいのは、人を1人入れて110万円の補助金を国からもらうのがいいのか、全く入れないで町から110万出さない方が経費節減になるのではないかなど。今、職員が足りないのであるならば1人引き上げてそうすることは非常にいいことだと思います。先ほど言ったように、私は見た感じ多いように思います。多い中に、なおかつ補助をもらうため110万円を出すということが果たしていいのかなど。

確かに独立したシルバー人材にしなければいけないと思います。それはそれで、もっと職員が整理された時点で引き揚げた方が一番いいのではないかなどと思いますので、いかがでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 職員に関しましては、正規の職員は多いということは私はないと思っております。そういう中で、嘱託の方もいろんな分野で、保育所であれ、また学校であれ使っております。そういう中で対応をしていきたい、そう思っております。

よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、何点かについて質疑をさせていただきます。

まず、88ページ。林業費の補助金でございます。これにちなみましてお尋ねしたいのは、ご承知のように県はことしから現行の県町民税の均等割にかぶせて500円徴収することになりましたね。そういう中で、年額県は3億6,000万円、5年間にわたって現在実施をしたいということなんですが、前回は町長にこういう点につきまして質疑をしていたわけでございます。町長は、中能登町の森林の保守、また適切な保管、そういうものについては大変重要であるという答弁をいただいているわけですが、今、88ページの第6款の林業総務費の中には中能登森林組合と越路森林組合、また県産材使用住宅取得費の3つの項目で補助金が出ているわけですが、こういう中におきまして、県が3億6,000万円、1年間に集めた中で、こういう県の集めたお金が中能登町の森林の保守にも回ってくるというか、そういうことはどうなっているのか、その点についてひとつ見解を求めたいと思います。

集めた3億6,000万円はどこに使用されるということに県の方からお聞きしているのか。ぜひとも中能登町の方へも幾ばくかのお金をいただきまして、こういう面につきましての中能登町の森林の保守に使っていただきたい。そのことを要望する次第であります。

次に、91ページでございます。第7款の観光費。お尋ねいたしますが、負担金として多く出ておりますね。そして町の補助金としてまた出ているわけですが、私は、この負担金という中に出ている金額と町が補助金として支出している金額との整合性というか、それはどのように町は考えているのか。

例えば、能登半島観光協会に77万4,000円出ておりますね。ようこそ加賀百万石の事業に22万。これは負担金として納めているわけでございます。納めた負担金というのは、中

能登町の方へというのはね返りがあるのか。それに応じて町の観光協会として117万円のお金を補助金として出しているわけでございますね。そういう負担金の中の支出と、補助金として町独自の町の観光協会、町ふるさと促進協議会等に支出しているそういうお金との調整というのはどのようになされているのか。この負担金、補助金が本当に実のある中能登町の観光のPRに使われているか。また施設に使われているのか。そういう点をひとつ答弁を願いたいと思うわけでございます。

えてして負担金というのは、納めたらそのお金という後日の内容等についてはなかなか明確にされていない。大きい金額ですね。どうなっているのか。そういう点について答弁を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） お答えいたします。

いしかわ森林環境税の3億6,000万円程度の基金が地方に回されるのかということでございますが、いしかわ森林環境税のお金を使って整備をされるのは2つございまして、まず一つは手入れ不足人工林の整備、それともう一つは県民の理解と参加による森づくりの推進という、その2つの大きな柱が示されております。

ただ、具体的にこれが地方の森林整備につながってくるかということは、現在のところまだ示されておられません。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井商工観光課長

〔商工観光課長（坂井信男君）登壇〕

商工観光課長（坂井信男君） 杉本議員の負担金と補助金の調整はどのようになっているかということでございますが、19節の方では負担金と補助金を見てあるわけですが、補助金につきましては町独自の協会あ

るいは会に対しまして補助金を出しております。負担金と申しますのは、例えば能登半島の広域観光協会ですと能登地区9市町で構成をされておまして、それぞれの負担割合に応じて算出をして出しているものでございます。

そういったことで、年に理事会あるいは総会等がございますので、そういったときに報告を受けて、どのような事業を行っているか、それが適切であるかどうかということ判断してきょうまで来ているものでございます。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） 再質疑をさせていただきますが、観光というのは私はこう思うんですよ。負担金を集めて能登全域の観光をやっているそういう団体と、町独自で中能登町の観光をやる協議会のそういう活動と、これらはばらばらにやっていたら何ら効果ないと思うんですよ。だから、どういう観光をPRするのか、事業を行うのか。生半可な金ではないんです。77万4,000円も出しているわけでございます。だから町の観光協会として117万円、補助金として町の観光協会。これによって町の観光PR、またいろんな事業を行っていると思うんです。そこら辺の調整というか整合性というものをきちんとしなくては、お互いにばらばらにやっているのでは何ら効果のない、私は観光、一つの事業におさまる、そういうことを懸念するわけです。

そういう点につきまして、積極的にこういう面についての調整をとられる、整合性を持っていく、そういう手段を行政の方に考えていただきたい。

私は、特にこの負担金として集めているお金、大きなお金でございます。1,000万円近くになるわけでございます。私は、そういう面について、適切にやはり注文をする必要があると思うんです。

以上、要望して質疑終わります。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、引き続き質疑をさせていただきます。

まず初めに、95ページ。地方道路、2細目で地方道路整備臨時交付金事業というのがあるわけでございます。13節に委託料といたしまして1億3,000万円、金額が打っております。大きな金額でございます。これは、聞くところによりますと町道4号線。町道4号線というのは、旧の鹿西町の沖馬場へ通じる路線でございます。聞くところによりますと、JRの踏切の拡幅工事に伴う金額だそうでございます。

えてしてJRの工事というのは本当に膨大なお金がかかります。私、1億3,000万円という金があつた踏切にどういうことに使われるのか不思議でならないんです。今もあの踏切に遮断機もついているわけでございます。ただ広げるだけなんです。そういう中で1,300万円ならいざ知らず1億3,000万円という金額。どうしてそういうことになるのか。これ一回JRに聞きたいと思うんですが、予算を計上した行政はJRにどういう質問をして1億3,000万円を打ったのか聞かせていただきたい。

それから、98ページ。消防費でございます。消防総務費でございますが、金額にいたしまして1,020万8,000円、総務費に、施設費にあるわけでございますが、私このことを考えまして、不幸にいたしまして先般、金丸の駅前の火事がありました。1人の方が半身不随で寝ておられまして、介護度4か5の方でございますが、出ることができなくて火事のため死亡されたわけでございます。

そういう中で、地域の方々が言っておられる声は、あの地域に防火水槽の設置というのがなかったそうでございますね。県道を超え

て上の方から取ってこなくてはいけなかった。消火栓だけが頼りであったということ。だから、消火栓が2つもあったけれども、やはり時間がたつと同時に消火栓がなかなか水が揚がらなくなった。

私は、中能登町としてあそこに新しい住宅もつくったわけでございます。やはり町として消防施設の充実については、そういう面について常に計画的に防火水槽の設置をすとか、そういうことをぜひとも考えていただきたい。

この予算の中には新しい防火施設の用地の問題は一つも出ておりません。負担金では消火栓の工事、消火栓の維持管理費だけでございます。こういう面について、町はこれからの中でどのように考えていかれるのか、ひとつぜひとも考えをお聞きいたしたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長  
〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 杉本議員のご質問にお答えいたします。

J R コンサルタントへの委託料でございます1億3,000万円。これにつきましては、なるほど金額的には非常に大きな金額だということに考えております。

この件につきましては、5年ほど前から長曾川の四ツ水口のかげかえ、あるいはそういったものにおきましてJ Rのコンサルタントに話をしております。現在、コンサルタントの中身的なものは協議中でございますけれども、1億3,000万ぐらいの費用がかかるだろうということでございます。当然、設計書等が出てきましたら精査いたしまして、金額等についてはきちっと入れますけれども、現在そういった形でのコンサルタントの方の話であります。

ただ、業者につきましては、ご存じのとおりマル特業者ということで、これも私らの方で決めた業者の方へ入札は入れられませんの

で、そういったもろもろの点、非常に高いということはかねがねいるんな会合においてJ Rの工事は高いというようなことは聞き及んでおりますけれども、そういったことも勘案いたしまして実施の段階には精査し、少ない金額で効率の上がる施工といえますか、そういったことに努めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長  
〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 杉本議員から、一昨日の火事を踏まえて防火水槽、それから消火栓等についてのご質問でございました。

今年度の予算につきましては、消火栓の工事費として18基分の新設を見込みまして576万円を計上させていただいております。なお、中能登町に今ある消火栓の数でございますが928カ所でございます。

防火水槽のことになりますと、地区からの要望等が必要でございます。と申しますのは負担金もついて回ることから、地区からの要望が最優先というふうなことになるかと思えます。こちらから、あればどうですかというふうなことも、声をかけることもわかっておりますが、消火栓があるから防火水槽は要らない、つぶしてくれというような地区もございます。その場合には我々といたしまして、その周りの同意を得ないことにはつづすことはできませんよという、そういう指導も行ってあります。

なお、一昨日の横町地区の火事でございますが、たまたまあその前につきましてはJ Rの用地というようなこともございました。あその位置から、あの後ろの方に1カ所、横町輝雄さんのところの後ろの方にも1カ所の防火水槽はありましたけれども、地区からの要望があれば、ぜひ我々といたしましても広域圏の方に言って防火水槽の設置をしたい

とそのように思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、道路維持費についてお尋ねをいたします。

委託料の中にバイパス地下道ボックス管理というふうなので60万円の予算がございます。

国土交通省は、去年から草刈りをほとんど行わなかった。小竹、水白、尾崎の方で古宮の地下道の清掃をしております。その上の方に花壇があります。花壇は、今までその3部落の方では一切花壇の方を手入れをしていなかった。上の方に書いてあるのは、その3部落の方の老人会がしているというふうに書いてあるんですけども、実際に今まで一度もやっていなかった。

去年、余りにもひどいので担当課の方へ何とかしてくれという願いをしましたら、結果としては小竹の方にあるすみれ会という会があるんですけども、そちらの方へ区長が泣きつきまして、そちらの方で除草をしてもらった。多分ことしも国土交通省の方は経費節減だということで、上の方の花壇、ツツジを植えてありますけれども、そちらの方をしないんじゃないかなというふうに思います。

それはそれでいいのかなと。地下道、交差点で、そこにあります花壇というか植栽してあるんですけども、植栽の方が草ぼうぼうになっていていいのか。国土交通省は全部してありませんから、草刈りは、それからいけばいいんですけども、すみれ会の方も結果としては1円ももらっておりません。全くのボランティアです。もしボランティアであるならば、前もってその方らにお願いをする方法もあると思います。その辺どのような打

ち合わせになっているのか、お答えを願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの武田議員のご質問にお答えいたします。

今ほど言われました古宮の地下道の件につきましては、去年は地下道の方につきましては尾崎、小竹、水白の老人会の方にボランティアでやっていたというところでございます。

その上の今ほど言われましたサツキ、ツツジですか、そういったところのものについては国土交通省が手入れをするというようなことではございましたけれども、去年は一回もしてなくて、地元の伊藤区長さんの方から小山助役を通じて私の方へ話がかかってきまして、今ほど言われました小竹のすみれ会を構成されている女性の方々3名ほどでしたが、その方をお願いしてやってもらった経緯がございます。

それで、ことしも、この地下道ボックスの清掃につきましては、従来、町道が国道の下に通っているその地下道について管理をしていただいていたものでございまして、古宮のような地下道があります、その歩道の上の方の管理ですね。そういうものについては一切国土交通省がやっているものとこちらの方は判断しているわけでございますけれども、今言ったご指摘の点、ことしもそういったことが起こってはいけないということで、今後、担当がかわったらいけませんので、4月に入ってからまた国土交通省、津幡の方へ行きまして、またお話をさせていただきたいなど、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、

次に移ります。

歳出の第10款、第11款、第12款、第13款、第14款について、質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 第10款に関連いたしまして1点ばかりお尋ねをしたいと思います。

私の意見も交えて、基本的な見解を求めたいと思うわけでございます。

ページ数は101ページ。委託料といたしまして、統合中学校建設基本構想等の設計ということになるかと思いますが、200万円予算化してあるわけでございます。

町長は常日ごろ、中能登町の統合中学校の建設について前向きに考えていきたい、こういう発言を繰り返ししているわけでございます。

私、以前から合併協議会の続きの中で、第1次の統合中学校検討委員会の結論と、第2次の統合中学校の検討委員会の結論と、2つの検討委員会の結論が出ているわけでございます。おのおの答申されているわけでございますが、内容については大きな違いがあるわけでございます。

私は、それらを踏まえて町長にお聞きいたしたいのは、統合中学校の建設というのは場所とお金、基本的に建設費があれば、これは建設できるわけでございます。特別問題はないわけでありまして。なるほど町の真ん中でいい場所があって、建設費の50億円も用意できるということになれば、これは建設できると思うんです。それは、今の町長でなくてもだれでもできるんです。お金があれば。私でもお金があって、そういう場所があれば建設できる。

問題は、お聞きいたしたいのは、現在ある中学校の位置づけをどうするのか。それをきちんと行政が示していただかなくては、地域の中学校を持っている旧の3つの町の住民の

方々から大きなやはり不満足というか、そういう意見が出てくると思うんですよ。

特に私は、鹿西の中学校というのは大変新しいんです。あの中学校をどうこれから考えていくか。それらをきちんと踏まえていかなくは、新しい統合中学校を真ん中に建てる。合併特例債があるから50億円ほど用意できる。そういう安易な考え方でこの検討委員会の答申を受けて、建設基本構想というのがこれから出されてくるわけでございますが、その点については本当に慎重にしてほしい。

新しい鹿西中学校というのは、本当にすばらしい学校であります。だから、第1次の検討委員会の答申の中では、鹿西中学校を新しい統合中学校の位置づけとしていく、そういう意見があったわけです。だから、1番目にあれを上げたわけです。第1次の検討委員会は、2番目として、だれども真ん中に建てるという意見もあったということです。

私はそういう面につきまして、鹿西中学校をとにかく言うのではないんです。あの中学校をどう位置づけていくのか。壊してしまうのか、何かの施設に利用するのか、そこら辺をきちんとこれからの中で考えていっていただかなくては、私は大変遺憾なことになる。ただでさえ苦しい町の財政を苦しめるばかりだと思えます。

私はそういう点につきまして、今の200万円の中で町長は慎重にそういう面について考えていっていただきたい。そういうことを意見として述べておきたいと思えます。

これについて、町長が所見があれば述べていただければいいし、なければそれでもよろしいです。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 中学校に関しての私の思いを述べさせていただきます。

合併時のときの検討委員会では、鹿西中学

校を直す案と他に建てる案と、2案ということであったと聞いております。その後、新しく中学校検討委員会を立ち上げまして、その答申は鹿西中学校では狭いと。中学校はあくまでも他に建てるべきだと。そういう答申がありました。

それにつきましては、私も後の案で鹿西中学校は全体の中での中学校とすれば狭いのかなと。やはり建てるとしたら後の答申で、今言われました、これからの検討委員会を立ち上げまして、またお金の面、あるいは場所の面、そういうものを検討していただいて、他の中学校は使わないということできたいと思っておりますし、そういう中で、鹿西中学校をどうするかということはやはり一番の問題であります。平成12年に建ったわけでありまして、まだ6年、7年しかたっておりませんし、本当にあの前を通りましても新しい立派な学校であります。

常々あの学校の前を通るたびにどうすればいいのかなと、何にすればいいのかなと。いろんな案を言われる方もおいでます。私自身ももう少し皆さん方の意見を聞きながら、あれについては、壊すということはまずあり得ませんけれども、どうすれば一番有効かということを進めていきたい。

中学校に関しては、検討委員会の中で、他の場所で肅々と進めていきたいなど、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、文化財保護についてお尋ねをいたします。

この前の全協のときにも申し上げたと思いますが、石動山にあります伊須流岐比古神社、その拝殿の前に石垣があります。石垣の手前の方に2つの灯籠がありまして、向

かって左側の灯籠がもう倒れてから1年半以上たっているということでございます。年賀状で私の方へ、町は何しているのかというふうな年賀状が来まして、1月4日の日に行って現地を確認をしてきて、担当の方へも何とかできないかと。石動山には4軒しか家がないんだと。そこで、それを守れといってもなかなかできないということで、何かできないかなと。それからもう一つ、石動山を護る会の方にもその旨お願いしたんですけども、一向にらちが明かないと。

この前のときには検討していただきたいという話だったんですけども、その後どのように話が進んでいるか、その辺をお答え願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） お答えいたします。

さきにも検討するというふうにお答えをいたしました。それで早速、担当の方に確認をいたしました。業者に見積もりを出していただいて、区の方に一応出して、そちらの方で今検討してもらっている段階だというふうに私は聞いております。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

5番 平岡志朗君

〔5番（平岡志朗君）登壇〕

5番（平岡志朗君） 122ページ、13、駅伝大会電気計測業務委託料80万。これ日数は1日かと思うんですけどもその辺と、また予定出場チームもしくは人数を教えてください。

議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長

〔生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇〕

生涯学習課長（吉田外喜夫君） ただいまの平岡議員の質問にお答えいたします。

駅伝のチーム及び人数ですか。私、今資料は持っていないんですけども、聞いたとこ

ろによりますと年々ふえてきております。そして、18年度については80チームぐらいと聞いているのですが、人数は4人で走るというようなことですので300名を超えているということですね。

開催日ですか。11月だったかと思うんですが。

議長（若狭明彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ここで、答弁漏れに対する答弁があります。

澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） 武田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で、空中権というお話が出ておりました。これにつきましては、道路占用令で上空の方にお金を取るというようなことから、送電線の話の中でそういったお話が出てきたかと思うわけですが、この空中権につきましては、町道の上に送電線が通っているところでありまして、町道は行政財産でございますので、そういった権利設定ができないということで、これについては設けてございません。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 平成19年度中能登町老人保健特別会計予算について、歳入歳出全般についての質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 平成19年度中能登町介護保険特別会計予算について、歳入歳出全般

について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、介護保険について質疑をさせていただきます。

ページ数は159ページでございます。第3款の地域支援事業。この地域支援事業につきましては、これからの介護保険の中に大きな私はウエートを占めてくる大きな事業だと考えております。

そういう中におきまして、159ページでは3款の1と2です。介護予防特定高齢者施策事業費といたしまして、おのこの予算化してあるわけでございます。今年度は、1として56万1,000円、2といたしまして294万4,000円。1と2までです。今年度は56万1,000円。昨年度の当初予算では63万4,000円打ってあったわけでございます。ことしは、2に介護予防一般高齢者施策事業費といたしまして294万4,000円打ってありますが、昨年度の当初予算では353万1,000円打ってあるわけでございます。

これらの金額が減額されたのは、地域包括支援事業の中で果たして適切なのかどうかということ。特に高齢者の施策事業費でございますから、その点について、なぜにことしは当初予算の中に昨年度の予算から見れば減額になったのか。

次に、第3款の任意事業でございます。ことしの予算は1,035万でございますが、昨年度は1,404万4,000円の予算でございます。これらにつきましても大変減額されているわけでございますが、これらを踏まえまして、介護保険の中でこれらの地域支援事業が円滑に行われる体制というのが十分に確立されている中での減額であるのか。また、その減額された内容等について答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

まず最初の地域支援事業費としての介護予防特定高齢者の施策事業費と、それから2目の介護予防一般高齢者の施策事業費としての減額ということではありますが、これは18年度から新たにこういう形をとった事業であります。

当初からどれだけの経費がかかるということをも100%把握していたわけではありません。18年度の実績見込みを考慮して計上したものであり、これでいけるということで組んだもので、決してただ単に下げたということではありません。

それから、地域支援事業費の任意事業費として1,404万4,000円から1,035万に下がった理由ということではありますが、これについても特にその中で配食による見守り事業ということで624万円を18年度には計上いたしておりましたが、19年度は468万、それから介護用品支給事業、要介護3以上の方に支給をいたしておりますが、それについても660万円計上しておりましたものが487万5,000円ということで、この2点が一つ主な理由であります。

これについても、要綱で定めている制度としては全く変わりはありません。ただ、18年度の実績見込みを考慮して19年度に計上したというものであります。18年度の予算を組んだときには、17年度の実績見込みがまだはっきり立たないときに立てておりました。したがって、18年度の当初予算の計上したものについては実績に応じてこの3月の補正にも減額をさせていただいております。

以上であります。

議長（若狭明彦君） 20番 杉本平治君

20番（杉本平治君） この点について、松栄課長に再度質疑をしたいと思っております。

今、厚生省は介護保険の中で要支援1、2、介護1、2のそういう方々に対する用具の貸し出し、また例えばベッドであるとか電動車であるとか、そういう一つの基準の見直しを新たにしているということが先般新聞の記事に出ておりました。

そういうことになりましたと、今私が言いましたそういう点につきまして、これから包括的支援事業、任意の事業費の中で対応していかれるのかどうか。私はこういう点についてお尋ねしたいと思うわけであります。

介護保険の法律が変わりまして、大変厳しくなりました。今まで利用していた電動車が利用されない。今までベッドを利用していたのが利用されない。保険に適用されないという、そういう大きなものが出てきたわけであります。

そういう中で厚生省は、これらにつきまして一部適用をもう少し広げるというそういう方針を打ち出しているわけございまして、そういう点につきまして今後出てきた場合は、これらについての対応というものがきちんと中能登町はでき得るのかどうか。その点について松栄担当課長の答弁を求めたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

介護担当課長（松栄哲夫君） 杉本議員の再質問にお答えをいたします。

今ほど比較的軽い方、要支援の方、要介護1も含むわけですけれども、車いす及び特殊寝台、ベッドですね。その貸し出しに縛りがかったということはそのとおりであります。

18年の4月1日、既に利用されている人については18年の10月1日からの適用、それから18年の4月1日以降に新たに認定される方についてはすべて適用ということで、内容的については、車いすの場合は歩行が困難な者ということが条件としてつけられております。そしてまた特殊寝台については、起き上

がりが困難な者、寝返りが困難な者、そういう位置づけがされております。比較的軽い人は寝台なり車いすをリースするということが結果として機能回復に結びついていないということで、厚生労働省の方はそういうふうな見解を出したわけです。

それに基づきまして、町の方も対応をいたしております。選択の中で自己購入をされる方、それから個人的にレンタルをされる方、そしてまた町の方にベッドもありますのでそういうものの貸し出しも有効に利用していただくということで、そういう選択の中で利用をしていただいております。

今ほど杉本議員さん言われましたように、厚生労働省の方ではそれを余りにも縛りがきつ過ぎるのではないかとということで、確かに19年度からはまた一部改正されるようなことは聞いております。ただ、その具体的な内容についてはまだ示されておられませんので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。

ここで2時45分まで休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時46分 再開

議長（若狭明彦君） 再開します。

議案第27号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出全般についての質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑ないものと認めます。

以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第28号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） 隣にいる議運の委員長が大きい声で「なし」ということを言いますのでびっくりいたしました。手を挙げるのを忘れまして。

議案第28号について質問をいたしたいと思っております。

191ページ。ご承知のように、中能登町は下水道事業が石川県の県内の自治体の中におきましても先進的な自治体として評価されているわけですが、まだ下水道事業費にかかわりまして一般会計からの繰入金が多額のものになっているわけですが。

例えば、特環におきましては7億5,977万7,000円、集排につきましては1億7,674万7,000円という多額の金が一般会計から繰り入れされているわけですが、これらにつきまして今後の見通し、一般会計からの繰り入れが今後どのような数字に変化していくのか。財政多難な折から、この点につきまして答弁を求めたいと思っております。

2番目といたしまして、いずれの下水道事業におきましても加入率は今日、総体的で、中能登町全体でようございますが、パーセンテージがわかりましたらよろしく数字を述べていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（若狭明彦君） 澤上下水道課長

〔上下水道課長（澤 賢造君）登壇〕

上下水道課長（澤 賢造君） まず繰入金の推移でございますけれども、現在ちょっと資料を持っておりませんので後で報告させていただきます。当分はこのような現状が続く

ものと思っております。

次に加入率ですけれども、現在、平成17年度末では68%ぐらいでしたが、平成18年度末では72%ぐらいになる見込みでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第29号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算について、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第30号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算について、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号 平成19年度中能登町水道事業会計予算について、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

質疑の方はございませんか。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、最後の質疑をさせていただきます。

まず初めに、ページ数にいたしますと243

ページでございます。この243ページには、県水の受水費というのが予算化されているわけでございます。4,321万7,000円。昨年度の当初予算では4,309万9,000円でございます。平成19年度は支出の金額が、県へ払う金額がふえているわけでございます。

それらを踏まえまして、今後どのように県水の問題について行っていくのか、そこら辺をひとつよろしく答弁を願いたいと思えます。

県水というのは、旧の3町の中に鹿西町だけが受水しておりまして、旧の鹿島の方、鳥やの方は大変なじみが薄いわけでございます。鹿西町は当時、県の水をどうしても必要だということで受けたわけでございますが、私は今までこの件につきまして直接県の企業局へ何回も行きまして陳情いたしております。

そういう中で、平成16年の4月より石川県の県水の料金が引き下げになりました。11.2%引き下げを発表したわけでございます。以前から受水自治体は、この県水の料金の引き下げを強く求めていたわけでありまして、これらにつきまして県の方が初めてそのときに県水の値下げを発表いたしました。大変そのときはよかったわけでございます。

同時に、そのときに県水の責任水量制の廃止ということも強く求めておりました。最終的に中能登町は県へ、上水、飲み水が要っても要らなくても最終的に、平成27年になりますと2,500トンの水を受けなくてはいけないということになっているわけでございます。これも交渉の中で引き延ばしになったわけでありまして、当初から見れば大変引き延ばしになっております。

ただ、その県水の責任水量制が今日、中能登町にどういう位置づけになっているのか。今、旧の鳥屋におきましては自前の水量というのは大きく確保されているわけでございます。鹿島町にとりましても鹿西町と違って自

己水というのは確保されている。だが、合併した中におきまして旧の鹿西町の県水の受水というのを断るわけにはいかない。最終的に2,500トンというものを1日受けなくてはいけないということになりますと、金額、支払いは当然出てくるわけでございます。

平成17年度は1,350トン。17年まで県は右肩上がりに受水量を計画していたのを、交渉の中で県は一步おりまして1,350トンにしたわけでございます。この水量が平成18年度では1,710トン、19年度へいきますと1,806トンになるわけでございます。右肩2,500トンまでいくわけですね。そうしますと当然、県水に対する負担率というのは金額は大きくなっていくわけでございます。

現在、中能登町としては旧の鹿西町も含めて自己水というのは本当にどうなっているのか。確保できるのか。県水の最終的な2,500トンというのは要るのか要らないのか。平成19年度では1,800トン、県が要っても要らなくても中能登町へ県水を送っているわけですね。だから、その7割については責任を持って中能登町が支払わなくてはいけない。

金沢市ももらっておりますから、金沢市ぐらいは川へ流しているそうです。県水の水を。それでもお金を払っている。そういう契約でしたわけでございますから。

私はそういう点につきまして、県の責任水量制の見直しというのを、中能登町だけでなしに受水している市町村全体でもう一遍陣立てをして県へ要望すべきではないか。県は今、県水の特別会計は黒字になっておりますから、そういう面につきましてぜひとも関係受水自治体と一緒に、この県水の責任水量制の見直し、これをひとつ要望すべきではないかと私はそう思うんです。中能登町として必要な県の水は受ける、要らない水は受けなくてもいいという、そういう制度に変えていく必要があるのではないかとthinkんです。

受水市町村は、この点につきましては全部の市町村は一致しているんですよ、責任水量制の廃止ということにつきまして。だから、そういう面につきまして、ひとつ積極的に中能登町としても県へ要望していく。県の水の単価の引き下げと同時に、責任水量制の廃止、これをひとつ要望したいと、そう思っております。

議長（若狭明彦君） 要望ですね。

20番（杉本平治君） 訂正いたします。

要望ということできなしに、町長のこれに対する、県に対する積極的な対応の検討を求めて、答弁を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 澤上下水道課長

〔上下水道課長（澤 賢造君）登壇〕

上下水道課長（澤 賢造君） 昨年度と県水の費用が違うということでございますけれども、これは平成19年度は2月が29日ということで1日多いということで、その分の費用が多いわけでございます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） この県水につきましては、歴史が大変古いわけでありまして、鹿西時代からいろいろと水が足りないということをお願いをしておったわけでありまして。

第1次は、ご存じのとおり押水までが第1次で終わりました、それ以後、羽咋と、そして鹿西、七尾、その当時の能登島。県水は倍でもいいから何かしてほしいというような格好で、私の町議時代のときから町挙げてお願いをしていた経緯があります。

そういう中で、何とか押水以北、能登島まで行かして、そのときに130円と160円ぐらいの差がついていたわけでありましてけれども、そういう中からやはり一緒な県内でおかしいのではないかと。県会を巻き込みまして、そして運動もして下げていただいて現在に至っているわけでありまして。また16年には

引き下げもなりまして、第1次段階は県内は一緒になった。そして16年には10何%か下げた。

そういうときに責任水量も話をしていたわけですけども、これではだんだん、羽咋も要らないそうですし、中能登町も要りません。能登島はどうか、余り要らないということで、こういうことをしていたら絶対に県企業会計はもたないという返答でありますけれども、これにつきましてもやはり羽咋、七尾、そしてまた今は県会議員の選挙であります。そういう中で、また候補者の方々にそれらも入れていただいて、当然、再度の引き下げ、責任水量の廃止というものをともに手をつなぎながら頑張ってもらいたい、そう思っておりますし、そういう運動をしていることも事実であります。

またそれと同時に、話は少し変わりますけれども、能登有料道路の無料化というものも一緒に運動していることも事実でありますし、それらについてもこれからも皆さんと力を合わせながら県の方へ話をしていきたいと、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号 石川県町村議会議員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないものと認めます。

以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号 石川県市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 町道の路線認定について質疑を行います。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

ここで委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後3時08分 休憩

午後3時09分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

常任委員会付託

議長（若狭明彦君） 日程第2 常任委員会付託

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第1号11件、議案第1号から第35号までの議案35件及び請願第1号から第3号までの請願3件に

については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案及び請願付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

休会決定の件

議長（若狭明彦君） 日程第3 休会決定の件について議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会審査などのため、3月7日から13日までの7日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、3月7日から13日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時11分 散会

## 平成19年3月14日（水曜日）

### 出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### 説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助 役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教育委員長	濱田 繁	上下水道課長	澤 賢造
教 育 長	池島 憲雄	介護担当課長	松 栄哲夫
参事兼総務課長	苗山 雅幸	保育担当課長	谷 敏則
参事兼監理課長	藤井 博昭	保健環境課長	小林 玉樹
参事兼住民課長	林 富士雄	会計課長	小山 三雄
企画課長	大村 義一	教育文化課長	後藤 和雄
税務課長	永源 勝	生涯学習課長	吉田 外喜夫
土木建設課長	澤井 昭範		

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第3号）

平成19年3月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。  
議員定数の半数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問  
についての各議員の発言時間は1時間ですの  
で、守っていただくようお願いいたします。  
執行部におかれても、的確な答弁をお願いい  
たします。

それでは、通告順に質問を許します。

19番 作間七郎君

〔19番（作間七郎君）登壇〕

19番（作間七郎君） それでは私は、通告  
してある行財政改革について、教育行政につ  
いて、農業施策について簡潔に質問をし  
ます。

合併で2年経過し、3年目である。

まず1点目の行財政改革については、各課  
長に自己評価について5つの項目を質問し  
ます。また、町長には6項目について質問し  
ます。

まず課長には、1つ目は、市町村財政比較  
分析表を見たか。

2つ目には、現状の課全体の仕事の量は。

3つ目は、課での職員数は。

4つ目は、あなた自身、課長としての自己  
評価は。

5つ目は、課長としての自己評価点数は  
100点中何点か。これは答えられる範囲で結  
構でございます。

町長は提案理由の中で、義務的経費の増要  
因を掲げながら、行財政改革を推し進めるこ

とが私に課せられた問題としてとらえている  
と説明されましたので、1つ目には職員定数  
条例について、2つ目には職員の適材適所の  
配置について、3番目には外部委託につい  
て、4番目には指定管理者制度について、5  
番目には職員の勸奨制度について、6番目  
には定年退職者の嘱託採用について。

それでは各課長、町長には簡潔明瞭に答弁  
をお願いします。なお、課長には質問内容を先ほ  
ど言いましたけれども、答弁席に私が言った  
ことを置きますので、それを見て答えてくだ  
さい。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 作間議員  
の質問でございますが、今定例会の一般質問  
のトップバッターということもあり、また、  
どんな質問があるのかなということで大変緊  
張いたしておりました。現在、大学試験、入  
試もあります。受験生となった気分ござい  
ます。また、答案用紙と質問用紙が裏向けに  
置いてあって、どんな質問が用意されてい  
るのかなという緊張の連続ではありますが、それ  
では質問に沿って答えさせていただきますが  
よろしく願いをいたしたいと思えます。

まず1番目の県内市町村財政状況につい  
て、合併後の県内全市町村の財政状況表を見  
たことがありますかというご質問ございま  
すが、私は立場上、見ております。

それから、課の仕事の量でございますが、  
現在あなたの課の仕事量はどうかという  
ご質問でございます。この仕事の量につきま  
しても時期的に波があるかと思えます。極端  
に厳しい時期と、そうでもないというような  
時期もあるかと思えますけれども、私として  
は適量であるというふうに考えております。

課の職員についてでございます。現在あな  
たの課の職員数は仕事量に比較してどうす  
かということでございます。どの課長につい  
ても人数が多いということは言わないだろう

と思いますけれども、私は、極端に忙しい時期を迎えたときには少ないかなということもございしますが、これについても妥当であろうかなというふうに思っております。

それから、4番目の自己評価についてでございます。課長自身の評価はどうかということでございますが、職員はどのように見ておるかなというふうに思っておりますが、私は普通であろうというふうに思っております。

最後の自己評価の点数、なかなか難しいご質問でございます。課長としての点数はどうかということですが、若干50点よりちょっと多いんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 大村企画課長

〔企画課長（大村義一君）登壇〕

企画課長（大村義一君） 作間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県内市町村の財政状況について、合併後の県内の全市町村の財政状況を見たことがあるかというご質問でありますけれども、見たことはございます。

それから、第2点目の現在の仕事量についてでございます。あなたの課の仕事量はどうですかというご質問でありますけれども、特に本年度、ケーブルテレビ事業をやっておりますので、この件につきましては非常に大変な仕事量が求められていると思っております。今後でありますけれども、専門的な分野もありますので職員の増員をお願いしたいというふうに思っております。

それから課の職員数でありますけれども、現在、私の課には全体で13でございます。仕事量について比較したら多いかというご質問でありますけれども、ケーブルテレビ事業もありますので少し多いかなというふうに思っております。

それから自己評価についてでありますけれども、先ほど総務課長も言いましたけれども

自分自身の点数につきましては50点が60点ぐらいかなというふうに思っております。

それから、申しわけございません、4番目の自己評価でありますけれども、自分としての評価はどうかということでありましてけれども、普通だというふうに思っております。

以上であります。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 作間議員のご質問にお答えいたします。

県内市町村の財政状況について見たことがあるかということでございますが、仕事の関係上、徴収状況等、一部については見たことがございます。

それから、課の仕事の量についてでございますが、現在、税務課ではことしに入りましてから確定申告等の仕事が続いております。5月には固定資産税、軽自動車税、6月には町民税の発送ということで、それまでは仕事に追われる日々が続きます。ただ、年間を通じて考えますとおおむね妥当かなという気がしております。

現在、税務課の職員数ですが産休の関係で昨年の11月より9名で仕事をしております。そういう関係で、課員には少し仕事について無理を言っている面がございます。

自己評価についてということで、税務課ではみんなで力を合わせないとなかなかできない仕事が多くございます。そういうことで今、課員一同心を一つにしてよく頑張っていると思っております。

自己評価の点数についてということでございますが、自分で点数をつけるのはなかなかできないものでございますが、平均点はあるんじゃないかと、そういうふうに自分自身は思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 小山会計課長

〔会計課長（小山三雄君）登壇〕

会計課長（小山三雄君） 作間議員のご質問にお答えいたします。

県内の市町村財政状況について、合併後の県内の財政状況、一部見たことはございます。

課の仕事量につきましては、私ども4名でありますけれども、若干6月、決算の調定まではあれですけれども、あとは毎月決まった量ですけれども、ある程度余裕を持って勉強させていただいております。

それから課の職員数、先ほど言いましたように私を含めて4名でありますけれども、課長職を拝命しながら収入役の職務代理者ということをやっています。ことしの4月1日からは収入役が廃止されて会計管理者となりますので、そういう面でも4名で妥当ではないかなと思っておりますけれども。

次に自己評価についてでございますけれども、普通といたしたいと思っております。そのように常に努力しているつもりでございます。

自己評価の点数としましては、やっぱり普通。点数では自分自身ではなかなかつけようがございませんので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 藤井参事兼監理課長〔参事兼監理課長（藤井博昭君）登壇〕参事兼監理課長（藤井博昭君） 作間議員の質問にお答えをいたします。

県内市町村の財政状況について見たかというご質問でございますが、細かくは見ておりませんが、ざっと目を通したことはあります。

課の仕事の量についてでございますが、現在、監理課の方では、財産管理とか、また地籍担当、それとシルバー等がありますので広範囲な業務をこなしております。そういう中で適量かどうかという話になりますが、年間通じての業務、それと季節的なもの、いろいろありますので、そういう中で私の判断では

適量ではないかと思っております。

次に、課の職員数であります。現在20名おります。その中で先ほども申しましたとおり管理部門では7名、地籍では8名、シルバーで2名おります。職員数についても妥当ではないかなと思っております。

次に、一番嫌な自己評価の件でございますが、私は毎年行っている自己評価につきましては普通である表現をしております。

自己評価の点数につきましては、なかなかこれは点数をつけられるものではありませんが、先ほど言いました評価に基づいて平均点ぐらいであろうかなということで思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕土木建設課長（澤井昭範君） 作間議員の質問にお答えいたします。

県内市町村の財政状況についてでございますけれども、これにつきましては毎年県の方で発表しております新聞報道でもって確認をしております。

課の仕事量、課の職員数についてでございますけれども、これにつきましては課制条例等における仕事の量でございます。土木建設課におきましては毎年その仕事の量が違うわけでございますけれども、それについては課員一同頑張っておるというふうに考えております。職員数の是非については、そういった中での仕事をこなすということで、これについては一生懸命やっているということで評価をさせていただきたいと思っております。

それと自己評価についてでございますけれども、これにつきましては私なりに、我以外皆我が師なりというその教えをもってやってきたと思っております。その中においては一期一会を大切に、また職務においては裏を見せ、表を見せて散るモミジのようなごとく、そういうふうになってきたつもりでございます。

その中におきましては、人間万事塞翁が馬という処世訓をもってここまで務めてきたつもりであります。

最後、卒業式に当たるわけでございますけれども、これからはもう一つ自分を磨いて、皆さんの教えをいただきながらまた頑張っていきたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

19番（作間七郎君） 議長、各課長にはもう少し早く。私も時間が限られておりますので、ほかの質問もありますので、簡潔にぱっぱと答弁するように、よろしくお願ひします。

議長（若狭明彦君） ただいまの作間議員の言われるとおり、執行部、答弁者におかれましては簡潔に答弁をお願いいたします。

表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 1番目の質問でございますが、県内市町村財政状況について見たことがあるかということでございますが、細かいことは見ておりませんが、新聞で報道される程度で認識をいたしております。

それから2つ目の課の仕事量についてでございますが、現在、私の課はソフト部門、ハード部門に大きく分けておりますが、複雑多岐にわたっていると思います。そうした中で課員には、課員相互に連携を密にして事務に支障を来すことのないように注意を払うとともに、町民の対応には親切丁寧に心がけることというのを課のモットーにして日々仕事に当たっております。

3番目の課の職員数につきましては、現在私も含めて12名でございますが、できればハード部門のより詳しく迅速にやっていくためには、もう1人くらいはいただけたらなと、そのように思っております。

自己評価につきましては、普通だと思ひます。

自己の評価点数につきましては、100点満

点中ということでございますが、できれば私は70点をめどに頑張っておりますし、今後もまた頑張っていきたいと思ひます。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井商工観光課長

〔商工観光課長（坂井信男君）登壇〕

商工観光課長（坂井信男君） 作間議員の質問にお答えをさせていただきます。

1番目の県内市町村の財政状況についてでございますが、新聞報道等で、詳細については把握しておりませんが見たことはございません。

2番目の課の仕事量についてでございますが、現在、商工観光課では労働、商工、観光振興に関する事務を担当しておりますが、それぞれ職務分担に基づき課員は一生懸命やっておりますので、適量だと思っております。

3番目の課の職員数についてでございますが、現在、私を含め6人体制で業務を行っておりますが、特段のプロジェクトといひますかそういったものがない限り、現在の数は妥当だということをおもっています。

4番目の自己評価についてでございますが、私自身の評価といたしましては平均レベルかなということをおもっております。

5番目の自己評価点数についてでございますが、100点満点ということで、なかなかちょっと申し上げにくいところもあるのですが、点数はちょっと申し上げられませんが平均点ぐらいはあるのかなということをおもっております。

議長（若狭明彦君） 澤上下水道課長

〔上下水道課長（澤 賢造君）登壇〕

上下水道課長（澤 賢造君） 上下水道課長の澤です。よろしくお願ひいたします。

県内市町村の財政状況を見たことがあるかということでございますが、新聞等で見ております。

課の仕事量については、私のところは下水

道と水道の維持管理、建設事業をやっておりますけれども、いろいろ今の状況は適量かというふうに思います。

課の職員数については、私のところは下水の方が4人、水道担当が6人、それと私で11人になります。下水の方については、整備がほとんど済みでありますので大体適正かと思えます。水道については、これから統廃合を進めれば少し減員できるのではないかというふうに思います。

自己評価については、私は課長としての立場として評価するならば平均点ぐらいかなというふうなことを思っております。

点数については、はっきり示されませんが、50点から60点ぐらいかというふうに思っています。

以上です。

議長（若狭明彦君） 林参事兼住民課長

〔参事兼住民課長（林富士雄君）登壇〕

参事兼住民課長（林富士雄君） 作間議員のご質問にお答えいたします。

県内の市町村財政状況については、新聞報道、また一覧表にした冊子等については見たことがあります。

課の仕事量につきましては、住民課ですと戸籍住民、それから外国人とか住民の身分事項にかかわることありますので、ともかく専門性を高めて、また窓口でもありますので接客能力の向上に努めまして、住民サービスの向上に努めております。仕事量は、そういう意味で多少季節的な要因もありますが、職員数に応じた適切な仕事量ではないかというふうに思っています。

職員数についても、そういうふうな性質上ともかく専門性を高めて、ともかく適切な対応ができるような職員数に現在なっていると思えます。

自己評価につきましては、職員に対してどのような立場に立っているかということでございますけれども、ともかく職務に忠実に、

また向上心を持ってということに課員に努めましております。

私自身もそういう意味で、ともかく職務に忠実に、向上心を持ってということな思っておりますので、普通、またそれ以上の気持ちであります。

自己評価点数につきましても、点数ははっきり申し上げるようなものではありませんけれども、町民の負託にこたえられる程度の頑張りを見せていると自分では思っております。

議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 教育文化課長の後藤です。お答えをいたします。

県内市町村の財政状況についてでございますが、これも新聞報道されている範囲内で承知をいたしております。

課の仕事量につきましては、小中学校、給食センター、児童館、文化財保護等でございますが、仕事量は十分であると感じております。

3番目、課の職員数でございますが、事務局職員が6名で少し少ないというふうに感じております。

自己評価につきましては、普通であるというふうに思っております。

自己評価点数につきましては、50点ほどではないかなというふうに思っております。

議長（若狭明彦君） 吉田生涯学習課長

〔生涯学習課長（吉田外喜夫君）登壇〕

生涯学習課長（吉田外喜夫君） 作間議員の質問にお答えいたします。

1番目の県内市町村財政状況についてということでもありますけれども、新聞等で報告される、あるいは知らされている程度のものは見ておりますので、そういうことでございます。

2番目の課の仕事量についてということでございますけれども、生涯学習課、ご存じの

とおり施設が3カ所、3カ所といえますか旧町単位でございます。

人数的には、次の課の職員数についてこのを含めまして申し上げますと、鹿西庁舎に6名、ラピア、創修館、飛翔、各施設に6名おります。それからスポーツ担当に4名ということで、計28名の職員がついております。仕事量については、適切に年間仕事を計画し、そしてそれを実行するというので、適量の人数かと現在思っております。

そして4番目の自己評価についてということでございますけれども、自己評点数について、あわせてなかなかこちらとしては個人的には評価できないということでございますので、住民の方、あるいは皆さん方が評価してくれるのではないかなと思っておりますが、自分では平均点以上を目指して、そして日ごろの職員の接客等、あるいは事業の遂行等を見ながら管理していきたいと常に思っておりますので、そういうことでございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 作間議員のご質問でございます。

まず1つ目の県内市町の財政状況ということでございますが、皆さんと一緒にございます。新聞等で一部見ております。

それから、2つ目の課の仕事量につきましては、たまたまうちの課は保健関係、それから環境関係ということで日常生活とかかわりの深い部分がございます、かなり細かいものがございます。それについては量というのは確かに適当だと思っております。ただ加えて、福祉関係あるいは他の関係の仕事が若干入っているから、その辺がちょっと多いかなという気は微妙にいたします。

3番がこれに絡みますけれども、職員数が足りているかということで、先ほど総務課長が述べられましたとおりかなり波がございま

す。健診やなんかの時期になりますとかなり厳しいことになりますし、それから保健師等が多いものですから産休、育休、そういったものが入ってきますとかなりきつくなります。ただ、年間通してといえますか全体で見ますと、ちょっときつけれども適当なところではないかという気はいたします。

それから、4番目の自己評価についてでございます。それから5番もですが、私なりに一生懸命やっているつもりでおります。ですから、その点数につきましては住民の方、あるいは上司の判断にお任せしたいと思います。

以上でございます。

19番（作間七郎君） 私の時間配分しておりますので、こんな時間がかかると思っておりませんので、介護担当の松栄課長、保育担当の谷課長を省かせてください。町長にすぐ私の先ほど言った簡潔明瞭に答弁をしていただきたいと思っております。時間の関係もありますので。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 作間議員の質問に簡潔に答えさせていただきます。

職員定数条例につきましては、合併前の一元化の時点で職員定数を定めてあります。囑託を入れて370名ということでございます。

2番目の職員の適材適所の配置につきましては、課内の職員について適正配置を心がけ、そして各課の課長が責任を持ち、業務の分担を課員に振り分けております。

しかし毎年、役場の業務も複雑多岐になっております。当初予算の査定時には各課長からの各課の人員配置等の要望を受けておりますので、新年度の人事異動に反映をしていきたいと考えております。

よろしくお願いをしたいと思います。

3つ目の指定管理者制度についてでありますけれども、現在3つの施設について指定管

理者制度の導入を認めていただいております。この指定管理者制度については、さきのご質問の外部委託と関連をした内容でございますが、指定管理者制度は町が、行政が責任を果たすのに必要な監督権を留保した上で、その事務を民間団体や民間企業などにゆだねていくとなっております。

指定管理者制度につきましては、今後も導入を検討していきたいと考えております。施設の特性を考慮し、民間団体や各自治区並びに民間企業に対して、指定管理の受託を検討していきたいと考えております。

また職員の勤奨制度につきましては、現在平成18年度は9名、平成19年度は15名を、退職者でありますけれども予定しております。そのうち平成18年度の勤奨退職の方は18年度は8名、平成19年度は13名であります。

また、定年退職者の嘱託採用についてでありますけれども、定年退職者の嘱託採用につきましては、新町に移行後に退職した職員については技術や資格を有している方については若干名ではありますが嘱託採用を行っております。今後、ご指摘いただきました再任用のことでありますけれども、またこれからは今後慎重にしていきたい、そう思っております。

以上であります。

答弁漏れがありまして。

さきの外部委託につきましては、職員ができるものがあるのではないかと思います。しかし、この先、小さな行政を目指していくためには、民間にできることはできる限り民間にゆだねていくことも検討をしていく必要があると考えております。

また今後は、提案説明を申し上げたとおり行政評価を行い、事務事業を見直した上で外部委託について検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

答弁が、考えておりまして後先になったこととおわびを申し上げたいと思います。

議長（若狭明彦君） 作間七郎君

19番（作間七郎君） 町長、課長の答弁が終わったんですけれども、先ほど課長さん方に聞くと、市町村財政比較分析表については新聞報道に見たということが大半でございます。そこで、私の調べた市町村財政比較分析表での資料をここで言います。ちょっと早口になるかと思いますが、聞いてください。

地方自治体の職員数は、住民1,000人に対し全国平均が8.12人、ラスパイレス指数は93.7であります。類似団体平均は8.16人、ラスパイレス指数は94.3。石川縣市町村平均が8.63人、ラスパイレス指数は87.5。中能登町は15.14人、ラスパイレス指数は82.6です。嘱託を含めれば19.05人になっております。

全国や類似団体、また石川県、市町村、この3つの平均職員数に比べて中能登町は約1.75から1.9倍多い職員数の現状であるが、職員の人件費では約ですが、最も高い人で1,010万円、少ない金額で280万円です。平均額では600万円。嘱託職員が200万円です。平成11年度人件費は18億6,200万円、町の税収の収入は15億8,000万であります。

なお参考ですが、職員のことばかり言っておってもあれですけれども、議員の人件費は約430万円になります。通常よその地方自治体では5つの仕事を5人でしているのに対し、中能登町の職員は5つの仕事を約9人ないし10人でしている計算になります。費用対効果を給与面で考え、独自に計算した結果、ラスパイレス指数は82よりさらに低い数字になります。

ラスパイレス指数とは、国家公務員給与を100とした指数です。町長と職員が積極的に危機感と自己責任を持つことを期待いたします。

そこで、中能登町の平成12年度までの職員定数の計画を示してください。

適材適所配置についてですが、町長も言わ

れましたけれども、昨年、石川県に職員を派遣した後、関連箇所に職員を配置してあると思うが確認をしたい。また、3町合併時の旧町長は3町の融和を図るために課長を5人ずつとしたと聞いているが、現在もそのようになっているのか。いつまで続けるのかをお尋ねいたします。

指定管理者制度については、現在も3カ所やっている、今後も指定管理者制度については町長は導入をしたいという考えでございましたけれども、この点についてはわかりました。

職員の勧奨制度についても取り組んでいると。

定年退職した職員の嘱託採用については、町長は検討したいと言われて、またいろいろ技術を持っている者についてはちょっと考えなくてはと言われましたけれども、今私の言っている数字を見てもいかに職員が多いかということです。そういうことも頭に入れて、この件についてはまた検討してください。

再質問について答弁をお願いします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） この件につきましては、担当課長から、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長  
参事兼総務課長（苗山雅幸君） 定員管理の適正化ということのご質問でございました。平成22年4月1日現在の職員数の目標値でございますが、職員数は281というふうなことに今町ではしております。17年の4月1日から22年4月1日までの増減率を見ますと7.9%の減というふうな数字になっておるわけでございます。

よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 作間七郎君

19番（作間七郎君） 職員定数の適正化では、行財政改革は職員数の適正化であることが最重要課題だと言われております。迅速な適

正化を進めなければ近い将来、人件費で財政破綻に陥ることになります。現在は財政調整基金を有し、取り崩しをしている他の市や町からもうらやましく思われているが、いつまでもあるわけではありません。ことわざで、いつまでもあると思うな親と金、体力がある間にぜい肉を落とし、健康な体にならなければならないと思う。

現在、羽咋市では人口2万5,000人に対して職員の定数条例は340人となっております。平成11年度では嘱託を含めて職員数が263人、人口1,000人当たり9.35人。中能登町は人口2万人、職員の定数条例では370人となっているが、平成17年では職員数が305人、嘱託で76人、含めれば381人となる。人口1,000人当たり15.4人。嘱託を含めれば19.05人となる。羽咋市は現状の職員数にするまでに約10年かかったと聞く。加えて、平成21年度までに30人を削減し232人となるよう計画をしている。

また、七尾市は合併して職員数が多いとか借金が多いとか言われているが、職員の定員管理適正制度は人口1,000人当たり11.45人であり、財政力指数は0.475を示しているが、さらに今後6年間で16.7%の削減、職員数では139人削減の計画等をしている。いずれも中能登町より良好な数字を示しているが、さらに行財政改革を進めると聞いている。

ちなみに中能登町は、先ほど総務課長では平成22年度までに7.9%の職員数は281人にする計画と言われましたが、私は少数精鋭路線を進める上で欠かせないのが職員の資質向上とモチベーション、すなわちやる気、意欲の強化であると思います。

当然、町長も思いはそこにあると思うが、再度お考えを聞かせてください。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 今、作間議員がいろいろと数字を説明されまして、羽咋市、七尾市との比較をされましたけれども、中能登町

が今合併をして3年目を迎えたところでございます。そういう中で一番の問題は、合併をいたしまして各施設、図書館にしる保育所にしる、あるいは保健センターにしる、いろんな施設そのまま残っているということでございます。分庁方式ということで、3町の役場そのものも残っております。まずそれらを一元化しなければ、なかなか人間は少なくできないということでないかと思っております。

今そういう中で、鹿西の役場をなくする、あるいは鹿島の役場をなくする、図書館を一つにするということで、町民の皆さんに理解が得られるのかどうかという問題もありますし、いろんなこれから町民との対話も通じましてご理解もいただきながら、まず施設を一元化しながら適材適所をやっていきたいと、そう思っております。

どうかご理解いただきたい、そう思います。

議長（若狭明彦君） 作間七郎君

19番（作間七郎君） まだまだ私は尋ねたいことがありますので。

この件については、杉本町政が誕生し、折り返し2年間でいかに改革が進むか。町民も注目し、期待をしていると思います。強力なリーダーシップで行財政改革を推進してください。私も微力ながら協力いたしますので、町民が住んでよかったと実感できるまちづくりに励んでいただきますようお願いをしておきます。

それでは、2点目の教育行政について質問します。

教育長就任しての抱負をお尋ねいたします。

2点目には、教育長としての中能登町独自の教育理念、方針をお尋ねいたします。

3番目に、教育長は38年間、教職を続けてこられた中で、中能登町の義務教育のレベル、学力、体力は県下を見回したときどのくらいか自己評価かお尋ねいたします。

濱田教育委員長には、教育の危機管理として中能登町教育行政の現問題と、将来懸念される問題があるならばお尋ねをいたします。

このことについても、私の思っていたより先ほどの時間がかかり過ぎたもので、簡潔明瞭に、わかりやすく説明をしてください。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 先ほどの作間議員のご質問にお答えをいたします。

今、教育長として町の教育行政、それから学校の教育活動に携わることが出来ますことをこの上ない光栄と思ひ、心から感謝しております。

とにかく抱負ということですがけれども、新生になった中能登町の発展に教育の面から全力を尽くしたい。中能登町の将来を担う子供たちに確かな力をつけ、夢と希望を持ってチャレンジしていく、そういう頼もしい子供たちの育成に頑張っていきたいなというように思っております。

もちろん最大の課題は、小中学校の再編整備です。とにかく施設、設備が整った立派な学校、生徒数の多い規模の大きな学校だけを決して望んでおりません。問題は、魂と勢いと町との一体感でないかなというように思っています。

町民の皆様から親しまれ、激励され、応援される、そういう地域の核としての中学校を実現をしていきます。

学習面、スポーツ面、文化面、すべてにおいて質の高い教育活動を展開し、絶えずトップの成績をねらう、そういう意気込みと活力と気風を備えた、そういう強い中学校、県下に光り輝くそういう優秀な中学校を目指していきたいなというふうに思っております。

どうかよろしく願いをいたします。

それから、教育理念ということですがけれども、私は常々、教育の原点は愛情と信頼関係だと思っております。信頼関係のないところ

に教育は成り立ちません。愛情を持って子供たちと接し、親身になって面倒を見ていくこと。子供たちの心をしっかりとつかんで夢中にさせ、子供たちと一緒に夢を追う教育活動を展開していくことこそ理想の姿と思っております。

それから方針といたしましては、1つ目は豊かな人間性、2つ目は確かな学力、そして3つ目は健康な体とたくましい体力。この3点を中心に頑張っていきたいなというように思っています。

それから最後、町の教育水準についてですが、町内には9つの小中学校があります。いずれにおきましても校長が示す特色ある学校づくりの構想のもと、全教職員が心を一つにして豊かで質の高い教育活動が展開され、大きな成果が上がっていると思っております。構内暴力や非行、いじめなど生活面の深刻な乱れというものはありません。

毎年実施されております県の学力調査では、小中ともに県内の平均を大きく上回っております。特に今年度は、県内の公立中学校の中でトップの学校もありました。スポーツ大会における優秀な成績は言うまでもなく、うれしい限りであります。

とても教育熱心で、絶えず温かい励ましやご支援を送っていただいている保護者の皆様、町民の皆様に感謝をしております。今後ともよろしく願います。

議長（若狭明彦君） 濱田教育委員長

〔教育委員長（濱田 繁君）登壇〕

教育委員長（濱田 繁君） 作間議員のご質にお答えいたします。

町の教育行政における危機管理というご質問でございますが、学校の危機管理というのは、危機が起こったときに被害や問題が最小限となるように対応すること。また、日ごろからそのような危機が起きないように万全の体制を整備するということが必要であると思っております。

危機管理の目的というのは、児童生徒及び教職員の体や生命を守る。そして安全を確保する。また、児童生徒や保護者との信頼関係を保つということが肝心であるというふうに思っております。

手順としましては、危機の予知、それから予測、未然防止に向けた確な取り組み、危機発生時における即時の対応、そして対応の評価と事故の再発防止に努めるということが大事だと認識しております。

現在、小中学校では、毎年度実施しております校長会、教頭会などで当面の問題について県教委の指導を受けながら適切な対応をしていくことにしております。

今後とも家庭、学校、地域の連携を密にして、安心、安全な教育環境の整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご支援のほどよろしく願います。

議長（若狭明彦君） 作間七郎君

19番（作間七郎君） 濱田教育委員長はいろいろと言われましたけれども、私は特にマスコミ、報道関係でいろいろといじめ、給食費の未納、朝食を食べてこない児童生徒、また指導力不足の教員の現状、そういうものを把握しているかということを知りたかったんですけれども、時間の関係上またの機会として、次に移らせていただきます。

最後に、3点目の農業施策について質問します。

中能登町ブランドとして奨励や支援したい作物はあるのか。また、耕作面積全体で1,588ヘクタールに上る圃場整備率は52%で面積として861ヘクタールである。圃場整備の目的は農地の汎用化であります。汎用化とは、農地を稲作だけではなく、ほかの作物もつくれる環境の整備だということです。県下全体での平均達成率は73%、今後、町として農家に積極的に圃場整備の必要性の理解をしてもらえるよう、町として積極的に事業を進めてほしい。

私の思いは、野菜類は抗酸化機能が強いところが特徴で、生活習慣病予防や健康増進のため積極的に食することが大事である。特に中能登町ではカラー野菜を導入し、特色ある野菜づくりをすればいいと思う。

そこで、消費者が食しやすい野菜、好き嫌いが余りない身近な野菜類を検討し、石川県の研究機関や関係団体と相談しながら積極的に農家所得の向上に努め、最終的には一石二鳥ぐらいの成果を上げてほしい。一石二鳥とは、消費者の健康増進と農家所得の向上により税収の増加につながるということです。

また、中能登町のセールスマンとして町長、助役、職員みずからが町民と協働し、触れ合いできるような環境を整備し、町の特産物や農畜産物の販売、すなわち中能登町ブランドとなる作物を奨励し、町の特産物、農畜産物の直売所、要は中能登町の独自の道の駅を設置する考えはあるかを町長にお尋ねをいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 作間議員の質問にお答えいたします。

中能登町のブランド作物について、現在は能登白ネギと柿が確立をされているのではないかと考えております。

また、この中で中能登町として育成していきたいと思うものは何かという質問でありますけれども、昨年ですか名づけられました能登娘の赤い大根、あるいは紅むすめと名づけられております赤ネギなど、いずれもネーミングに引かれることもさることながら、色彩のある野菜や、また小さなミニ野菜に挑戦してみればどうかと考えております。これについては農協とも、また、つくる人とも話を続けていきたいと考えております。

そうしたブランド野菜については、販売できる直売所や、また道の駅などをつくったらどうかという意見でありますけれども、これらにつきましても積極的に進めていきたいと

思っておりますし、新町の建設計画の中の主要政策といたしましても、生産、加工、流通、販売、飲食などの一貫体制による地場産業の育成ということもうたっておりますので、それらをかんがみながら進めていきたい。そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 作間七郎君

19番（作間七郎君） 町長、今の能登むすめ、私も食べたことあるんですけども、赤い大根で、いろいろと。それからカラー野菜ということで、今キャベツでも何でも色ものが物すごく売れるということでございますので、中能登町のこの辺の土質がペーハーの関係はどうなのかと。農林課の職員にそういう研究会議とか、種苗会社なんかに出かけて、何がいいかということでまた研究をして、そして農家の皆さんが税金を納められるような、税収に入るようにひとつ方策を考えてほしいと思います。

特に、それを直売しようということで、町長も前向きに取り組むということでございますので、また執行部でよく検討して、商工会も取り組んでおります、JAも一生懸命やっておりますので、そういう関係ともよく相談して、ぜひ直売所なり道の駅ができるようにひとつ努力していただきたいと思います。

以上で私の、ちょうど時間となりますので、一般質問をこれで終わらせていただきます。

議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。開会は10分からということでお願いいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

質問を許します。17番 小坂博康君

〔17番（小坂博康君）登壇〕

17番（小坂博康君） 2番バッテリーという

ことで、大ベテランの作間さんがぼんぼんけられたので、かなりダブる面があるかと思いますが、また違った面からちょっと質問させていただきますので、また答弁のほどよろしくお願いをしたいと思います。

まず私としては4項目にわたり、そのうち何点が質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、今年度の予算編成がなされました。総額ざっと158億円ばかりになるかと思いますが、その中で今回町長はこれをぜひやりたい目玉だという、そういう重点項目をお聞かせ願いたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 小坂議員の質問にお答えをいたします。

平成19年度の予算編成の目玉は何かということでもありますけれども、提案理由の説明にも申し上げましたとおり、歳入の根幹をなす普通地方交付税は年々減少しておりますし、全く先行きは不透明な状況であります。加えて、町税は大幅な伸びを示したものの、これは国の三位一体改革による税源移譲によるものであり、交付税や譲与税がそれ以上に大幅に減額されているなど、今後の町政運営は目に見えて厳しいものとなっております。この厳しい事態に直面しているという現実を、また議員の皆様方にもご認識もいただきたいと思っております。

一方、歳出では、事務事業の見直しや経費の節減、合理化に努めているものの、社会保障関係経費の伸びに歯どめがかからず、公債費は相当高い水準になりつつあります。このような義務的経費の必然的な増要因を抱えながら、将来につなげる行財政改革を推し進めることが私に課せられた課題と考え、その実現のため従来の観念にとらわれることなく徹底した歳出の見直しを行うことが肝要であ

り、町民との協働による行政サービスの維持を図りつつ、既存の事業の休止や廃止制度の根幹まで踏み込んだ事務事業の再構築に挑戦することを念頭に予算編成をいたしました。

まず平成19年度の継続事業といたしましては、町道の改良工事、消雪工事、県営圃場整備事業、県営老朽ため池整備事業、上水道の石綿管更新事業、上水道中央監視システム整備事業、下水道の特定環境保全下水道事業、それに鳥屋北部浄化センター2系列目の機械電気設備事業等があります。またソフト面では、寝たきり老人等の介護者への慰労金支給を1カ月7,000円から1万円に増額をいたしました。

新規事業といたしましては、病後児保育事業、ケーブルテレビ運営事業、中学校建設準備検討事業、図書館システムネットワークの導入事業等を考えております。

以上これらをことしの目玉だと、そう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君

17番（小坂博康君） お聞きしまして、大変財政難ということで、行政改革を進めていくということがこれは目玉の一つであるというようなことだったと思います。

そういうことで、また鋭意努力していただきたいし、また、そうかといって町民の住民の生活が低下するようでは困りますので、そういう点も十分考慮していただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、2点目にいきます。

先ほど町長が言われた学校の建設の分にちょっと触れることとなりますが、そういう面で聞くんじゃなくて、経費をどういうふうに節減したらいいかという視点もとらえてお聞きしますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

まず、財政難の中で国が財政予算の中で、交付税が減少しているということばかり大き

く取り上げて、出ていくことをまず一番重要に考えなければいけないという町長の答弁でありました。そのとおりであります。そういう中で、まず合併3年目であり、そういうふうにしていく道筋の中に学校の統合、庁舎の建設とかそういう重要な部分があると思うんです。こういう部分を早く進めていかないと、私のざっとした計算では、鹿島庁舎に1,500万円の管理費とか、鹿西庁舎に2,000万とか。あえて鳥屋を言わないのは、鳥屋だけでできるかなと。それはちょっと無理かと思うんですが、そういうことで省いてあるんですが。

学校も全体で予算管理費載っていますので9,100万円ばかりになります。それを3校で割ればざっと3,000万円ぐらいずつで、1校の分でできるんじゃないか。これはちょっと乱暴なんですけれども、そういうことを考えたら6,000万円。

合計で約ざっと大きく見ても9,000万から1億のお金が余分に出ていっているんじゃないかという考えに立ってもいいんじゃないかという計算になるわけです。これ置けば置くほどそれだけお金が出ていくということですので、順次進めていっていただきたい。

そういうお願いであります。その中で、合併のときに旧の鹿西町としては、鹿西中学校が新しいので使ってほしいということを強く要望してきて合併してきたわけですね。その検討委員会の中で併記として、新しく建てるということも考慮しろという、そういうのがつきましたが、旧鹿西の町民としては、あの校舎は本当にシンボリックなもの、大事なものだという気持ちがいまだに強いんです。そういうことで、あれをどういうふうに使ってくれるんだという声が物すごく聞こえるんです。

そういうことで、私としては、学校はどこかでやらなければいけないという今度の検討委員会をやるということですから、まあまあ

横に置いておいても、何か利用していただくというそういう中で、早く学校を建設して、再利用で庁舎を、合同の統合庁舎として利用していただくという考えはないのか。

また、その中で鹿西高校が近くにありまして、これもかなり古いということで耐震工事をされて筋交いが入った、外から見ても余り見よい学校ではなくなっているんですが、県に働きかけて鹿西中学校を高校に買ってもらって、あいた鹿西高校を統合の校舎に使うというそういう考えもあるのではないかなと私の中にあるんですが、そういう考えはあるのかどうか。これは答えにくいかなと思うんですが、お答え願えれば幸いです。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 小坂議員の質問にお答えをいたします。

ただいま施設の一元化ということを先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、大変議員の皆さん方にも作問議員の質問、あるいは小坂議員の中にもそのような言葉が出てきておりまして、大変心強く思っております。

そういう中で、今学校についてお話をされたわけでありまして、学校の統合につきましても、学校の統合委員会において検討をいただき、少子化が進む中で一日も早く統合中学校を開校する必要があるという答申をいただきました。

私は、合併の基本理念であります現有施設の有効利用と財政面を考慮しつつ答申を真摯に受けとめ、教育環境、通学の利便性を考慮し、適切な場所に統合中学校の新校舎を建設したいと思っております。

今後は、統合中学校建設準備検討委員会を立ち上げまして、平成19年度には基本構想等を作成し、建設に向け本格的に進めたいと思っています。なお、建設場所、規模、敷地等は白紙状態ではありますが、議会の皆さんとも相談をしながら進めたいと思っております。また、小学校の統合につきましても、中学校

建設後に将来を展望した形で検討していきたい、そう思っております。

また、統合後に空き施設となる学校の活用について、これから引き続き検討することになりますが、新しい施設については教育関係施設あるいは福祉関係施設等、活用しながら補助金の返還が生じないようにしたいと思っております。なお、建設年月を経過し、維持経費に多額の経費を要する、また転用困難なものにつきましては取り壊しをしたいと思っております。

また、鹿西中学校の校舎につきましては、統合庁舎にしたらどうかと、あるいは鹿西高校に買っていただいたらどうかと、いろいろと提案もいただいたわけにありますけれども、それらにつきましては前向きに考えていきたい、そう思っておりますし、そういう中での今提案された2つにつきましても、一つの積極的な案であろうと思います。積極的に考えていきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君

17番（小坂博康君） どうもありがとうございました。またご検討願って、よろしく願います。確かに建物は、あいたからもったいないという、世界的な言葉になったもったいないという言葉があるんですが、置いておけば置いておくほど経費がかかるということもありますので、その点は十分に踏まえていかないとまずいかなと思いますので、またよろしく願いいたします。

次に3点目、機構改革という生意気な質問の題目をつけましたが、これはどういうことかといいますと、先ほどの作問議員の質問の中にも職員の数が多いのでないかと、そういうことでありますし、平均的な全国レベルとか近隣の市町村の数字を並べられた中でもやっぱり多いなど。そういうふうに実感いたしましたし、私も今でもそういうふうには思っておりますが。

これは職員さんの立場もありますし、法律上の問題もありますから一気にできないことで大変だと思うんですが、その中で目立って仕事が多いところと少ない課が、これは合併する前の町でもそういうところがあったと思うんです。今でもそうですし。合併の作業でかなり時間がとられていたので目立たない面もかなりあったんだと思うんですが、今後、あの人は仕事しておらんのではないかというような面がままた出てくるのではないか。そういうことを思いまして、町民の方から声を聞いた中で2つほど質問させていただきます。

その中に、地籍調査を終わった地域の方が、いやあれはやってよかったなど、あんなもん早くやらなだめやと、そういう声を聞きます。そういう中で、今ちょうど人が余っていると云ったら怒られますけれども、あえて使わせてもらいますが、そんなんであるんだったら地籍調査課、地籍課というのがあるんでしょうけれども、そういう課をつくって、そこへ人を張りつけてスピードを速くするという、そういう考えはないのかということなんです。

もう一つは、その課に先ほどあった5人でする仕事を8人から9人でやっているというようなことであるんだったら、その課に5人の仕事だったら5人しか張りつけないで、あとの余力の人員を助っ人課というのか、きょうはわしのところはこういうので忙しいから5人ほど貸してくれとか、そういう意味合いなんです。そういう課を置いておいて、そこから常に忙しいところへ回して全部うまく均衡とれるような、そういうシステムをとれないかということ、町長さんにいきなり聞くのもあれですから助役さんに、提言者として、お考えがありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） お答えをいたしま

す。

地籍調査課の新設の意思はないかということ。それからまた、助っ人課の新設ということでご質問があったと思いますが、課の統廃合等につきましては、これは議員ご存じのとおり議会の議決も必要になってきます。今すぐ言って、すぐできるものでもありません。ただし、今現在、地籍調査の方は監理課の方で地籍担当係という格好で8名の職員を配置しております。

そうした中で、今現在、国から補助金をいただいで地籍調査をやっているわけなんですけど、今、人員が余っているからその課へ集中して職員を配置すればすぐその対応がとれるというものでもございません。補助の額等もございまして、19年度中にまたそういう点いろいろな検討をさせていただいて、その対応も考えさせていただきたい。このように思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

地籍調査課の新設につきましても、助っ人課についても、新しい課ということになれば条例改正等も必要になってきますので、それも含めて検討させていただきたい。このように思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君  
17番（小坂博康君） 大体わかりました。大変難しいこともあると思うんですが、やはり前向きに検討していただいて、スムーズにいくということも大事でございますので、そういう点もひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、最後になりますが、12月定例会の全員協議会の席で、執行部は福祉政策の見直しをしたいということで無料を有料、有料の分をアップとかそういう話が出ました。今年度の予算にも確かに無料が100円をいただくとか、そういうふうになってきております。

これで少し気になりますのでお聞きするん

ですが、今、旧町時代からも新町になっても宅地造成で新しく住民に来ていただくという政策をどんどん進めてきたわけです。そういう中で住まわれている人の中で、多くの方が中能登町へ来たなら住みよくて福祉も充実しているから本当にいいところやった、よかったというお声をよく聞くんです。

その中で、たとえ100円だろうと上がったということになったときのイメージですね。今後また宅地造成もしたいという話も出ていますから、そういう中で、住みよい中能登町というこのキャッチフレーズがたった100円のためにおかしくなるんじゃないかと心配しているわけです。

だからもう少し違った面での方策というかなかったのか。また、これの見返りとしてこういうものが逆にあるんだから住みよいんですよと。先ほども乳幼児の病後の何とかと。確かにいいのもできました。

でも、やはりそういう大事なところをこれからも進めていこうというときに、こういう絡みはどういうふう考えられているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 個人負担をふやすこと及び無料を有料にすることで、住みよい中能登町のキャッチフレーズに問題はないか、そういう質問であります。

確かに高齢者のインフルエンザの予防接種を500円徴収をいたします。これは大体1人4,000円かかるわけございまして、そういう中で無料のところは中能登町だけでございます。近隣は1,000円なり1,500円、市町がいただいでおるわけであります。

そういう中で、能登病院ぐらいへ行きますと七尾市の方もおいで、また中能登町もおいで。七尾の方は千何百円払っている。こんなことに銭が要るがかいね。何もかも私のところはただや。そういうありがたいところか、そういうことが一つありますし、また本

当に4,000円かかっているのだと。またそれと同時に、私も65歳になりましてインフルエンザをしに行きましたら、ただやと。これもおかしいなど。私も、ただなのはいいんですけども、本当に困っている人と、また困っていない人。そういう方もすべて一律で無料ということはおかしいのではないかと。そういう中で、これだけかかっているんですよということで500円いただくことにいたしましたし、また福祉センターゆうゆうの65歳の人も100円ということでもあります。これも議会の中からいろいろ質問出たとおり、天平の里、それから憩は100円をいただいているわけでありまして、それらも一元化しろということで、やはり無料に合わすというわけにもいきませんで100円を徴収いたしました。

また、80歳以上の方の敬老祝い金ということで1万円を5,000円に減額をさせていただいたわけでありまして、これらにいたしましても1万円ですと大体1,600万ほど払っております。大体年間200人ほどふえていきます。これらにつきましても、ほとんどの町で80歳あるいは88歳に5,000円とか1万円、2万円上げている市町はありますけれども、一律80歳以上の方にすべて上げているところはございません。

これらにいたしましても年金をいただいたり、本当に困っている人、そして本当に1万円を楽しみにしている人といろいろおいでると思いますけれども、やはり毎年200万ずつふえていくよりも、もっと困っている人に要るのではないかと、上げればいいのか、それかということでも一律5,000円に減額をいたしまして、そのかわりこれから病院から出てくると言われる退去者、福祉のところなりいろんな施設に入れられない方、本当にふえておりますので、そんな方々の介護ということで、それを7,000円から1万円にふやさせていただきました。これらにつきましても、19

市町見てみましても中能登町は2番目でございます。

そういう中で、また本当に生活に困っている方については福祉政策の制度化を検討いたしまして、それらについては減額した分はそんな方々にも上げたい。そういうことで今後福祉の制度化を検討して、皆さんとまた相談をしていきたい、そう思っております。

今、おかげさまで宅地ということで大変好評をいただいております。年間、生まれてくる人が130人から135人、そして死なれる方が二百二、三十人ということで、このまま推移していきますと年間100人ぐらいずつの減があるわけでありまして、おかげさまで30人か40人ということは、外部から50人なり60人なり来ていただいているということで、一番能登におきましても人口の減少率が少ないということでもありますし、またこれからもできるだけ住みよい明るいまちづくりのために、住んでよかったという中能登町づくりのために、また頑張ってもらいたい、そう思いますので、またご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 17番 小坂博康君

17番（小坂博康君） よくわかりました。しかし、年寄りにしてみたら孫にももらったお金を渡すときに半分になるとやっぱり寂しい。それと、どこで基準を引いたらいいという難しさもあると思うんです。こういうお金というのは、どこか懐というかタンス預金になるということがなくて、ぱっと孫に渡したりすることがかなり多いと思うんです。ということは還元されるというんですか、そういう費用対効果。それでも1,600名といたらかなりですが。

そういうこともありますので、また検討すると。別の策で住みよい中能登町もPRしていきたいという町長の答弁でありますので、そういうことで、また鋭意努力していただいて頑張ってもらいたいなと要望しまして、

質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（若狭明彦君） 7番 甲部昭夫君  
〔7番（甲部昭夫君）登壇〕

7番（甲部昭夫君） また今回の議会で一般質問をさせていただくことを喜んでおります。

まず初めに、鹿島小竹地区の町道3 - 2号線及び鹿西徳丸地区の町道26号線の拡幅整備について質問をしたいと思います。

中能登町での道路網計画は、各種団体の代表者や石川県土木部関係者の方々を交え、中能登町道路網検討委員会が組織され、また、いろんな角度から協議し、専門のコンサルタントへの委託もされまして、町道路網計画を立案され、決定されたことは、先日3月8日の産業建設常任委員会で執行部からの報告と道路網計画図での内容の説明がございました。

整備計画の内容につきましては、たくさんあったわけですが、その中で鹿西方面から一般県道久江鹿西線から長曾川の橋を越えて左折し、若草団地中央を通り国道159号線鹿島バイパス交差点までの区間を補助対象道路として、今後10年の計画をもって盛り込まれることが説明されておりました。

内容的には、一般県道久江鹿西線から若草団地の入り口の交差点付近の道路拡幅と歩道設置工事。既に若草団地は歩道付きの2車線道路の整備が済んでいますので、若草団地を過ぎてから鹿島バイパスまでの車道の2車線化を図るため、現状の幅員を5メートルを7メートルにするものであります。

この計画路線には鹿島地区で小竹、水白、尾崎での圃場整備事業の計画が進行中で、現在、圃場整備事業滝尾南部地区連絡会として地域の関係者の方々といろいろと協議を重ねていることで、平成19年度の事業導入に向けた計画を立案予定であり、何とか平成20年、新規事業として採択されるよう地域で努力中

であるということ聞いております。

今回の道路整備計画でのこの路線には、拡幅による道路用地が必要になることから、滝尾南部地区の圃場整備事業の計画と一体となった整備計画の立案が不可欠だと思います。特に道路用地については、事前に計画に盛り込んでいただくなど地域の方々の理解と協力のもと早期用地の確保を図り、早急な道路整備を実現して町内東西間の交流を促進し、また交通の利便を高める必要があると思います。

この道路が早急に完成されますと、東西を結ぶ主要道路として重要な役割を果たすことは必然だと思います。何とかこの道路の拡幅を圃場整備事業とタイアップして、短期、中期、長期に分けて計画をされております町道路整備計画に短期の取り扱いとしての整備構想の計画に取り入れていただきたいと思いますが、杉本町長のお考えをお聞かせ願います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長  
〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 甲部議員の質問にお答えをいたします。

小竹地区から能登部上若草に至る道路についての整備に関する所見でありますけれども、今甲部議員が言われましたとおり、この道路は中能登町の道路整備計画に計画されている路線でもあります。また、路線的には東西を結ぶ補助幹線道路の一つと位置づけ、整備を進めていく考えでもあります。

今、小竹地区には県営の圃場整備を計画されており、準備が進められているところであります。また、今言われましたように、この計画と歩調をとりながら計画を進めていけば理解も進展するものでないかと考えております。

これにつきましては、いずれにしても地域の方々の理解を得ることが先決であります。また議員の皆さん方のご協力もいただきなが

ら積極的に進めていただければと思っております。

よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） ただいま町長の答弁をいただきました。これからこういう問題にかかっては一生懸命我々も協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

なお、今若草団地の入り口にちょうど歩道が新設されて工事に入っていると思っております。この道路の利用もかなり多いものですから、この道路が東西間を結ぶ本当の主要道路として期待をされるところでありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは続きまして、能登病院の外来患者の待ち時間というか取り扱いというか接し方についてお聞きしたいと思っております。

公立能登病院については、いろいろと話題になっておりますが、当局、関係者は一生懸命に日々努力をして、能登地域の中核病院として経営に努力しておられることに敬意を表するものであります。

先ごろの報道で、看護婦の養成科をつくり奨学金を出し看護婦の人材を確保する。また診療科目においても形成、美容科を新設するなどが報道されており、能登地域の総合病院としての役目は自然と大きくなるものであります。

私は、先々週に能登病院のCブロックに外来として診察に行きました。受付した時間は午前9時45分ごろで、終わったのは12時20分ごろでありました。この間約2時間半要しましたが、余りに長いので受付の女性にどうしてこんなに時間がかかるのかということを知りました。先生は予約の方でいっぱい、ここに受付される方は何時になるかわかりません。それ以上は全く語りませんでした。

予約なしで行った私は遅くなるのは仕方が

ないかもしれませんが、しかし患者さんにはいろんな状況の方もいるし、老若男女もいるはずでございます。私はここで思ったことは、果たしてこんな対応でいいのかなということも思ったわけでありました。

この能登病院は医師不足であることは十分わかっておりますが、待ち時間を少なくして早い診療が求められるのではないのでしょうか。このような状況を当局はわかっておられるのか。また、このような状況を打破する策を考えておられるのかどうか。広域圏の助役であります杉本町長に見解を求めたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 公立能登総合病院の待ち時間の短縮をとということでありますけれども、今お話しされたように診療所の予約制を導入しております、導入前に比べますとある程度の診療時間を予測できるなど効果は上がっており、この予約についてはおおむね30分の時間の幅を見ております。

診療日によっては外来患者数が多かったり、また急患があったりして診療時間が延びる場合や、高齢者の場合は治療の説明に要する時間も長くなったりしますので、予約した時間どおりに診療を受けられない場合も多々あるところでもあります。

また、そういう中で急変したり、またぐあいが悪いときなど、各科受付にお話をいただければ医師には連絡をとれる体制となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また今後の対策でありますけれども、適正な外来患者数に近づくよう開業医の先生との連携を密にし、患者さんにも最も適切な開業医の先生を紹介することを推進し、また何より必要な医師を確保することが最優先課題であると考えております。

公立能登総合病院は、この19年4月からの地方公営企業法の規定の全部適用に向け、企

業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう職員が一丸となって取り組んでおりますので、これからも皆様のご理解、ご支援をいただきたい、そう思っております。

そういうことで、待ち時間を少なくするために予約制をとっている。軽い風邪とかちょっとした方には予約をしていただきたい。そうでない方には、どうしても予約制をとっているために時間がかかるということでありまして、もし急患の場合あるいは病気が急変した場合には、それなりに確実に診療できる体制もとっているということでもあります。

今言われましたように、私も広域圏の助役ということで、皆さんのまた意見を聞きながら、よりよい病院を目指して頑張りたいと思います。またいろいろとご意見をいただければ幸いです。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） ただいまの町長の答弁で納得がいきました。しかし、いろいろと能登病院も問題があって、一生懸命頑張っておいでることが目につきますので、中に入るといふようなこともわかりますけれども、これからやっておいでる期間中にとにかく言うのはやはりおかしいなと思いますので、3年間という目標を持ってやっておいでるようなので、その辺は温かく見守っていきなさいと、そういうふうに思っております。ひとつよろしく願いいたします。

それで最後にお聞きをしたいのですけれども、中能登町での道路上の電線や電話線の基準高不足についてお聞きをしたいと思えます。

せんだって私は新聞を見ておりました。そうしたら、なるほどこういうような問題もあるのかということで認識をしたわけですが、石川県の管理の道路上にかかる電線や電話線には道路法の施行令で定める基準の高さがあると聞いております。先ごろ県はその調査を

したと報道されており、最終的にその基準に高さをクリアしていない箇所が139カ所あったと報告をされておりました。

最近の話ですが、トラック事故で架線を引っかけた大事故になったというニュースがあったように記憶をしておりますけれども、中能登町にはそのような電線や電話線の調査をしたことがあるのかないのかお聞きしたい。そして調査をしたとすれば、その結果はどのようであったか、担当課長にその調査報告を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） ただいまの甲部議員のご質問にお答えいたします。

この電線の問題につきましては、ことしになって県の方から調査の依頼があったわけでございます。ご質問の架空電線につきましては、先ほどお話しされましたとおり道路法施行令に電線の占有の場所に関する基準として原則5メートルというふうに定められております。通達の後、道路パトロール等を行いまして、許可基準に達していない電線があるかどうか、そういうような調査も行っております。

結果的には、基準を満たしていないものがないわけでありまして、今後とも機会あるたびに、ただいまケーブルテレビ等で電線を張っているところもありますので、その点もまた調査いたしまして一層の安全確保を図っていきなさい。そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 甲部昭夫君

7番（甲部昭夫君） それでは、今回3つを質問させていただきました。その内容はすべて了解をいたしましたので、これで私の質問を終わりたいと思います。長い間ご清聴ありがとうございました。

議長（若狭明彦君） ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

質問を許します。16番 坂井幸雄君

〔16番（坂井幸雄君）登壇〕

16番（坂井幸雄君） では質問させていただきます。

本当にお疲れさまでございます。こういう機会をいただきまして、ありがとうございます。皆さん強制的に聞いていただけることに感謝しております。ありがとうございます。では質問させていただきます。

3問質問させていただきます。1番目は旧鳥屋町の眉丈が丘スポーツ構想について、2番目は地域振興、3番目は役場職員、女性の部でございますが研修ということで、3問にわたって質問させていただきます。

旧の鳥屋町の眉丈が丘スポーツハイランド構想についてでございます。これは大変昔の昔の話で、ほとんどの方がかわられ、また杉本町長さんは関係ないときのことだと思うんですけども、地域の住民のご意見がありますので、そっとだけ聞かせてください。よろしくお願いします。

約20年前にこの計画がつくられました。計画用地の地権者と売買契約が締結され、その土地や地権が拘束されております。契約期間、譲り渡し期限等が明記されていないそうでございます。その後どのような経過になっているのか、もしわかったらお教え願いたいと思います。

一般の人には広大な地面が荒れ放題ということで、何かならんかというご意見もありました。先般、杉本議員さんと石川北部RDFへ行くときには、これはどんななんになつてるとかという声も聞かれましたんですけども、いろいろと話を聞きますと難しい問題がそこにあるようでございますので、もしよかったらそっとお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 坂井議員の質問にお答えをいたします。

鳥屋の眉丈が丘スポーツハイランド事業というのは、平成元年から4年にかけて大阪府の開発業者により進められたものでありまして、中能登町の旧鳥屋町の瀬戸、花見月地区の通称眉丈が丘約245.5ヘクタール、登記簿面積にいたしますと65ヘクタールになります。そこにクラブハウス、ゴルフコース、人工池、スポーツ施設などを建設して総合リゾート地として整備をする計画でありました。しかし、ご存じのとおり経済状況の変化、バブルの崩壊によりまして計画がとんざしてしまい現在に至っております。

議員のおっしゃるとおり、これは地権者と売買契約について開発業者との行為でありまして、町といたしましては関係をしておりません。そういう中で、私が町長に就任をさせていただいて以来、そのような話も聞いたことも、言ってこられた方もありませんし、今これにコメントする立場ではないと思っております。

しかし、今おっしゃられたように、あそこへ行きますと、あの広大なちょうどいい地面が草ぼうぼうになって、一部源助大根をつくっているところはありますけれども、ほとんどのところが草だらけで荒れ果てております。

私自身も、あの眉丈が丘は大変町の財産であると、そう思っております。そういう中で、何かできることがあればこれからあそこを開発もしたり、いろんな今作間議員からも出ておりましたような紅大根、あるいは色のついた野菜、それからいろんな昔あの地域にはずっとセンブリが一面に生えておった、そのようなことも聞いております。このようことで、薬草等いろんな使い道があるのでは

ないか、そう思っております。

現在のところは、町といたしましてはコメントもできませんし、関与することもできないわけでありまして、大事な土地であるということは理解をいたしております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 1問目のこの件は、これで終わりたいと思います。

2番目でございますが、地域振興についてでございます。

昨年の9月に経済産業省が広域市町村圏の産業振興ビジョン調査ということで、七尾とこの地区がモデル地区に指定されているそうです。ビジョンは、能登野菜並びに中能登町の繊維産業の事業者の連帯や商品開発、織物プロダクション事業ということで、27の施策が提案されているとお聞きしております。

それはそれとして、この事柄はこの地域の経済産業ということで、元気の出る、また先ほど作間さんが言われたように所得の向上を目指すような施策ではなかうかと思っております。

それにあわせていろいろとご審議されているんですけれども、変わった点、1点があったらお聞かせ願いたいと思いますし、それはそれとしていいんですけれども、このことに関して、杉本町長も自主財源の向上を目指しているということで思っておられると思いますので、そういう点を含めて提案があると思います。もし、はしりでもよかったらお聞かせ願いたいと思います。

それは本命でございません。

先般、東レさんが辰口で新工場建設ということを報道されました。それに関して、炭素繊維素材ということで、これから脚光を浴びる素材だと思います。

炭素繊維とは、皆様もご存じのようにボーイング社の機体とか自動車とかゴルフのシャフトとか、それから橋の橋脚部分というよう

な炭素素材の用途がたくさんあるわけですので、その新しい新工場建設ということですので、これにあわせて知事さんも歓迎しております。

また、織物業者としても川中の織物に関して、何とか織布に転換してその新素材を利用できないかということで、知事も一生懸命考えておられるわけですが、先般、12月13日に繊維リソースセンターの伊藤靖彦さんが北陸産地の織布ということで講演がございました。今後の課題としては、ポリエステル衣料に関しては苦しい展開だということでありまして、できたら今後、産業資材関係に目を向けることが大切ではないかという講演がございました。

少しだけ宮本空伸議員と話をさせていただきましたら、なかなか素材関係は難しいということでございますんですけれども、ここで一つの行政の後押しがあって何とかならんものかなということで質問しているわけでございます。

中能登の織物業者も革新織機も入っております。レピアとかエアジェットとかいろいろと入っております。それにあわせた素材があれば研究並びに商品開発できれば、何とか目安も立つことあるかと思えます。

そこで一つお願いがあるんですけれども、炭素繊維素材というのは、メーカーはなかなかほかのところに流しません。繊維リソースセンターとテキスタイルラボとは連帯関係がありますので、行政をひとつ後押しを入れてテキスタイルラボ、リソースセンターから商品開発ということで東レさんをお願いして炭素繊維の素材を入手して何か織布にできないかということで、商品開発をできればいいかということのお手伝いをさせていただきたいということでございます。

杉本町長も県議会のときにはいろいろと県と太いパイプがございます。その力を十分に発揮して、何とかひとつそういう道立てをお

願いたいわけでございます。

それ1点だけ。その次はまた聞かせてもらいます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 質問でありますけれども、地域の活性化ということがあればまだ追加でないかというような質問でなかったかと思えます。

議員言われましたとおり、この3月には経済産業省の七尾と中能登町がいろんな活性化のためのこれからの活性化ビジョンというものをつくり上げて、3月24日に七尾市のミナ・クル、そこでこの設立総会がございます。

その先に、今まで商工会の方、あるいは農協の方、いろんな方々の各種団体によりまして、立ち上げるまでのいろんな話もあったり、施策の本もつくっていただいたりということで、それに向けて次それが立ち上げる、そういうことであります。そういう中で、中能登町においてはいろんな食あるいは繊維、そのようなものが入っております。

それに向けてどのような格好になっていくのか、私と商工観光課長、それに観光協会の会長、商工会の会長、そんな方々が委員ということで、これからのそれらについては推移を見ていきたいと思えますし、まだこれからしていかなければならんということは地域産業の活性化。当然、今言われましたテキスタイルラボを中心にした新製品の開発、研究、あるいは基幹産業であります農業、あるいは繊維、それらにつきましても積極的に関与していかなければならん、そう思っております。

それから、平和堂を中心にした商業地が年間300万以上の方々に来ていただいているということであります。できればあの周辺のポケットパーク、道の駅といいますが、午前中にも質問の出ておりました農産物の直売所、あるいは商業の直売所、このようなものも大

事ではなからうか、そう思っておりますし、第6次産業の推進ということで、この6次産業というものは生産、加工、流通、販売、飲食など一貫体制による産業ということでありまして、これらを中能登町の持っている魅力のあるものをすべて出して、一つにして進めていければと、そう思っております。

その次の炭素繊維についての質問でありますけれども、炭素繊維は、アクリル樹脂や石油、石炭からとれるピッチなどの有機物を繊維化し、そしてつくられるものでございます。微細な黒鉛結晶構造を持つ繊維状の炭素物質であります。

炭素繊維単独で使用されることはまれで、通常では樹脂、セラミックス、金属などを母体とする複合材料の強化及び機能性を付与した材料として利用されるものであります。

先般、新聞報道にありました能美市の東レ石川工場の新工場を拠点に用途開発を進め、生産されるのはプリプレグと呼ばれる炭素繊維に樹脂を含ませ、そして浸したシート状のもので、主な用途では旅客機の素材に用いるものを初め、ゴルフクラブのシャフトやテニスラケットなどのスポーツ用品、建設資材など幅広い用途があるものであります。今後、炭素繊維を生かした新素材開発が進み、その用途も拡大されるものと関係者は期待を寄せているものであります。

以上のように、炭素繊維は特殊なものでありますので、中能登町の繊維事業者が設備、技術、資金面等ですぐに取り組んでいけるものかどうかも見きわめながら、今後、石川県及び関係機関との情報交換、情報収集をしていきたいと思っております。

この新聞に出る1週間ほど前ですか、ちょうど知事と会う機会がありまして、この東レを石川県へ持ってくるために大変苦労したんだと。知事自身もトップセールスということで、3回か4回みずから東レの本社へ行って岡山、兵庫と大変競っていたんですけども

石川県に来るようになったよと。これからの繊維産業、またいろんな面で中能登町との関係もあるであろうし、また丸井織物さんにも、このようなことになったということを新聞報道より先に言っておいてほしい。そんな伝言もいただきまして、そういう中でこれから研究が進んでいけば、中能登町の持っている織物をしてきた技術者の方々、そんな方々のこれからの出番もあるのかなと大変期待もいたしておりますし、これらにつきましてもこれから町としてできることがあれば積極的に関与していきたい、そう思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） ちょっと小分けして聞かせてもらったんですけども、その次に先ほど作間議員さんも農業の所得向上ということでいろいろとご質問されておりました。そこでひとつ、自分としては能登の戦略作物の一つとして一つだけお願いしたいと思えます。なるかならんかはちょっとわかりませんが、

最近、食材で大変関心が世間ではあります。国内で最大級の粒を持っているルビーロマン、ご存じだと思うんですけども、巨峰の倍ほどあるような、糖分も20%以上あるしボリューム感もあって、いろいろと話題を投げかけております。

そこで、砂丘農業試験場では2年ほどたつて、これからということですので、土壌改良すれば中能登町でも少しできるのではなかろうかという自分の発想でございます。

旧の鳥屋では梅園、花見月で梅をつくっていたわけですが、あそこもちょっと土壌が悪かったのかわかりませんが、今回も48万が予算がついておりますけれども、あれも何年かかかって維持しているようです。いろいろと土壌改良すれば何とかできるのではないかとこの観念を持っております。

ますが。

たまたま中能登農林事務所ですか、山本課長さんがそのことに関して詳しいということを知っていますので、せっかく近いところにそういう技術者がおられますので、その人たちの知恵をかりて、ひとつルビーロマンをつくれとは言いませんけれども、方向に向けた施策をできないかということでございます。

それもなかなか小松市とかかほくとか羽咋とかいろいろと手を挙げているわけですが、高級贈答品に使われるような感じしますので、この点も苗を、たしか難しいと思えますので、杉本町長、県議会の時代に培われたパイプをもって、ぜひとも入手しまして、せめてハウス村で試験栽培もしてもよからうかと思えますけれども、商品開発がこれからの時代を守るための一つの手段かと思えますので、その点ひとつ入手のほどをお願いしたいと思えますが、できるかできんかわかりませんが、お考えをよろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） ご質問のルビーロマンは、県農業総合研究センター砂丘地農業試験場が平成16年に静岡県の品種に国内の25品種を交配させて新品種の開発に成功させ、公募によって命名をされたと聞いております。

特徴としては、収穫時期が8月下旬から9月中旬で、果皮色は赤色、1粒の重さは20グラム以上と極めて大きく、巨峰の約2倍。食味は果皮と果肉がはがれやすく、多汁で甘味が強く酸味が少ないということで、日本一の大粒ブドウと言われております。

また、砂丘地試験場によりますと、昨年、金沢、かほく、羽咋、小松、加賀、宝達志水町の6市町の生産農家が県と委託契約を結び、苗木50本を植えて試験栽培に取り組みました。その結果、昨年9月7日に生産者や農協、小売店、旅館などの関係者でお披露目会

を催され、評判は上々であったと聞いておりますし、報道をされたところであります。

本年度は、試験栽培面積をふやす一方で、国に品種登録をする予定で、登録されれば試験販売が可能となり、2年くらいで市場流通される予定ということでもあります。

19年度の試験栽培は、石川県果樹園芸協会ぶどう部会所属の会員制となっていることとありますが、当町においても新分野への挑戦といえますか、意欲ある農家が出てくることを大いに期待をいたしております。

また私も、私ごとでありますけれどもちょうど果樹園芸協会の会長をしておいでの方と、その方はブドウ園も持っておいでです。話も聞いたわけでありましてけれども、今坂井議員の言われますように、この町で本当に意欲があって、そういう気持ちであれば橋渡しもしたい、そう思っております。今言われますように大変限定をされているということで、くれてかかれんではこれはわかりませんけれども、大変親しい方であるので、その果樹のというか、そういう中で生産者の方で手を挙げてくれる人がいれば最大の努力をいたします。

以上です。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） 先ほどの炭素繊維並びにルビーロマンなんか、私ら一般の者はなかなかそういう向かって振り向いてくれないようなわけでございますので、ひとつ町長さん、トップセールス兼ねて、いろいろと案を持っておられますので、ひとつよろしく取り組んでいただきたいと思います。

その次、3番目でございますが、役場職員に研修ということでございます。

先般、北國銀行さんでしたか、窓口の職員には介護補助サービスということで、今、何人かの方がそのような方向で向かっております。福祉の面やら地域貢献ということでやっておられますし、今後ともそのような方向で

行員を指導していくということで話を聞きました。

それで、行政もひとつ住民サービスということの観点で、このことに関して質問することに関して、よろしく願いいたします。

先般の内示会でも、今世紀の半ばでは高齢者が4分の1、3分の1ということとだんだん高齢化が進んでいくわけでございますし、自分たちのことは自分たちでやらなければいかんということで、三位一体の改革でそのような方向かと思えます。

予算でも老人保健医療とか介護保険とか、それから国民年金とか合わせて、自己負担もでございますが、やがて53億ですか59億ですか、相当予算のウエートを占めておりますので、いろいろと今後、福祉面には大変お金がかかるのではなからうかと思えます。

そのことに関してはどうこうと言えませんのですけれども、これからは施設介護から在宅介護の方へ移行する傾向でございますので、そのためには役場の女子職員ぐらいは一つぐらいホームヘルパーの2級、3級ぐらい研修を受けて、修了させておられれば、ある程度の技術が身につくかと思えます。

なかなか荒っぽい質問でございますが、何年もかけてでもいいが、ひとつそういう方向ですれば、本人の身もいいと思えますし、またそういうことの職員がいれば、また町民の方々も安心していただけるという思いだけでもありますので、その点、乱暴な質問かと思えますけれども、どのようなお考え、前向いたお考えがあるのかないのか、お知らせ願いたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 坂井議員の役場職員に研修をとということで、女性職員にホームヘルパー養成研修を受講させ行政サービスを行えばどうかというご質問ですが、中能登町では現在、中能登町社会福祉

協議会においてデイサービスセンターひまわりを拠点といたしまして訪問看護事業を行っております。社会福祉協議会が行っている事業ですが、これも行政サービスの一環かとは思っております。ホームヘルパーが不足する事態になれば、社会福祉協議会の方で対処していただきたい、そのように思っております。

職員研修の一環としての体験研修といたしましては大変意義深いものがあると思われませんが、この養成には時間と費用が発生するわけでございます。2級ヘルパーの取得には130時間という時間が必要とされます。また、この資格につきましては個人に係るものでもあるわけでございます。加えて、在職中には職務専念の義務があり、土日それから仕事を終えての研修だけには限度があると思われしますので、議員の言われる資格の取得は退職後にぜひ挑戦をしていただきたい、そのように思っております。

また、このヘルパー養成の研修でございますが、介護保険が導入されたときに各町の社会福祉協議会等で研修が行われた経緯があります。補助金も県の方からもありました。現在、希望者がいないというようなことで研修会が実施はされておられません。そして、今まであった補助金もなくなっております。先ほど言いましたとおり、1回の受講は130時間という長丁場でございます。実施するとすれば、社協等で実施をするというようなことになれば、やっぱり20人から30人の規模で実施をしなければ採算がとれないというようなことから、民間では今実施をやっているところがございますので、もしそういうところで研修をということになれば、町としても少し考えなければならぬと思っておりますけれども、今そういうふうな希望する人もいない、社会福祉協議会の方でも聞きましたら、ぜひ研修を行ってくれというような方もおいでないもので今は計画はございませんというような返事

があったということを申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 坂井幸雄君

16番（坂井幸雄君） この件に関しまして、作間議員さんも小坂議員さんも職員がたくさんおられるのではなからうかということでもあります。先ほど資格のある人は定年退職後も採用ということでございましたので、芸は身を助けるという意味合いにおきまして、有給が十分あるかと思っておりますので、急にといいわけにもいきませんが、通信教育でも行って少しずつそういう意向であるということだけをお示ししておかれればいかがものかなということでございます。

よろしく願いいたします。

それで終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は今回、林道城石線の延長についてお尋ねをいたします。

この林道建設については、今日まで何度も計画が新聞に報ぜられております。七尾市の伊掛山から宝達山まで、七尾市の城山から津幡森林公園などがありました。

平成18年度の当町の県に対する要望にこの項目がございました。県の回答は、国の採択基準により県営事業として県が整備することは困難である。しかしながら、中能登町が事業主体 団体営林道だそうです となり新たに整備する場合には、林道の採択基準に照らし合わせて可能性を検討してまいりたいとの回答であります。

ところで、県境を越えればどのようになっているのでしょうか。県道氷見田鶴浜線の小滝から良川磯部線の胡桃までは舗装された林道がございます。小竹地内の石動山碁石ヶ峰遊歩道から一部を見ることが出来ます。また、胡桃から県道鹿西氷見線の懸札にも一部舗装

した林道があります。同様に、久江、小田中からの遊歩道からその林道を見ることができます。碁石ヶ峰から神子原までは、1車線ですが舗装した林道がございます。まさに富山県と石川県とでは林道に関しましては雲泥の差があると思うのですが、いかがでしょうか。

平成17年度第5回定例議会において、木村議員の一般質問に、林道城石線の碁石ヶ峰まで延長してはとの質問があり、町長は、本当によい質問であり、林業だけでなく観光面、いろいろな面で使える林道であり、山田県議とも相談しながら前向きに進めていきたいとの答弁がありました。

現在、県境に沿っての道は遊歩道と、もう一本は小竹地内にあります林道湯の谷線だけではないでしょうか。樹齢30年から40年の杉林が連なっております。まさに間伐の適期であります。林道さえあれば間伐した木材を搬出でき、間伐費用が賄えます。

この林道新設による受益面積はどれくらいになるのでしょうか、試算があればお答え願いたいと思うんです。

私は、思いをしている方3人とで昨年6月6日、七尾農林総合事務所へ赴き、所長、森林部長、担当課長と同じテーブルで話し合いをさせていただきました。所長から、この林道の重要性、必要性を痛感している。着任後直ちに若手所員に芹川から宝達山に至る林道新設の勉強を指示してある旨の発言があり、私ども3人は感激した次第でございます。

そのときの話の主な内容は、三位一体の改革で県、国ともに金がない。できれば中能登町で先行着工してほしい。そうすれば国、県がついてくる。林道の幅員は、城石線とは異なり1車線で、途中、退避場を設けなければならない。期成同盟会を中能登町、羽咋市、宝達志水町で結成すれば山林火災の延焼防止帯、これは現道をいうんですけれども、過去の山林火災、面積不足で、これは困難で

ある。

このことに対しましては、町長、山田県議にも既に話をしてあるとのことでございます。また、私ども4人は陳情に行く前に事前に町長の方、行った後の結果の方も町長に説明をしているところでございます。

ところで、林道の途中に町道等の介在がある場合は林道として許可できないとの話を聞きましたが、本当でしょうか。と申し上げますのは、町道久江中原線、85の44の町道でございます。この町道は久江から氷見市の一剋に至る町道で、途中、久江原山から分岐し林道長谷川線　これは小田中から一剋へ行く道でございます　を連絡する道が町道と勘違いされたからであります。おわかりになりましたらお答え願いたいと思います。

町としてこの林道の工事着工計画等があればお答えを願いたいと思います。また、この林道の終点はどこになるのでしょうか。町の出した要望は羽咋市までだったと思います。所長は、宝達山までであり、過去には先ほど申しました津幡の森林公園との報道もありましたので、お答えを願いたいと思います。

それから、この林道は広域林道ではないでしょうか。単なる林道ではなく、林道城石線と同格と思うのですが、いかがでしょうか。だとしたら、工事費用の負担割合、どのように理解したらいいのかお答えを願いたいと思います。

最後に、本年4月からいしかわ森林環境税が県民納税者に年額500円が課税されます。森林の公益的機能である水源涵養機能、国土保全、森林の光合成による二酸化炭素を吸収し酸素を供給する機能、安らぎといやしを与えるなど多面的な機能を持っております。木材価格の下落、低迷、さらに林業従事者の高齢化などなどにより森林は荒廃をしております。この税金で荒廃した森林を次の世代に健全な姿で引き継ぐのが目的でございます。

先般開催されました中能登町森林組合総大

会の終了後、いしかわ森林環境税の説明がありました。七尾農林総合事務所の担当者から中能登町の手入れ不足の人工林はすべてこれに該当するとのことでありました。一日も早い広域林道を開設し、手入れ不足の人工林を間伐し、森林の持つ多面的機能を発揮できる日を待ち望んでいる次第でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 武田議員の質問にお答えをいたします。

7点について質問があったかと思えます。

まず、現状では富山県側と石川県側との舗装の格差はどのようになっているかということであったかと思えます。

林道の舗装率を比較いたしますと、富山が56.3%、石川県は43.6%で、仰せのとおり少し格差がございます。

2番目の林道新設の受益面積はという質問でありますけれども、これにつきましては林道新設の受益面積についてはどこまでを終点とするかによって変わってまいります。県道氷見田鶴浜線から小竹の林道湯の谷線を経て県道良川磯部線までの区間でありまして、129ヘクタール余りになるかと思われま。

次は、林道の終点はどこか。碓石ヶ峰か宝達山か津幡森林公園かというような質問であったかと思えますけれども、初めから宝達山や津幡の森林公園という話では現実性が大変難しくなり、また時間もかかることから、とりあえず芹川から、まず県道良川磯部線までの約2,800メートルについて中能登町が事業主体となって取り組めばどうかと考えております。

4番目の期成同盟会の結成はということでありまして、林道城石線については七尾市の古府町を起点とし、中能登町の芹川までの1万680メートルであったため、七尾市と一体となってふるさと林道城石線推進協議会を結成いたしまして事業を推進してまいり

ました。今回の延伸につきましては、目的地をどこにするかによって対応が変わりますが、今のところは先ほど言いましたようにとりあえず県道良川磯部線までを考えているところから、中能登町単独でよいのではないかと考えております。全体的な林道計画が固まってから、関係自治体との調整が必要になる時期が来ると考えております。

5番目の町道等の併用はなぜだめなのかという質問でありますけれども、これにつきましては民有林林道網整備計画策定要領というものがありまして、その中で道路法による道路の整備計画と重複をしないものとするという1項があることにより、県道や町道の併用はだめということを示されているところでございます。

6番目の工事着手の時期はということでありまして、森林管理道の整備に当たっては、国は着工後10年で受益面積の10%以上の森林整備を採択基準としていることに対して、石川県は独自に40%から50%を基準といたしております。したがって、60から65ヘクタール程度の間伐、その他の森林整備計画とその所有者の同意が求められることになりま。

先ごろ県森林部と町及び中能登森林組合、越路森林組合とで1回目の協議を行いました。所有者の意向を確認して同意書を集めることにはかなりの時間を要すると思われま。通常、毎年7月が申請時期となっており、県のヒアリングを経て8月には計画審査委員会、10月に国のヒアリング、2月に国の本審査となっております。仮に来年の7月に申請できるものとする、平成21年度着工が最短かと思えます。

7番目の負担の割合はという質問でありますけれども、今回延伸で適用となる事業は森林環境保全整備事業のうちの森林管理道で、その場合の補助率は国が45%、県が20%の65%となっております。したがって、町

と地元で35%ということになりますが、その内訳については中能登町林道事業分担金徴収条例施行規則によります。公共林道事業では15%以内というのが現行の地元負担率という見方になりますが、どうあれ応分の負担はお願いすることになるかと、そう思っております。

また、森林環境税の詳細につきましては課長より説明をいたします。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 森林環境税のことにつきましては、私は全協のときでしたか県の方から 本会議でございましたね。地方のいわゆる市町に対してのどのような計画ができるのかという指示は全くありませんとお答えをしたところでございますが、先ほど議員の中能登森林組合の閉会後に行われた県の担当者によりますと、当町の大部分が該当になると、そのようにおっしゃったということでございますので、私もそのように理解をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 私が林道の終点はどこになるのかということ、それから県の回答ですね。中能登町が県の方へ要望したのは羽咋市までだということで採択が困難でなかったのではないかなと。それがもし七尾の農林総合事務所の所長の言う宝達山までとなれば、この採択基準ですね、これが変わってくるのではないだろうかと思っております。

そういう中で、七尾の農林総合事務所の所長は、ぜひ期成同盟会をつくってほしいと。中能登町だけではなくに羽咋市、それに宝達志水町も巻き込んでという発言でございました。ぜひ中能登町では今思っておいでるのは差し当たり芹川から小竹までという話だったんですけれども、宝達山までと。できれば一

番最初の計画のありましたような津幡の森林公園までというのが一番ベターなんですけれども、専門家の農林総合事務所の所長が宝達山までした方がいいんだという話でございますので、ぜひそのあたりをもう一度見直していただきたいと思います。

それから、先ほど町道が中に介在している困難だというのは、わかりました。私も1月7日の日です。現地を見にいきました。そのときに、久江の原山から林道長谷川線、その間の道路はあのあたりが一番広いというふうなので、だれが見てもあれは町道でないかなと見間違えます。それで長谷川線の方へ行きましたら舗装してあります。舗装したのは、北陸電力が送電線を張るために必要な関係で舗装した。町道の中原線ですけれども途中までしか舗装してありません。あとは砂利道です。

きのうも鹿島中学校の卒業式がありまして、鹿島中学校のPTA会長さん、その方ともお話ししたんですけれども、中原線に関しては四輪駆動でないとながれない、上りおりは困難だという話も聞いております。

そうしますと、森林の手入れ、これは大変行いづらいのではないかなと思っております。それから小田中の方です。これも1月7日の日、雪はそうなかったんですけれども、本当に危険な道でございました。小田中の方もその関係で手入れができていない。手入れができていないのは頂上の付近、そのあたりだけです。ぜひ一日も早い着工をお願いしたいと思います。

もう一つ、今後のお願いなんですけれども、一匆の方へ行きましたら、一匆の方にはクマ出没注意という看板がありました。ぜひ私どもの方でもクマが出たという、これはきのうの新聞にも出ておりました。ぜひクマ出没注意ぐらいの看板は設けていただきたいと思います。これは要望でございますけれども、よろしく願いしたい。

それから、さきの受益面積ありましたね。町長の答弁されましたのは小竹までの方をされましたんですけれども、できましたら、町の方の要望されたのは羽咋まで要望されておいでます。その面積はいかほどになるのか。もしおわかりになりましたらお答え願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 木村議員が質問されたときには宝達山までということで、橋中市長と宝達志水町の町長と、もし採択される、そういうことがあればつくらんかいねというような話をしておりました。その後ずっといろいろと調べていただいたけれども、今の良川磯部線の65%しか、どの法律、条例を見ても補助の対象になる条例はない。とにかくこれは良川磯部線まで仕事にかかって、そういう中でまたいろんな国、県へ要望しながら、最終的には延伸をしていくしか方法がないというようなことでありまして、今のこれに先ほども話したように良川磯部線まで2,800メートルについて中能登町が事業主体となれば65%の補助がある。今あるのはそれだけだと、そういう答えでありまして、終点をそこに持っていきました。

そういう中で、工事にかかって、そして期成同盟会をつくって羽咋、そして宝達志水町、そこまで行こう、何とかなるということになれば当然3町でつくってまいりたいし、話もできております。

以上です。

面積につきましては農林課長から答弁させます。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） まず中原線の途中から私たちが町道だと申しておりましたのが実は違っていたという、それはよろしいでしょうか。

それでは、芹川から仮に高畠までというこ

との利用区域面積でございますが、594ヘクタールという数字が出ております。

それから、ツキノワグマの件につきましては、申しわけございませんが情報を取得しておりませんので、看板ですね、それをそろそろ山菜シーズンになりますので、その報道を確かめさせていただいてから早急に対応させていただきたいと思います。

議長（若狭明彦君） 武田純一君

10番（武田純一君） 先ほども触れましたんですけれども、高畠まで私が自分の足で歩いているのは遊歩道を歩いております。3遍ほど歩いております。その中で、小田中から芹川まで、その間の杉林の方は先ほども申し上げましたように30年から40年。今手入れをしないと、いい木材にはならない。それが手入れ不足になっております。

一番ひどいのは芹川だと思います。芹川の方は、火山爆発して下の方の枝が枯れ上がったような、そういうところがある。一番ひどいのは私は芹川だと思っております。また小竹、上の方はそれより少しはいいかなと思えますけれども、いずれにしても手入れ不足は本当でございます。

せつかく30年、40年たったものを将来用材として活用できないのでは何にもなりませんので、一日も早く林道開設をお願いしまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。再開は40分からということをお願いしたいと思います。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

2番 諏訪良一君

〔2番（諏訪良一君）登壇〕

2番（諏訪良一君） 次の3件につきまして質問をしたいと思います。



た伝統、気風、そういったものを持っています。とにかく文武両道、勉強も部活も文化活動もすべてについて頑張るぞ、黙々と頑張るぞ、質実剛健、お互いに切磋琢磨して、運動なら運動に偏りません。勉強だけというそういう生徒もおりません。勉強にも部活動にも生徒会活動にもすべてに頑張るぞ、自分の将来を切り開いていく、力をつけていく。そういう生徒を目指したいな。ぜひそういうようなことを踏まえた校風を形づくっていききたいなというように思っております。

開校のめどはというようなことですがけれども、平成19年度、今年度から建設準備検討委員会を立ち上げまして、基本構想の策定とか用地の取得の問題、基本設計、実施計画あるいは工事の実施等、着実に進むように議員の皆様とよくご相談をしながら取り組んでまいりたいと思います。

いつ開校できるのかということですがけれども、中には大変大きな問題、用地の取得など本当に順調に進んでいくのかなという、そういう心配な問題もあります。はっきりと平成何年に開校を目指しますというようなところまでちょっと見通しが立たないのかなと。とにかくできるだけ、できる限り早く開校して、現在の力をもっともっと失われない間に大きな力として持った学校にスタートさせていきたいなというような気持ちは持っております。

どうかよろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 大変に心強い意気込みを聞かせていただきました。これからは教育長のリーダーシップのもと、一日も早い開校を要望します。

次に、町長にお聞きしたいと思います。

今、町民の方々が一番心配されているのは町の財政、いわゆる歳入ですが、非常に厳しい状況下での中学校建設に係る財源の確保です。この点につきましては個人においても町

においてもしかりだと思います。そういうことから、計画的に歳出を厳しく縮減し、借金地獄に陥らないように一日でも早い開校を要望しますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 諏訪議員の質問にお答えをいたします。

まさに今諏訪議員が言われましたとおり、大変厳しい財政状況になってまいりますし、なっております。そういう中で、学校をつくらなければならないということでもあります。やはり歳出をできるだけ少なくいたしまして、そしておかげさまで合併特例債を使いながら、本当に立派な学校をつくってまいりたい。学校につきましては、30年、40年、50年、60年、こんな子供たちのためにも、今教育長の言われたいい校風と環境もつくってまいりたい。そのためには、皆さん方とご相談をいたしながら歳出面にもいろんな皆さんのご協力もいただきたい、そう思っております。

以上であります。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 次に、防火並びに消火施設の点検、整備について質問したいと思います。

この件につきましては、先般、杉本議員からの質問もありましたが、通告後の質問でありましたということで、一部重複する点があるかと思いますが、私なりに質問をしたいと思っております。

ご承知のようにごく最近、町内で3件の火災が発生しております。中でも今月の4日、JR金丸駅前では大変痛ましい火災が発生しております。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

これは、最近全国的に発生している火災の特徴とも言えるような一事例ではなかろうか

とも思います。地区の自営消防がいち早く駆けつけたものの、水利の便が悪く初期消火の活動がおくれたということ。2つ目には、以前に町へ防火並びに消火施設の要望をしたが予算がないとの理由で実現しなかった、とは火災に現場における地区の方々からの声であったわけです。

これらのことを踏まえまして、町内における防火並びに消火施設の点検、整備、充足度状況について、防火並びに消火施設整備上の問題点等についてお尋ねしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 防火施設の点検、整備についてのご質問であります。

防火、消火施設及び設備の点検、整備状況についてですが、防火水槽につきましては各地区の管理となっております。各自営消防団の活動報告を見ますと、定期的に消防設備の点検が行われております。また、中能登町消防署においても定期的に防火水槽の水量の確認等を行っております。

小型動力ポンプにつきましては、各地区に配備をされおり、順次更新も行っており、本年度は黒氏新町に配備をされております。また、消火栓につきましては町が管理をしており、現在町内には928基の消火栓がありますが、新たに住宅が建ってきますと周囲に水利がない、消火栓がないという箇所も出てくるかと思えます。町では、区からの要望を受けまして、必要と判断すれば消火栓や防火水槽の新設も行っております。

次に、施設、設備の整備上の問題点についてであります。先週も町内の建物火災が2件あり、今週もまた朝方から建物火災が発生をいたしております。

火災が起きてからではなく、日常の防火に対する住民の意識向上を図るための施策について、消防機関、第2消防団、自衛消防団との連携をとりながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

また、先ほど質問ありました新町についての防火用水等につきましては、あの地域からはございません。その前、鹿西町時代にあったのかどうか、現在の総務課長は鹿西の総務課長もしておりましたので、これらにつきましては総務課長の方から説明をさせていただきます。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今ほど町長の方から、旧の鹿西町の時代にこの箇所から防火水槽の要望があったかなかったかということでございますが、要望はなかったと思えます。と申しますのは、消防水利の基準といたしまして120メートルの範囲内に防火水槽があれば水槽は充足されているというようなことで、今火災のありました後ろの方100メートルもあるかないかのところに1カ所防火水槽があり、それも利用しながら消火に当たったということで、今回の火災につきましては全く横の方も気がつかず、消防自動車に来て初めて火事だというふうにわかったというようなこともあり、大変痛ましい事故があったなど、そのように思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 苗山参事さんに再質問すること自体が愚問かと思えますが、要望ということをあわせましてお尋ねしたいと思います。

広域消防では、火災の発生場所を瞬時にとらえることができるような機器の装備をしているようですが、ここで問題は、あわせて消火に必要な水源の所在をも把握した指導ができるということが最も重要でなかろうかなと思うんです。ポンプが来たけれども水がないというのが火災現場の一番問題点であろうかと思えます。

そういうことで、このようなことができる

かどうかわかりませんが、できればその方向に進んでいただきたいということは、この水源の所在を火災現場とあわせてシステム化できないかということです。場所を指示すると同時に、どこに水源があるかということの指示ができるようなシステムの構築ができないかをお答えできなければ、その方向にまた検討していただきたいものと思いますが、いかがでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 今、昨年あたり消防署ができて、管内の電話一本で今の消防へ行きまして、そうして地図のどこで火災が起きたかというのは瞬時に流れます。各消防署へ流れます。また、消防団員あるいは関係各位にもメールで全部流れます。

そういう中で、今諏訪議員の言われるように、それと同時に防火用水やいろんな池やそういうものがシステム化できないかという質問でありますけれども、今私をはっきりわかりません。多分、そこにそれを全部入れれば地図と一緒に流れるのではないかなと思います。これにつきましては一度検討させていただきまして、消防とも対応をこれから検討したいと思います。そうすれば一番いい、そのとおりだと思います。そういうことで時間を少しかしていただきたい、そう思います。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 町内の自衛消防が所有しているポンプのリストについては、恐らく把握しておいでるものと思います。そういうことから、これらの更新を計画的に実施できるよう今後指導していただきたいものと思います。

各自衛消防からの要望がないからということではなくして、おおよそ耐用年数というのが決まっているものと思います。はよ来たけれども、エンジンはかかったけれども水が出てこないというようなこともあります。このあたりは、やはり日ごろの訓練とか、それ

からポンプの定期点検ということも非常に大事になってくると思いますので、また広域消防あたりとも連携されまして、各自衛消防が保有しているポンプの定期点検も、あるいは更新も指導していただけるようお願いしたいと思います。

次に、圃場整備の推進についてであります。

この件につきましては、今さらと言われるほど以前にも何度か質問がされておりますし、私も質問しました。ただ今回は、視点を少し変えて質問したいと思います。

既に圃場整備が完了している地域の方々にとっては、今ごろになって何のこっちゃぐらいにおっしゃられるような、そんな見方もあるかと思いますが、同感です。ところが圃場整備地区の数集落においては、実施に向けての取り組みがなされつつあるようなところも聞いていますが、かといって全くその話がないといったような集落もあるようです。国の構造改革推進のいかんによっては、この先国庫補助金の縮減や廃止、また県においても厳しい財政状況の中で圃場整備事業に関する予算は年々縮小の傾向にあるようですし、そのように聞いております。

これらのことを考慮した場合、これからの圃場整備の推進の上で大変大きなピンチが訪れてくるのではなからうかとの懸念を抱くものであります。けれども片や農家個々にとっては、その危機感が全くないと言っても過言ではなからうかとも思うわけです。

これらのことを踏まえまして、指導の現況と課題について、国や県からの補助金が減額またはカットされた場合、町単独事業としての推進というものはあり得るのかどうかということにつきましてお尋ねしたいと思いません。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 圃場整備の推進についてというご質問でありますけれども、中能

登町における圃場整備の整備率は52%程度であります。県下を見ても73%を超えているということで、県平均から見ても中能登町は大きく下回っているのが現状であります。

ここの二年では東馬場地区で話がまとまりまして、ご案内のとおり平成19年度、新規採択として43ヘクタールを整備していくこととなりました。

そのほかに小竹、水白、尾崎地区についても昨年4月以降、各地区から3名ずつの連絡会を定期的で開催し、このほど能登部上地区の一部と久江地区の一部が編入されるということで計画が進められているところであります。規模的には90ヘクタール程度になるかと思っております。全体の95%の同意書が集まったということで、こちらの方は滝尾南部地区として平成20年度新規採択を目指して、19年度予算にも調査費と農用地集団化事業費を計上させていただきました。

また、二宮地区、武部地区におきましても二、三回ずつ説明会を行い、そのほか下井田地区、久乃木地区、羽坂地区においても話が出ているという報告も受けておるところであります。

すべての地区に共通する課題といたしましては、事業完了時に満65歳未満の担い手農家への農地の利用集積が一定要件以上に行われなければならないということになっていきますが、担い手農家そのものが高齢化しており、該当者がなかなかいないということが大変難しくなっているところでございます。

国は、事業は着工後5年で完成させる方針であります。事業完了時に満65歳未満の農業者となりますと事業着手の時点で60歳未満ということになり、こうした人たちが果たして各地区に何人おられるのか、その確保が課題の一つであろうと、そう思っております。

また、町単独事業としての推進についてでありますけれども、圃場整備事業は、現在の

制度では県営事業で実施した場合には国と県で80%の補助、加えて12%が町補助であります。さらに、取り組み方次第では事業費の5%を補助する制度もあり、それらは受益者負担金に充てることも認められているわけがあります。

現在、工事費は10アール当たり180万円から高くても200万円で抑えることになっております。それ以上では農業としては採算がとれないという観点からであります。

町といたしましても、現行の国、県補助率がいつまで続けてもらえるのかが大変気がかりなところであります。今後の地区のまとまり方次第によりますけれども、町の補助金の12%についても単年度に用意できる額というものは限られてくると思っております。町の財政状況次第では、補助率の改定も視野に入れて圃場整備を進めていかなければならない厳しい時代になってくるのではないかと予想しております。

また、諏訪議員が言われましたとおり、本当に国もこの事業はもう行き渡ったのではないかと、もうやめたいというような方針でありまして、私がちょうど今、県の圃場整備の会長ということで、農林の課長、そして部長たちと一緒に毎年春と、また予算時期になりますとこの制度を残してほしいということで陳情にも行っているのが現状でありますし、県自体におきましても、大変県の財政も厳しくなってきている。今まで3カ所は1カ所でもいいがでないかと。そやけど、もうじきこの制度はないようになるというような姿勢であることは事実であります。

そういうことで、先般も農林省の方々、そして県の農林部長や関係者の方々となんな会合も開きまして、今後存続についても一生懸命努力をしているところでありますので、中能登町におきましても一日も早く話をまとめていただきまして、この制度がある間に進めていきたい、そう思っているところでござい

ます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 国、県、町それぞれの財源から見てきても恐らく今が最後のチャンスではなからうかなと、こんなように思う次第です。今できなければ、恐らくその地域は末代できないのではなからうか。こんなようにも思うわけです。これは極端な言い方かもしれませんが、それに近いものではなからうかとも思うわけです。

仮にできないとすると、この美田がこれ以上荒れていってもよくなることはなからうかと思うと、町にとっても地域にとっても大変残念な話ではなからうかなと、このように思うわけです。

そういうことから、区あるいは生産組合あたりとももう一度このあたりをしっかりと確認すべきではなからうか、こんなように思うわけです。いつまでもこのまま放っておいたら終わりやぞぐらいの指導が必要でなからうかと思えます。

これまでは、まだ相撲でいうと徳俵に足のかかかっていないときですので、いつでも同意を得たら町へ言うて下さいというような余裕すらあったときではなからうかと思うんですが、今では徳俵に足がかかってしまっているような状況ではなからうかと思うんですが、このあたりの指導についてお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 表農林課長

〔農林課長（表 辰祐君）登壇〕

農林課長（表 辰祐君） 事業の存続が大変心配される時期であると思えます。

そこで、実は18年度におきましては、先ほど町長が申されましたように滝尾南部地区に集中いたしまして私たちは事業に取り組んできたところでございます。実は18年度に町の圃場整備推進協議会というのを立ち上げまして、まだ未整備地区の区長さん、生産組合長

さんに広くこのことを推進していくつもりでありましたけれども、一度に大きくふるしきを広げましてもなかなか対応も難しいと思ひまして、事業の設立は今日まで見送ってきたわけでございますが、19年度になりましたら一応滝尾南部地区もめどがつかしましたので、次に並ぶ地区のいわゆる頭出しに向けて、今議員がおっしゃいましたように厳しいという状況を察していただくために指導をしてまいりたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） 諏訪良一君

2番（諏訪良一君） 圃場整備の推進を県なり町の方から持っていくと、自分を忘れてしまって、自分の土地をしてもらおうというような意識がないわけです。このあたりが進める上で一番難しいところではなからうかな、そんなように思ひます。

2つ目には、自分が田んぼに入れんのに今になって借金をというようなことが二の次です。そういうことから、各集落100%に同意が得られないという中で大変難しい理由づけする人もいるわけですし、これからの指導、これは各集落、町の指導者、同じことなんですけれども、その説得というのが大変難しいです。

かといって、あと1人か2人のことで話がつぶされることも大変残念なことです。そういうことから、やはり指導される人もこのあたりを十分心得て、しっかりとした対応、指導に当たっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思ひます。

議長（若狭明彦君） 次に、9番 古玉栄治君

〔9番（古玉栄治君）登壇〕

9番（古玉栄治君） それでは、最後となりました。もうしばらく皆さんの協力をお願いいたします。

私は今回、3件について質問したいと思います。この3件とも若者定住、これからの中能登町にとって一番大事なことはないかな

と思われ、若者定住に関連のあることですので、町長、ぜひ前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目としまして、複式学級について。

学校統合検討委員会で複式学級についてどのように話し合われたのか。また、複式学級についていかがお考えか。中能登町において20年度より複式学級をしなければならない学校が現在、久江小学校、そして御祖小学校ももうすぐとなると聞いております。このことについてどのようにお考えか、よろしくお願いたします。

議長（若狭明彦君） 濱田教育委員長

〔教育委員長（濱田 繁君）登壇〕

教育委員長（濱田 繁君） 古玉議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問は、学校検討委員会の中で複式学級についてどう話し合われたか。そのことをどう考えるか。そして、これから複式学級についてどのようにするかというようなお尋ねかと思えます。

学校統合検討委員会では、合併時に教育特別委員会から提出された答申を中心に審議をいたしました。その結果がこの前出された答申でございます。

この中身は中学校の統合が中心となっておりますが、旧鹿島町の小学校4校の統合についてもさまざまな角度から検討を重ねてまいりました。その際、複式学級を懸念する意見もたくさん出ましたが、そのことで小学校の統合が緊急最優先という意見の集約までは届かず、さきの答申になったものと認識しております。

複式学級とならないことにこしたことはございませんが、現在、複式学級を行っているのは久江小学校だけでございます。このままの生徒数でいきますと、さっき議員さん申されたように平成20年度、来年度には御祖小学校にも複式学級が生じてまいります。

小規模校のメリット、デメリットというのはいろいろありますけれども、これまでの歴史やその地域の住民の方々のお考え、そういったようなものがいろいろありまして、今すぐ解消というわけにはまいらないと思えます。

そこで、今後も地域住民の皆さん方のお声を聞きますとともに、議員の皆さん方ともご相談させていただきながら、子供たちのためにどうすれば一番よいのかということを慎重に見きわめていきたい、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 今ほど検討委員会の中ではさほど問題にはならなかったと。複式学級については今後対応というような答えであったかなと思えます。

教育長にお尋ねしたいと思えます。教育長は、この複式学級そのものがいいと思われるのか。何とかして、もし解消できるならば解消した方がいいと思われるか。この辺どう思われるでしょうか。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 今ほど複式学級をどう思うのかというお話であったかなと思えます。私は38年間教員生活をしてきたわけですが、実際に授業に出たときにいたのは中学校でした。小学校の複式学級は見たことはあるんですけども、実際に複式学級で授業をやってみた経験もありません。

そういう意味では、複式学級が完全にマイナスだとかプラスだかというようなことを自信を持って言えないという弱さがあるんですけども、人数が少ないですので非常にきめ細かく、その子その子に応じた学習ができるというそういうよさはあるかなと思うんですけども、教育というのは人とのかかわりの中で、集団の中で自分をしっかりと鍛えて

いく、学んでいくという面もありますので、完全にデメリットばかりというようなわけでもないのかなというように思います。多くの中で鍛えられるにこしたことはないのかなと思うんですけども。

現在の中能登町の方では、中学校の問題と小学校の問題ではどちらが優先になるのかなということになりますと、やはり大きな中学校の方が今非常に人数が少なくなってきている、そういう問題をひしひしと感じております。そっちの方を早く解決させていただいて、そしてその次に小学校の問題を取り組んでいかねばならないように思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 昨年10月、私、教育民生常任委員会所属です。教育民生常任委員会で、鹿島地区の小学校4校を視察に行きました。久江地区の複式、我々は知っておりました。数人を先生が指導する。寂しいなというところをひしひしと感じました。

先ほど教育委員長の方から住民の意見ということを言われましたけれども、実はこのとき御祖の校長先生が、本校が10年、2年後に複式になる。ぜひ何とかしてほしい。PTAも同じ意見だと、このように言われました。これが私の最初のこの質問のきっかけです。

と同時に、我々教育民生常任委員会、委員会視察、福井県本郷小学校、愛知県の東栄町、視察に行ってきました。やはりどこも複式は避けるべきだと。そのための努力をどうすればいいかということで、福井の本郷小学校においては地域に民間の宅地造成がある。ここに大きく人が来られるので数年後には複式が解消できるのではないかと非常に喜んでおられました。

このような委員会視察をしてきた中で、昨年、町長、12月議会田中議員の一般質問の答弁で、小学校の再編については中学校を先に

して、後に小学校を皆さんで協議するという答えでした。先ほど教育長の方からも、中学校の統合、さあ何年先になるかわからない、はっきり言えないという、そのような問題の中で、小学校の問題を先送りにするのがいいのか。同時進行はできないのかなと。話し合いを。その辺、町長はいかがお考えでしょう。

それと、町長は複式学級がこの中能登町、御祖小学校が複式になるということを知られたか、教えていただけないでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 複式学級につきましては、今の久江はずっとなったときから知っておりましたし、御祖小学校につきましては昨年の教育民生のときでございます。

また、同時に小学校と中学校の統合できないかということでもありますけれども、話し合いはいろんな面で行っていかねばならないと思いますけれども、やはり今の中学校の跡地ということになりますと、今の中学校が仕上がった後でなければなかなかできないのではないかと。

けれども、いろんな面でのどうすればいいか、そういう検討、いろんな面での議論は先にしていってもいいのではないかとはいっています。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 先ほどから言っております検討委員会、この委員会の参考意見というのがあります。2番目、鹿島地区小学校を2校とし、中能登町の小学校を4校とする意見があったと。例えばこういう意見でしたら、別に中学校を利用しなくても何か方法があるのではないかなと思います。

私思うに、今この小学校4校ということで少ししゃべらせてください。

私は小学校4校、大賛成です。といいますのも、まずさくら保育園を中心とした鹿西地

域、この地域には若草団地あるいは桜新町、また金丸町営住宅があります。また鳥屋地区には、こすもす保育園、たんぼぼ保育園を中心とした鳥屋小学校があり、町営住宅、黒氏住宅、末坂住宅、末坂第2住宅、コーポとりや、春木住宅、川田住宅、このようにたくさん町の町営住宅があります。

また、あおば保育園がある越路地区には二宮あおば台、芹川住宅、サンコーポラスなど要は若者が定住できるような環境が整っております。

唯一ないところといいますと、先ほどから問題になっておりますつくし保育園を中心とした地域でないかなと。ここには小学校が3校あります。また、町としての若者定住、例えば宅地分譲、町営住宅。町営住宅に関しては久江住宅が1カ所ありますけれども、非常におくれているのではないかなと。そういうところでその小学校を統合して、若者が来れるような学校にすれば、そんな大きな問題が起らないのではないかなと。

先ほど私、福井のことを例に上げました。福井の本郷小学校。ここも複式の学校と複式の学校が集まっても、まだ複式です。そのような中で、新しい幼稚園と学校を同時にやっております。そこはすぐ近くに民間の住宅、ここに先ほど言いました大きなものが来るので今後子供がふえるから楽しみだと。そうなれば複式が解消できると。

複式というのは、できることなら、確かに少人数ということでメリットもあるかもしれませんが。けれども、ほんの数人の教育をやっているということは、私はメリットというよりデメリットの方が多くはないかなと思います。そういう中から、今言ったつくし保育園、これを中心とした学校。やっぱり保育所があって学校があり、そこに住宅地があるというのが一番の若者が定住しやすいのではないかなと思います。

この辺について、町長いかがお考えでしょ

うか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 今の意見につきまして、少し時間をいただきまして、面積あるいは住民の意向、あるいはその辺の子供たち、そういう意見を古玉議員の提言として検討させていただきます。ちょっと考えさせていただきたいと思います。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 今ほど検討するということですが、もう一つ、実は2カ月ほど前になるんですけども、御祖地区の父兄の方から今の話を、私直接ではなく、ある人を通じて言ってこられました。そのときに言われた言葉が、この検討委員会の答えを見てがっかりした、あきらめたという。何か情けない話なんです。こういう話をもっともっと積極的に話し合いしながら、もう御祖小学校の複式は目の前に来ているんです。やはりそういう話はより早く、少しでもそういうことが避けられるなら避けるような努力をしていくのが本当でないかなと思います。

そういう面で、町長先ほど今後検討するということですので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それともう一つ、今のにつけ加えて少しだけ。二宮あおば台の子供たちの人口の増加について説明したいと思います。

まず、二宮あおば台、平成12年34区画、平成14年57区画の計91区画が販売されております。12年から今までの間6年間、6年間の間に子供たちがどれほどふえたかといいますと、まだ全部が建っておりません。このような中でも、あおば台、小学校へ通っている子供が16人、保育園に通っている子供が31人ふえております。91区画でこれだけの子供がふえます。そういうことを考えると、やはりぜひ、先ほどからしつこいですが、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、乳幼児の予防接種について。

皆さんよくご存じだと思います。おたふく、水ぼうそう、インフルエンザ。これらの予防接種を町で補助できないか。今までといいますか定期的に予防接種を受けるものはたくさんあります。あと子供が1歳くらいで予防接種をして軽減できるものとなりますと、先ほど言った皆さんよくご存じの水ぼうそう、あるいはおたふく、インフルエンザ、このくらいが残っております。こういうところを補助できないかなと。1回注射するのに5,000円から7,000円と聞いております。小さい子供を抱えている若いお母さん方の負担、少しでも軽減できるような方法がないのかなと。確かに経費、財政難わかります。そういう中でもこれからの中能登町を背負ってくれる子供たち、またそのお母さん方に、ご父兄に少しでもプラスになるような方法がないか。

町長、いかがお考えでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） ご質問の予防接種は、すべて国の定める定期予防接種以外の予防接種であります。任意ということは、疾病予防のために個人の責任において個人の希望で受ける予防接種であります。これらの任意の接種は、定期接種に比べて予防効果が余り高くないという結果が出ているということあります。国や自治体が補助をするということは、その必要性和効果を認めて実施をするものだと思っております。

また、このことから、これらの接種について国、県に先駆けて町が単独で補助を行うということは、その効果について町が保証しているとの誤った認識を住民の皆さんに与えるおそれも出てまいります。また加えて、財政逼迫の折でもあり、効果をはっきりと認められていないものに補助を行うのは現段階ではいかがなものかとも思っております。

なお、関係課の報告によりますと、県内の

みならず全国で乳幼児対象の任意の予防接種に補助金を支出し実施をしている自治体は今のところないと聞いております。

そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 町長、ここに予防接種の話、国立育成医療センターという、これは町の保健環境課、ラピアでもらってきました。そういう中で、ワクチン、こういうものが大切だというふうになっております。ほかの地域にないから、うちはしてはいかんとか、そういう問題ではないと思うんです。ほかにはないから逆にするのが余計いいんじゃないですか。ほかはやっていないから、うちはやらない。なぜ、風邪、要らないことを私が言っても仕方ないですし、また、その予防接種いいか悪いかという話を出してくればいっぱい出てきます。今はインターネットの時代ですから。これをどれをとって説明していいのか、私これをやりかかったらきりが無いと思いますので、単純にやはり子供たちに対して、まずできないかなという思い。

それと、それではなぜインフルエンザに関してできないのか。お年寄りには出ております。子供たちには出ない理由。これはなぜでしょうか。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 古玉議員のご質問といいますか、なぜインフルエンザできないかということでございますけれども、以前の議会でも少しお答え申し上げたんですが、お年寄りの場合はインフルエンザにかかりやすい、それから、かかったら重篤化しやすいということ。ですからそこへ医療費がまたつき込まれるという話になりますので、これはできるだけ避けたいということでお年寄りの予防接種には補助を少ししているということでございます。

それから、乳幼児になぜそうならないかということですが、3歳ぐらいまではさほど効果が見られないということが国で言われております。それから、もし接種しないでインフルエンザにかかった場合、それは乳幼児の助成制度ですか、町でお金を全額出しております。そちらでカバーしていただければいいかなと思っております。

ちなみに、予防接種というのは必ずしも100%オーケーというものではなくて、必ず副作用も伴っております。インフルエンザについては、今まで国の統計といえますか調べたものでは、大体2割から3割の子が、乳幼児の場合ですが接種を受けながらも罹患しているという結果が出ています。ですから、さほど効果が見られないということでもあります。

ですから、乳幼児の医療費の助成制度、それをご利用された方が効果的かと判断しております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） 今ほど乳幼児の医療制度を利用したらどうか。何か考え変ですねと私言いたいです。というのは、やはり予防接種というのは何だと。あくまで予防なんですよ。かかってしまってから保険、お金がおりるからそれでいいやろうというのは、ちょっと何かこういうところもやはり経費ということを考えるのかなと。かからないようにするために予防接種をする、予防をする。また、かかってもより軽く済むような方法です。例えば、おたふく、水ぼうそう、かからないわけではないと思います。かかっても軽くて済むということは、医療費が少なくて済む。その方が町にとってはいいのではないかなと私は思うんですけれども、この辺についていかがでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） インフルエンザ等に

つきましては、今までに何回かした中で副作用もあると。そういう中で訴訟に、いつなったか、そういう詳しいことは覚えておりませんが、そういう詳しいことは覚えておりませんが、訴訟になって何千万円か国に払えと。そのようなことで、最初援助していたのを、副作用のある人もおいでるし、きかない人もおいでるといようなことで国の援助から抜いたと。そういうように認識をいたしております。

そういう中で、各町、各県内外でないようなことを補助金をして、もしそういう副作用やあるいはいろんな関連の病気も出たり、そういう中でということになりますと、また町の責任にもなる。これ逃げるわけでもありませんけれども、今の3つにつきましてはそういうことで国は抜いた。あとは親の責任でしていただきたい、そういうことであります。そんな認識をいたしております。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） わかりました。これ以上言ってもどうにもならないでしょうと思っておりますので、この件についてはあきらめます。

次に、高校生への通学費補助について。

中能登町在住の高校生で通学にバス、電車を使っている生徒に料金の一部を補助できないかと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 中能登町在住の高校生で通学にバス、電車を使っている生徒に料金の一部を補助できないかとの質問であります。

高校進学は義務教育ではありませんが、ほぼ全員が進学する中で、教育費が大きな負担となっている家庭もあることと思います。しかし、当町の財政状況は大変厳しく、また高校生の交通機関の利用者全員に助成金を支給することは難しいと思っております。

これには、本当に要る方については町の奨

学金や、また石川県の育英資金などによる高校奨学金制度もございますし、今ある制度を十分活用できるのではないかと、そう思っております。

今のところ、全員すべてということは難しいということでございます。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） きのう中能登町中学校、卒業式が行われました。鹿島、鳥屋、鹿西、合わせて169名、このたくさんの子供たちが今後、希望に胸膨らませて学校へ通われると思います。やはりその子供たちが中能登町のよさというものをどこかでアピールするのが一番でないかなと。中能登町は、ほかにはないけれども、こういうところがいいんだと。我々にも、僕たちにも少しくらいこういうものでしていただけるよと。

まず高校を出て3年、高校へ出て大学へ行く。その子供たちがこれからどうするかということなんです。一番大事な今後中能登町に帰ってほしい若者たちに対しての私はお願いなんです。その子供たちに、やはりこの中能登町のよさ、ほかと変わったよさというものがあるということを認識してもらうことによって、うちの町はちょっと違うんだと、ほかへ行っても。あなた方のところはこうなのか、うちはこうだよと。それでやはり多少優越感を持っていただいて、中能登町のよさをいろんなところでアピールして、中能登町へ来いよとか、おれは帰るんだとか、そのような気持ちを持っていただくためにも、私はそういう形で少し、大きなものは要りません。やはり町としての独自性というものを出していきたい。

いかがでしょうか。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 高校生はまた別でありますけれども、義務教育につきましては小学校の入学祝い金、あるいは中学校になりまして卒業の祝い金、あるいは修学旅行の援

助、いろんな対外試合に行く方には遠洋費あるいは遠征費、そういうものを他の町と比べましても手厚い保護にはなっていると思いません。

そういう中で、高校生の通学全員の方に、大きくない金であってもそれが帰ってくる本当のそれがいいのか、もう少しいろんな面で頑張っておられる方に何かをしたらいいのか、そんなこともあるのではないかな、そう思っております。

本当に困ってどうしても通学費も出されない、そんなような方に関してはいろんな面でやはり助成もしなければならんと思えますけれども、本当に一律に百六十何名の方全部幾ら幾らということもどうかと、そんな思いであります。

以上です。

議長（若狭明彦君） 古玉栄治君

9番（古玉栄治君） それ以上言ってもだめなのかなと。あきらめながらも、まだ私はあきらめ切れません。やはり先ほど言ったように子供たち、若い人たち、中能登町をこれから育ててくれる子供たち。そういう子供たちにやはり帰るきっかけ。確かに少ないかもしれないです。そういうことをやはり何かしてやるのが一番の今後の町にとってメリットがあるのではないかと思うんですけれども、またその辺、一度断ったものはだめでしょうけれども、また検討していただけないかなと思います。

以上です。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（若狭明彦君） 以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（若狭明彦君） 本日の日程は終了いたしました。

あす15日午前10時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 3時54分 散会

## 平成19年3月15日（木曜日）

### 出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### 説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助 役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教 育 長	池島 憲雄	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	介護担当課長	松 栄哲夫
参事兼監理課長	藤井 博昭	保育担当課長	谷 敏則
参事兼住民課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
企 画 課 長	大村 義一	会 計 課 長	小山 三雄
税 務 課 長	永源 勝	教育文化課長	後藤 和雄
土木建設課長	澤井 昭範	生涯学習課長	吉田 外喜夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第4号）

平成19年3月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

開 議

議長（若狭明彦君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数に達しております。

会議が成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一 般 質 問

議長（若狭明彦君） 日程第1 一般質問  
これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の発言時間は1時間ですので、守っていただきますようお願いいたします。執行部におかれても、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

14番 岩井礼二君

〔14番（岩井礼二君）登壇〕

14番（岩井礼二君） 一般質問をさせていただきます。

中能登町統合中学校についてでございますが、要旨といたしまして、1つ目には、中高一貫教育学校の設立の検討ができないか、そして中能登中学校の建設、両方をまとめて質問をいたしたいと思っております。これが今後開かれます中能登中学校建設の検討委員会の参考になればなという気持ちでございます。

現在の鹿西中学校ですが、私も何度か足を運んだことがありますけれども、大変新しい学校でございます。そして、いろんな特徴のある立派な学校でありまして、教室の倍ぐらいの幅の廊下をとって、その廊下を開放することによって合同学習ができるといったような、多目的にすごく利用しやすいような近代的な学校であり、またスタンドグラスとか、それからモダンで明るく、子供たちが伸び伸びと学習できる学校でもございます。使い道

が中途半端になることが大変もったいないなという気持ちがいたします。

そして、あの学校の建設も19億数百万の建設費が費やされて、現在の借入金の18年度末の現在高が約6億2,000万円の借入金の残高が残っております。

以前の学校統合検討委員会の議案審議内容の付記といたしまして、鹿西中学校増築案については、敷地面積、屋内体育館、運動場、駐車場が狭く、しかも用地取得が制限され、統合校としては適さないという審議会の審議内容が出ております。私もそのとおりだと思います。

したがって、この建物を現状のままで、かつ有効に利用するときには、県立の中高一貫教育校として利用できないものかと考えます。

中高一貫教育の形態ですが3種類ありまして、1つには併設型の中高一貫教育校、2つ目には連携型の中高一貫教育校、3つ目には中等教育学校と3種類あるわけでございます。金沢錦丘中高等学校は、この1番目の併設型の中高一貫教育校となっております。文部科学省では、全国でこういった学校を500校程度の設置を望んでいると報じられております。

そして、そのほかに普通の新中能登中学校の建設も別に考えていくことによって、現在の鹿西中学校の有効活用といたしますか、そしてそれが地元町民の負託にこたえることにもなるかと思っております。

その辺をどう考えられるか、教育長に答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） 今ほど岩井議員がお尋ねになりました中高一貫教育について、鹿西中学校の跡地利用としても、有効利用としてもどういう見通しになっているのかというお話であったかなというように思います。

先ほど言われましたように、中高一貫教育には3つのタイプがあります。

先ほど言われましたが、富来とか門前の連携型、これは既にある県立の高等学校と市立ないしは町立の中学校とが仲よく手をつなぎ協力をして、そして相互にいろんな意味で協力をしながらやっていく。例えば、高等学校の先生が中学校へ行って、例えば英語の時間に中学校の英語の先生と一緒にやるとか、立派な講演会があった場合には中学生も高校生も一緒にそれを聞くとか、場合によっては活動を両方一緒にやっていくとかそういうようなことで相互理解を深めて、ぜひ中学生が高校のいろんなことを知って自分の学校に来てほしい。そういうようなことになるのかなというように思います。

それから、2つ目の併設型ですけれども、これは両方とも県立になるわけですね。県立錦丘高等学校と県立錦丘中学校、これはお互いに手を結んで協力ではなくて、例えて言いますと大きな一つの家族になるような感じなのかなということになります。中学校と高校3年間、3年ずつを足し算して6年間。6年間の間に中学校の学習内容と高校の学習内容を一貫して、筋を通して有効に勉強していくというようなことになるのかなと。

それから中等教育学校、3つ目ですが、これは県内にはありません。

もしも私たちの町で、今私たちが目指している統合中学校と鹿西高等学校とが連携型でいくとするならばどういうことになるのかな。非常に強いきずなで協力をしていくということですので、統合中学校の卒業生の大部分が鹿西高校へ行くということが大前提になる。

となりますと、少し困った問題も出てくるのかなというように思います。中能登町の中学生がほとんど全員、ぜひ鹿西高校へ行きたいなということであれば、それはそれでいいんですけれども、僕は工業系へ行きたいな、

商業の勉強したいな、あるいは福祉の勉強、看護の方へ行きたいというようなことで、いろいろと生徒たちは自分の将来を夢見ているような進路を考えております。

また、都合のいいことにとというか、非常に中能登町は交通の便がよい。電車も通っているということで、かなりの範囲の高校が通学可能となっています。そういう面では非常に恵まれた状況になっておりますので、もし連携型の中高一貫教育をやるとするならば、そういう子供たちの自分の行きたい学校を自由に選ぶという、そういうよい点を狭めていくことにならないかなという、そういう心配が出てきます。

それからもう一つ、併設型ですけれども、県立の鹿西高等学校とこの町にもう一つ県立の中学校を新たにつくって、それと中高一貫教育をやればどうなのかということになるわけですけれども、そうすると私たちが中能登町で今目指している統合中学校と、もう一つ県立の中学校と2校存在することになっていくわけですね。県立の中学校には、できれば鹿西中学校を有効活用ということで県立に移管してそれを活用していただければ、それはそれで非常に言うことがないのかな、そういう選択肢も考えられるのかなというように思いますが、ただ、金沢と状況が違うのは生徒数がかなりこの能登方面は少ないということになります。県立の中学校ができた場合に、この能登地区を中心にして、果たしてどれほどの中学生が県立のその中学校へ通ってきてくれるのかなということになると、非常に微妙に難しい問題が出てきます。わずかな生徒をお互いの中学校で取り合いをするというようなことにもなりかねません。

もし仮に中能登町の中学生が大多数、鹿西高等学校へもし入学をしたいということになりますと、今度は私たちが目指している統合中学校、非常にスケールの大きい中学校、いろんな意味ですぐれた中学校、輝く中学校を

建設したいなというときに、仮に成績優秀な生徒がそこへ行くのか、スポーツの得意な生徒が行くのか、あるいはまたいろんなところのいろんな技能を持った生徒が行くのか、それはどういう高校を目指すかによって変わっていくわけですが、かなり魅力的な生徒がそっちの方へ取られてしまうということになりますと、私たちが目指している統合中学校の光輝く部分が非常に光がとれていくのではないかなという心配もしております。果たして町立の中学校と県立の中学校で両方存在しても十分やっていけるのかどうか、そういうあたりも真剣に検討していかなければならないのかな。

それからもう一つ、県立の錦丘ですけれども、ことし中学校から初めて卒業生が出ていきます。第1期生が今回卒業ということになります。

県の方では、そういう併設型の一貫教育をどのように評価しているかということですが、卒業生が大多数錦丘高等学校を目指していくのか、それとも方向転換をして別な県立の高等学校へ受験しているのか、その辺の様子なんか十分見まして、どのような評価を下すかということになるのかなと。

今のところ、能登地区とかあるいは加賀地区にも同じタイプの一貫教育をつくっていくとか、もうやめるとか、そういうようなことについては白紙の状態になっております。したがって、県ではどのような考えがあるのかということも、そういう県の動きなんかも見ながら、私たちの方にももし能登地区にそういうのできるぞということになれば、また真剣に検討も必要かなと思うんですけれども、現時点では残念ながら生徒数が少ないということで、私たちの町に2つの中学校を建てていく、つくっていくということについては非常に難しいのかなというように思っています。

以上です。

議長（若狭明彦君） 岩井礼二君

14番（岩井礼二君） ただいま教育長の長所短所の話がよくわかりました。

私思いますのは、今の鹿西中学校に県立ですが2クラスぐらいを募集をする。しかもそれは県下一円から募集をする。そのことによって、2クラスぐらいの学校ですので、中能登からはどれだけ応募することになるかわかりませんが、2クラス全部が埋まることはないんじゃないかな。1クラスぐらいは埋まるのかなという気がいたします。しかも、JRの能登部駅もありますので、通学もしやすい利点もあります。

そして何よりも、県立にすることによって6億2,000万円の借入金を県に建物ごと寄附をして、全部寄附をして、県立になるわけですから後の返済は県にしてもらおうということも地元にとっては大変プラスになることかなと思います。

そして、高校については県立鹿西高校ですので3クラスあるのか4クラスあるのか、やはり中学生の2クラスはもちろんそのまま上がっていくわけですが、その後の募集については一般公募をするという方法でいいんじゃないかなという気がいたします。

そして、鹿西高校についてはやはり特徴のある学校として、生徒、父兄にしてみれば進学を目標にした魅力のある学校、そしてその一環として中能登町、繊維ですので、能登上布のそういった掘り下げるそういう技術的な指導も受けられる機会があればいいのかなという気がいたします。

そして、そこにいる中学生は当然高校生との触れ合いもありますので、高校生の前で部活動も平素も触れ合いながら、お互いに高めていくということもあと思っています。

現在、高等学校も統合化が進んでおります。七尾東雲高校ですか、3校が1校になりました。鹿西高校もそういう一貫教育校になれば存続の大変もととなるものと思います。

そしてまた一方、町立の新中学校ですが、やはり生徒数は確かに少なくなると思います。それだけ少なくなるとすれば、やはり学校の建設費もその分少なくなるはずでございます。町の中心的な位置に統合中学校、そして鹿西運動公園、野球場も使えるような場所に新しいすばらしい新中学校を建設する。そういうことが節税にもなり、また、あるものの有効利用として大変有効なことではなかろうかと思えます。

そういうことを踏まえて、もう一度教育長にお願いしたいんですが、新しい鹿西中学を有効利用。そして、その借金の返済は県に寄附をする。そして、新校舎の建設費は安く、そしてまた町内に高校が将来的に存続する、しないことによって町のイメージアップも大変違ってくると思えます。

鹿西高校を存続するのにとって最もいい施策になるのではないかなという気がいたしますので、その辺を含んで、教育長、もう一度考えを示していただけないかなと思えます。よろしく願います。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

教育長（池島憲雄君） ただいまのお話の中で、なるほどそうだなということもたくさんありました。中能登町にぜひ高校を存続することの意義、町の発展、それから振興にも大いに役立ちますし、教育の町として進んでいくためにも高校は何としてもあってほしいなという願いはもちろんです。

それから、鹿西中学校を有効活用ということで、県に移管して残りの残金といいますか借金を返さなくてもいいようになれば、それにこしたことがないなということもありますし、いいこともたくさんあるわけですがけれども、ただ、先ほどもお話をしましたように心配なのは、気がかりなのは、残念だなと思うことは、中能登町のすばらしい生徒を全部抱えて統合中学校をスタートしたいなと。どこにも負けないような中学校として、天下に輝

く中学校としてスタートをしたいな。そのときに、スポーツの優秀な選手が10名だけ高校へもう行ってしまったとか、成績の優秀なやつが1割行ってしまったぞとか、ということになると非常に残念な気がします。

それは、財源とかお金以上に、個人的にはそういうことではなくて全部その生徒を抱えた中学校をつくりたいなという思いも個人的には持っているんですけども、またその他の皆さん、教育委員会、その他また議員の皆さん、どういうお考えなのかもまた検討しながら対応していきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（若狭明彦君） 岩井礼二君

14番（岩井礼二君） 大きな事業ですので大変難しい面もあります。いい面もあれば悪い面もあるかと思えます。将来を担う子供たちがどうあるべきかということが一番大切なことだと思います。

教育長の言うこともよくわかります。このことをやはり今後の検討委員会の課題として、これからも大いに研さんをして悔いのない結論を出していただければなと、そう思います。

以上で質問を終わります。

議長（若狭明彦君） 次に、4番 宮下為幸君

〔4番（宮下為幸君）登壇〕

4番（宮下為幸君） それでは、通告書に基づきまして2つの質問をしたいと思えます。

まず、入札制度について。

昨今の日本列島は談合列島と称され、志賀町でも2社の業者逮捕、9社に及ぶ業者が事情聴取を受けました。志賀町3月定例議会の一般質問の中で、入札選考委員で、ことし3月限りで定年退職する3人の課長に談合の原因について意見を求めています。その中で課長の一人は、長年の慣例で地域性優先がなれ

合いの温床をつくったのではないかと思うと答えております。

当町も官製談合は絶対に出してはいけないと思います。今後、町としてもどういふふうな改革をされていくのか、4点について聞きたいと思います。

まず初めに、指名競争入札の予定発注金額の設定はどのようにされるのか。昨年、落札率はどのようになっていたのかをお聞きしたいと思います。

それと、一般競争入札の金額を決めて導入すべきではないか。それと、総合評価方式はどのような基準でされているのか。電子入札制度をこれからすべきではないかということをお答えいただきたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

まず、第1点目の指名競争入札の発注予定金額の設定はということですが、昨年の指名競争入札の発注予定金額の設定につきましては、地方自治法の施行令に基づきまして、建設工事の場合は予定価格で130万円を超えるものにつきまして指名競争入札を実施いたしております。

それから、落札率ということで質問があったわけですが、落札率につきましては平成18年の4月より19年の2月までを集計しますと、設計金額を分母として率を出した場合は90.12%になります。予定価格を分母として率を求めた場合は97.13%であります。

それから、2点目の一般競争入札の金額を決めて導入すべきではないかという点ですが、全国知事会として一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止の指針があり、石川県は平成19年4月から5,000万円以上の工事を一般競争入札として、10月から3,000万円以上に拡大をし、その後、実施状況を検証して1,000万円以上に拡大するとい

うことでなっております。

中能登町といたしましても、今後、制限つき一般競争入札の導入は必要であると思っております。石川県の運営状況を掌握して、近隣市町の導入状況も考慮しながら、うちの町も実施について考えていきたい。このように思いますので、よろしく願いいたします。

3点目でございますが、総合評価方式はどのような基準で行われているかというご質問であったかと思っております。

総合評価方式につきましては、工期、機能、安全性など価格以外の要素を含めた総合的に評価をして、発注者にとって最も有利なものを選定する方式でございます。石川県では平成18年の7月から試行をし、聞いたところによりますと34件実施しているということ聞いております。19年度はおおむね100件程度の実施になるだろうということでございます。

中能登町におきましても導入に向けて検討していきたい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

4点目でございますが、電子入札制度にすべきではないかというご意見ですが、電子入札制度につきましては、入札会場に出向くことなく事業所のパソコンで入札する制度であります。

石川県では、業者の総合点数760点以上で1,500万円以上のAランク、Bランクの工事で実施されております。680点以下の経審点数で500万円以上のCランクの業者については、3年間で全面的に導入することを目指しているということ聞いております。

業者の設備投資や運営経費もございまして、これも近隣市町の動向も踏まえて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 今年度の予算の中に、一般町道整備ということで3億円の予算

が計上されています。これから発注予定金額を出されてされると思いますが、この指名業者の願い届がもちろん提出されるわけですが、それをどういうふうにと選考されるのかということと、それと今、一般競争入札をこれからやっていかれるということをおっしゃったので、例規集には保証金を取るということも書いてありますし、それはどのようになっていくかということをお聞きしたいと思います。

それと、この電子入札のシステム導入にどれくらいの経費的なのがかかるかということです。それは、もしわかったら教えてください。

それともう一つ、公正入札委員会というものがありますが、今は助役さんが一番委員長で、あとはその都度の入札の担当課長ということになっておりますが、これは民間から入れるということをお考えられるのかどうか、その点について聞きたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 小山助役

助役（小山茂則君） 再質問にお答えをいたします。

1点目の業者の選考方法ということでお尋ねがあったかと思っております。それにつきましては、先ほども申しましたが経審点数というものを基準にして今現在やっておりますので、それを最重要視しながら業者の選考に当たっていきたく、このように思います。

それから保証金でございますが、入札保証金につきましてはうちはもっておりません。ただ、契約保証金、契約する段階では500万円以上のものについて保証金をいただいているということでございます。

それからもう1点は、業者選考委員会の中に民間の方を導入すればどうかというご意見でございますが、その点についても今後検討をさせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いたします。

それから電子入札の件でございますが、ど

れだけの経費がかかるかというご質問であったかと思っておりますが、それにつきましては、今県の方へちょっとお尋ねをしているんですが、その段階で県では、県のシステムに現在市町が加入しているところが、昨年度、金沢市、白山市、小松市、野々市町が今現在、県のシステムの中へ入って電子入札を実施しているということでございます。それにプラス、19年度からは輪島市がそこへ入るということで検討されているということをお報告受けております。

この金額といたしましては、まず県のシステムに加入する段階では約800万円ぐらいの導入するための経費が必要だということと、加入いたしましても月大体20万ぐらいの経費が毎月かかってくるということもございまして、今後これにつきましてもそれだけの経費がかかるということでございますので、検討材料の一つとして検討していきたいということで、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 入札はできるだけ公正に選考されて、予定価格も出していただきたいなと思っております。

それでは、次の19年度予算についてお尋ねしたいと思います。

項目的には、使用料の受益負担について、今後の財政難はどれほど厳しくなっていくのか、税の滞納繰り越し分はどう処理していくかということです。

今、老人センターゆうゆうで使用料が100円から200円に上がりました。65歳以上の障害者の方も無料から100円に上がりました。健康ハウス憩も、私は値上げをする必要があるのではないかというようなことを思いまして、受益者負担ということで書いたわけです。

なぜかといいますと、歳出に3,200万円の金がかかり、歳入に990万の使用料が入って

くるとなっております。2,200万ほどの食い込みができて、月々にすると180万ぐらい食い込んでいく。普通民間では、赤字で経営が成り立たないということがもちろん考えられます。

この施設は、多分昔、旧の鹿西町は健康福祉施設というか健康増進施設ということでスタートしたわけですが、今は私こうして見る限りですと、本当にクアハウス的な要素を抱えていて、そして他町の人への出入りが、特に羽咋の余喜地区、鹿島路地区の人が大変多いです。料金も羽咋市へ行きますと350円とか450円の銭湯料ですから、近くの人はおのずと300円のところに来ると思います。

そういうことを考えますと、できれば50円でも上げてできないかということと、入浴の日というのが設けてありましたね。年5回できるということになっております。それは65歳以上の人100円ということで現在と変わりますが、ただ、今は普通この健康センターの方も皆さん65歳以上の方は100円なんですけれども、天平の里とかゆうゆうに合わせれば200円にする必要があるのではないかと。

ただ、その入浴の日を年間5回設けてありますので、そのときだけ65歳以上の方は100円でもいいのではないかと。そういうような感じはいたしますが、その辺のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

ただ、今志賀町にシオンマネージメント株式会社という会社があります。町が委託されて管理会社がやっているわけですが、その中で個人に、町民の皆さんに1口5万円ということで募って、聞いたところによると104口の、要するに1口5万という加入金で運営をなさせて、それと志賀町には企業がありますのでそこから企業も募っている。商工会も兼ねてということをやっているらしいです。

町長はきのう作間議員の答弁にも、指定管理者は、今は3社だけでも、またこれから考えていくということをおっしゃったので、

そういうことも含めて、今後そういう指定管理者制度に用意されていくのかどうかということもお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 宮下議員のご質問にお答えをいたします。

使用料の受益者負担ということですが、入浴のできる町内の施設としては老人福祉施設2カ所、老人福祉センターゆうゆう、老人福祉センター天平の里であります。健康増進施設1カ所、健康ハウス憩です。3公衆浴場があり、このたび均一化を進めるということで老人福祉センターゆうゆうを有料にさせていただきますところであります。

健康増進施設である健康ハウス憩の使用料についても、考え方として福祉施設の一環と考えており、現在の料金体系になっております。具体的に申しますと、就学前の児童については無料、それから小学生は100円、65歳以上の方については身体障害者の方も含めて100円ということ。それから、その他ということで中学生以上64歳までの方、そして町外の方300円というふうになっております。

今ほど宮下議員、2,000万以上の負担をしているということで、そのとおりであります。これらの施設3つあるわけですが、料金体系にはバランスをとっていかねばならないというふうに思っております。

今後、これからの扱いとしてなんですけれども、望ましい料金はどれだけなのかということも検討を重ねていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、指定管理者のことを言われましたけれども、確かにノウハウのある事業者さんに指定をして指定管理をしてもらうということは望ましいことだと。今後、そのことについても検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） はい、わかりました。

次に、財政難はどれほど厳しくなるかということで、19年度予算で10億余りの基金を取り崩しているわけですが、残り二十二、三億という基金ですので、単純に考えれば2年ほどでも基金がなくなるというような状態になっていると思います。

5月に町政懇談会を開かれ、財政状況を説明に回ると言われていることは大変いいことだと思います。町民が町の財政状況に常に關心を持つということは大変大事なことだと思います。

今年度はいろんな面で定率減税も廃止になりますし、町民の負担感は高まると思います。税源移譲で新年度の所得譲与税が町民税に切りかえられるわけですが、個人の税額負担は変わらないまでにしましても、町税の比重というか町税が高まってくるわけですね。だから、町税の使い道について、使い道に対する町民の厳しい見方が出てくると思います。

こういうことを含めて、今後の財政は厳しくなってくるわけですが、そういう町民の見方、厳しい見方が出てくると思われませんが、どういう配慮をされるのかということをお聞きします。

それともう一つ、繰り越し分をどう処理していくかということも先に言います。

19年度の滞納繰越分が歳入に入っていますが、どういうふうこれから処理されていくかということです。

二、三日前の新聞で、富山県立山町で悪質滞納者に対して行政サービスを制限する条例が3月議会で提案されています。町税、国民健康保険税、保育料、下水道料のうち著しく誠実性を欠くものに対して行政サービスを制限すると。そういうことも載っておりますので、この中で税務課として収納率の向上のためにどれくらいの、収納率がどれくらいか

ということをお聞きしたいと思います。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長

〔参事兼総務課長（苗山雅幸君）登壇〕

参事兼総務課長（苗山雅幸君） 今後の財政難はどれだけ厳しくなっていくかというご質問でございますが、国の基本方針では5年間で、平成23年までに基礎的財政収支の黒字化を達成するという目標を掲げております。そのために解消すべき要対応額を16兆5,000億円程度ということにしております。少なくとも11兆4,000億円以上は歳出削減によって対応するとしております。歳出改革で対応し切れない2兆円から5兆円については、歳入改革によって対応するとしているわけでございます。

なお、歳出改革でございますが、徹底した政府のスリム化で国民負担増を最小化する、最も少なくする。優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う。将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立するなどの改革原則により、一貫して財政健全化に取り組むといたしております。

人件費におきましても、平成22年度までに公務員定員を5.7%純減するとしております。

また、公共工事関係でございますが、年間3%の削減を基礎として、5年間で15%削減をする、そのように言っております。

このような厳しい国の基本方針を状況下に、我が町はどうかということでございますが、今後の歳入面では、前々から言っておりますが地方交付税や譲与税の依存財源はますます減少する見込みでございます。

特に地方交付税につきましては、平成17年度に臨時財政対策債を含めまして48億6,000万円の地方交付税があったわけですが、平成19年度の見込みといたしまして臨時財政対策債を含んで41億6,000万円、約7億円の減額となっております。これにも増して、現在、旧3町の合算して交付されております交付税

ですが、10年後は一本算定、中能登町一本だけで算定をされますと、そこからまた7億円も下がるというような計算も出てくるわけでございます。

一方、歳出面でございますが、今後の合併特例債の事業の実施により地方債の償還額は10億円から16億円規模になると見込まれます。また、社会保障関係では、高齢化により医療費や介護給付費は目に見えて年々増加していく傾向は必至であります。

平成19年度当初予算では、財政調整基金を約11億円取り崩しております。平成19年度末残高見込み額が約26億円であり、来年度以降も基金の取り崩しが避けられない状況であり、あと数年で底をつくものと見込まれます。

このためには、投資的経費、経常経費、人件費等の徹底した見直しを行い、健全な財政運営に努めるということが必要であります。

口で言えばなかなか簡単でございますが、これを実施するためにはいろいろとまた皆様方ともご相談も申し上げ、町も一生懸命にやりたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

〔税務課長（永源 勝君）登壇〕

税務課長（永源 勝君） 税の滞納繰り越し分をどう処理していくかとのことのご質問ですが、17年度決算で町税の現年度分の徴収率は98.54%で、1.4%相当分の税金が滞納繰り越し分となりました。税務課では、催告書の発送、税務課職員による訪問徴収などを行い早期完納を促しておりますが、滞納者にはいろいろな事情があり、すぐに納められない方々には誓約書を取り、計画的に納めていただくようにしております。

また、悪質な滞納者につきましては、差し押さえも行いました。平成18年度では、現在までに11件の差し押さえを行いました。

そのような努力の結果、1月末で滞納繰り越し分の徴収率は前年度と比較いたしますと2.5%アップし、金額では430万6,000円余り多く集めております。

今後も税務課職員一同、徴収率の向上へ向けて努力をしていきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） 収納率が上がったということで、大変税務課の皆さんは努力しておいでるなという感じがいたします。

この滞納額も多分にしてすごい額だろうなということは思いますが、この収納率の向上のため、収納の専門員的な人、そういう専門員の活用は考えられないかということと、差し押さえ物件の例えば現金化とか、金沢市なんかは競売をかけてやっておりますが、その辺のことについてお聞きします。

それと今、苗山総務課長が、いずれは経費的な見直しもしなければならぬし、人件費も見直さなければならぬ、そういうことを言われました。そういう人件費的な見直しというのは何年後にやってくれるんですか。もう予測つくんですか。その辺のことについて聞きたいなと思っております。

それと、さっき一つお聞きした中で、税源移譲で負担はかからないわけですが、町税に対する、町に移譲して入ってくるわけですが、そういう町民に対する町の税の使い道がこれから厳しくなると思われるわけですね。そういう配慮的なものをどういうようなことでお考えかということ、またちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（若狭明彦君） 永源税務課長

税務課長（永源 勝君） 税に関する再質問についてお答えをいたします。

徴収に関する専門員につきましては、近隣の市町を見ますと、七尾市で嘱託の徴収員を置いております。当町では、徴収については職員がほかの業務と兼務で全職員で当た

っております。今後、徴収率が下がってくるようなことになれば、上司の方とも相談をさせていただきまして、そういうような対応もさせていただきたいと思っております。

また、今年、差し押さえした11件のうち4件につきましては金融機関等の出資金でありまして、それらにつきましては換金して税金に充当させていただきました。ただ、不動産については、まだそういう競売等は当町では行っておりません。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 苗山参事兼総務課長 参事兼総務課長（苗山雅幸君） 宮下議員から人件費の見直しということでございます。

人件費につきましては、職員給与につきましてはラスパイレス等々にしますと県内では低い方になっておりますが、きのうから定員管理等々の質問もございました。それを早急にやりながら、施設の統廃合も考えながら職員の削減を図る。それをできるだけ早い時期に行っていきたいなど、そのように思っております。

それくらいが人件費の見直しということになるかなと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 宮下為幸君

4番（宮下為幸君） これで質問を終わらせていただきます。

今、税の収納率も少しずつ上がってきたということで、きのうの自己採点ではありませんが、課長の方々は自信を持って、自分は100%である。地域、町のために頑張るといふこれからも意気込みでやっていただきたいと思います。90%、100%をとれるように地域、町のために頑張りたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（若狭明彦君） ここで休憩いたします。再開は15分からということにいたします。

と思っております。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

1番 笹川広美君

〔1番（笹川広美君）登壇〕

1番（笹川広美君） まず質問に先立ちまして、この3月をもって退職される澤井土木建設課長に、これまでの行政へのご尽力に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。退職後も長年培われたキャリアを生かされ、町のためにお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

さて、本年も中能登町のため、町民の皆さんのために一生懸命質問させていただきまします。杉本町長初め担当課長の皆様、ご答弁よろしく願いいたします。

まず、安心して出産できる環境づくりについてご質問いたします。

厚生労働省は、19年度予算で市町村の少子化対策事業費への地方交付税を700億円に倍増いたしました。これは、自治体が地域の実情に合わせ、妊婦の無料健診の回数を上乗せできるように行ったものです。

妊婦の無料健診は現在2回分、国が費用を負担し、中能登町でも2回の妊婦健診が無料で実施されております。私も旧町時代、2回の無料健診を受けさせていただきました。大変感謝しております。

妊婦健診は、胎児の超音波検査や妊婦の内診、血液検査などを定期的に行い、望ましい健診回数は出産までに14回程度と考えられております。健診の費用は1回約5,000円、血液検査を伴うと1万円から1万5,000円かかります。無料となる2回分を除いても自己負担の総額は平均すると約12万円。この額は経済的基盤の弱い若い夫婦の世帯にとって、妊娠を手放しでは喜べない大きな負担となっております。

母子保健法第13条には「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」とあります。

平成16年の調査では、秋田県で県内自治体の妊婦無料健診の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、お隣富山県では4.00回など、国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。

今回の助成の見直しは、妊娠や出産に伴う高額な負担が出生数の低下を招く一因になっているとの判断によるものです。厚労省は、健康で安全なお産をするためには5回以上の健診が必要としており、妊娠のごく初期から36週程度までの間、最低5回分を無料化するように自治体に通知し、無料健診5回を全国基準とする方針を打ち出しました。

このたびの通知を受け、全国の自治体では早くも見直しが行われております。既に愛知県大府市では3回から一気に15回にふやす予算案を編成し、議会で審議しているとのことです。

厳しい財政状況ではありますが、ぜひ中能登町においても全国基準の無料健診5回の実施をお願い申し上げます。

また、仕事を持つ女性が健診に行くには職場の理解も必要であります。安心して健診が受けれる職場環境の整備を町としても企業に呼びかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。あわせて担当課長にお伺いいたします。

さらに、マタニティマークの活用についてお伺いいたします。

妊娠中でも安心して外出ができる社会を構築するため、厚労省は昨年3月、全国共通のマタニティマークのデザインを決めました。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで公共の場に掲示し妊産婦への配慮を呼びかけるものです。

見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などに、満員電車で押される、近くでたばこを吸われる、人込みで気分が悪くなっても周囲に理解してもらえない。そんなつらい思いを少しでも解消できるよう、妊婦であることをさりげなく周囲に伝えることができます。

マタニティマークも今回の倍増された地方財政措置に盛り込まれたものです。今、全国の自治体、企業、民間団体などでマタニティマークの活用が推し進められており、キーホルダーやバッジなどとして希望する妊産婦に配布され、大変喜ばれております。

中能登町では、母子手帳の交付時にぜひこのマタニティマークを配っていただけたらと思います。いかがでしょうか。

以上、担当課長の前向きなご答弁をお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 笹川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の妊婦の無料健診の拡大ということでございますけれども、これについては国また県からの指導もございまして、母体とか胎児の健康確保を図る上においても実施していかなければいけないだろうなということでございます。

先ほど言われましたとおり、今まで当町2回行っておりました。その健診をできるだけ5回にふやすようにして、またそれもできるだけ早い時期に実施したいと考えております。

それから、2つ目の職場環境の整備ということでございます。

これについては、3つ目にございましたマタニティマークですが、そういったもののPRなどといいますか、そういうものの周知につきまして、同じような方法でできるだけ住民全般に広く行き渡るように図っていきたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、できるだけ前向きに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。子育ての町、中能登町としての力強い取り組みをお願い申し上げます。

2つ目の質問です。

昨年12月の定例会で、子供の読書活動の推進について質問させていただきました。図書司書の増員をお願いしたところ、早々今年度より1人増員の形で取り組みが進んでいるとお話で、ありがとうございます。

また、図書の蔵書も十分に整えられているとのことでしたが、文科省では、さらに本年、学校図書に平成19年度より23年度までの5カ年、毎年200億円、総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられました。年間200億の中で新規に更新冊数6割として120億円の措置額が組まれておりますが、中能登町では学校図書において本年度どのような計画が立てられているのでしょうか、教育長にお伺ひいたします。

議長（若狭明彦君） 池島教育長

〔教育長（池島憲雄君）登壇〕

教育長（池島憲雄君） ただいまの学校図書の件について、担当の課長の方からお答えをさせていただきます。お願いします。

議長（若狭明彦君） 後藤教育文化課長

〔教育文化課長（後藤和雄君）登壇〕

教育文化課長（後藤和雄君） 笹川議員さんのご質問にお答えします。

学校図書館図書の購入につきましては、学校予算に計上し、毎年充実を図っております。18年度につきましては、小学校、中学校合わせて316万8,000円の予算の中で必要な図書の購入をしております。平成19年度につきましても、小学校204万8,000円、中学校109万円の予算を計上しております。

また、図書購入のためにご寄附もいただい

ておりますので、寄附された方のご意思を尊重し、あわせて図書の整備を図っていきたく思っております。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。今後も未来ある子供たちのために学校図書のさらなる充実をよろしくお願ひいたします。

次に、視覚障害者の情報バリアフリーの促進についてご質問いたします。

現在、全国の視覚障害者は約30万人、そのうち点字利用者はわずか10%の約3万人であります。背後には中途失明の増加が見られます。そのため、ほとんどの視覚障害者は活字文書への情報アクセスが非常に困難な状況にあります。特にプライバシー情報、生活情報の入手については、自立した生活と社会参加を行うためには欠かせない情報源です。

こうした生活情報等を視覚障害者の方々に提供する手段として、音声コードと活字文書読み上げ装置による方法があります。書面に書かれた文字情報を切手大の記号に変換したものを音声コード、SPコードといい、それを書面の片隅に添付します。その音声コードを専用の読み上げ装置に当てると音声で文字情報を読み上げるという仕組みです。作成ソフトをパソコンにインストールすれば簡単に音声コードを作成することができます。最近自治体の印刷物などに添付され始め、徐々に普及し始めています。だれもが簡単にローコストで即時に情報提供が可能となります。

平成18年度補正予算に障害者自立支援対策臨時特例交付金事業960億円が盛り込まれ、自治体など公的窓口に活字文書読み上げ装置等を導入することに対し助成が行われます。これは全額補助であり、自治体負担はゼロです。

中能登町におきましても、現在54名もの視覚障害の方がいらっしゃいます。また、全国的に中途失明が増加している傾向です。地域

における視覚障害者への情報バリアフリーを一層促進する必要があります。

何とぞ早急な取り組みがなされることをお願い申し上げます。担当課長の前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 松栄介護担当課長

〔介護担当課長（松栄哲夫君）登壇〕

介護担当課長（松栄哲夫君） 笹川議員のご質問にお答えをいたします。

視覚障害者の情報バリアフリーの促進、活字文書読み上げ装置の導入ということで、すべての障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、日常生活におけるコミュニケーションの確保とともに、正確な情報を広く公平に届けることが必要であります。今後、当町としましても、障害のある人が生活に必要な情報を入手しやすい環境づくりに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そこで今、議員言われました活字文書読み上げ装置でありますけれども、私も現物は見ておりません。ただ、カタログ等で見て、現在のところはそういう状況であります。手のひらに乗る程度の大きさの機器として、そして今ほど議員言われましたように紙に掲載された情報を音声に変えて情報提供を行うものであります。そういう装置を使用することによりまして、点字を使える障害者も使えない障害者も平等に情報取得が可能となります。

そこで、視覚障害者がこの活字文書読み上げ装置の機器を取得するに当たり、町としては日常生活用具の給付事業という形で対応することができます。ただ、需要はどうであるのか。今ほど54人ということ言われましたが、そのうち重度の方ということになりますと1級の人17人、2級の人15人、1、2級の人かなというふうに思います。

それから、どの程度の利便性があるのか、管理上の問題はないのか。

また、活用していくためには役場からの文

書を掲載された文字情報を音声データに変えるための事務処理が必要であり、いろいろ調査し、今後、情報収集をしていきたいというふうに思っております。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業のことを言われましたが、これについては確かに10分の10の補助がされるものであります。これは今、急に決まった制度であります。これはこの18年度から今決まったものであり、この18年度を含めて20年度までの間ということであります。ただし、これについては個人に給付するのではなく、あくまでも自治体として取得する場合に補助をするというものであります。3年間の余裕がありますので、そういう中で情報収集もし、窓口の設置等のことも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。今後、高齢化もますます進み、だれもがその能力を最大限に発揮できるような生活環境の整備はさらに必要度を増すものと思われまます。さまざまな障害を持った方々の自立と社会参加の実現を図る積極的な町の取り組みをよろしくお願い申し上げます。

最後に、行財政改革の推進についてご質問いたします。

財政破綻した北海道夕張市が今月6日、財政再建団体に移行しました。政府は、夕張のような自治体の財政破綻を未然に防止するため早期健全化策を法制化し、今国会で地方公共団体財政健全化法案を提出しております。

私たち中能登町もこうした夕張の事態をかんがみ、まず、我が町の財政状況を厳しくチェックしていくことが不可欠であります。

今定例会の議案提出説明の中で、杉本町長からも財政改革への推進に対する力強い決意を述べていただきました。町長からは、行政評価システムによる事業の再構築に挑戦され

るとのお話でした。行政評価システムによる事務事業評価は大事な取り組みであります。このシステム導入に向けた具体的計画はなされているのでしょうか。

新潟県新発田市などでは、行政評価に恒常的、継続的に取り組むための行政評価条例を制定しておりますが、中能登町におきましては条例化のお考えはお持ちでしょうか、お聞かせください。

そして、行政評価の取り組みはもちろんのこと、何よりも徹底した歳出削減のための手法として事業仕分けがございます。むだな事業はなくして、メリハリをつける事業仕分けこそ、行財政改革の次の本丸と言われております。

事業仕分け作業は、すべての事業を、1、そもそも必要か、2、必要なら行政と民間どちらがやるべきか、3、行政なら国や県、市町村のいずれがやるのが妥当かなどを順に検討し、整理していきます。

この事業仕分けの特徴は、一つは具体的に見直すことです。つまり抽象的な事業名称ではなく、具体的な事業内容で行うのです。例えば、ホームレス自立支援事業が必要かどうかではなく、実際の事業の中身が必要かどうかで判断します。

そして、学者や中央省庁の視点ではなく、住民や自治体職員の現場の視点で見直します。この視点抜きでは、力の強い利害関係者を中心に事業の整理が行われるおそれが大きいからです。

さらに、外部の視点を入れて見直します。当事者だけの議論では従来の考え方の殻を破ることは難しいからです。他の自治体職員やビジネスマンなども参加し、さまざまな角度から見直すことは不可欠です。

事業仕分け作業の議論のやりとりは、すべて傍聴する一般市民やマスコミ、議員などにも完全公開され、また質疑応答では傍聴者も参加して質問できます。

全国では、これまで民間シンクタンク構想日本等の協力を得て実施されておりますが、どの自治体も予算の約1割に相当する大幅な歳出削減が見込まれております。

昨年、岡山市では公募による市民35人を評価者に加えた市民事業仕分けと呼ばれるユニークな手法を一部で採用し、行われました。その結果、2007年度予算案で5億5,000万円が減額され、削減額は仕分けの進行に従って年々拡大し、2009年度までに一般会計予算の約7%に当たる年間150億円規模に広がる見込みだということです。まさに住民との協働による大きな成果と言えます。

また、この事業仕分けを町として先陣を切って取り組んだところに滋賀県安土町があります。人口1万2,000の小さな町です。この安土町の事業仕分けに携わった滋賀大学の教授は、町民に対し次のように呼びかけています。

これからの自治体経営のキーワードは「自立」です。事業仕分けの試みは、単に事業を縮小することではありません。これまでの事業を棚卸しし、主体ややり方も見直し、もはや町でやる必要のなくなった仕事を明らかにし、安土町の自立に向けて新しい事業のための財産を生み出し、地域に仕事を生み出していく試みです。地域の方々と大学や外部の方々が協力して行う安土町の試みが全国に波及することを期待しています。ぜひ会場をのぞいてみてくださいと。

この小さな町の勇気ある財政改革の姿勢に大いに学び、ぜひ我が中能登町においても事業仕分けの実施はできないもののでしょうか。町長の前向きなご答弁をよろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 笹川議員の質問にお答えをいたします。

行財政改革の推進の中で、事業仕分けの実

施はできないかということであろうと思います。

事業仕分けの実施をどうすればいいかという中でありますけれども、行財政改革を推進していくに当たり、多くの自治体においてさまざまな改革の手法がとられております。行政評価や、また事業仕分け、あるいは事務事業の棚卸し等があります。いずれの手法にしても行政が実施をしている政策や事務事業を1件ずつ確認し、精査し、有効性、効率性、必要性を評価し、政策の見直しや質的向上を図るものであります。

今後は、ご質問の趣旨に踏まえまして、提案理由でも申し上げましたとおり優先度評価等の行政評価システムによる評価手法を活用し、既存事業の思い切った休廃止や制度の根幹までも踏み込んだ事務事業の再構築に挑戦していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また条例につきましては、事業の推進に伴って条例も提出していきたいと、そう思っておりますので、これの点についてもよろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 笹川広美君

1番（笹川広美君） ありがとうございます。今後の町の行財政改革が住民との協働により、さらにすばらしい中能登町の構築につながるものとなるよう、杉本町長のリーダーシップにご期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（若狭明彦君） ここでお昼にしますか。そういうことで、お昼のため休憩いたします。再開は1時30分からといたします。

午前11時44分 休憩

午後1時30分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、きのうときょうと議員皆さん方の質問を聞いておりまして、特に若い方々勉強されまして、これからの中能登町の議会の中での大変いい議員さんが育っておられるということ、そう考えました。

私は、通告の中に何点か出しておりますが、その中で重複する点があるわけでございます。答弁も聞いておりました。重複する面については質問は私差し控えまして、私なりの質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、質問の第1でございます。通告は次の点になっております。中能登町の道路占用料が議案として出されておりますが、果たしてこの料金が適当かどうかということ。また今後、移転費用の負担はどうなるかということの2点でございます。

まず初めに、第2条にあります道路占用条例の制定については、以前から私は自治体の、旧の鹿西町の中におきましても質問しておりまして、ぜひとも制定を行うその必要があるということを行っておりましたので、議案第5号に出されました議案については賛成したいと思うわけでございますが、その中で第2条で別表で列記されております質問を行いたいと思っております。

別表は占用料の金額を定めておりますが、この金額の基礎は、算定は何を参考にして提案されたのか。例えば、近隣の自治体である七尾市、羽咋市と比べてみて果たして適当なのかどうか。そういう点についてどう考えておられるか伺いたいと思っております。

また、今町道に占用されている電柱等が移転する場合、これらの移転については費用負担はどうされるのか。例えば、町道から町道、町道から私有地、私有地から町道、そういういろんなものがあるかと考えておりますが、それらについての移転費用はどういうことになっているのか。提案の中にありませ

るので、その点についてよろしく願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 杉本議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目は、道路占用料は適切な金額かどうかということではなかったかと思えます。

道路占用料の問題につきましては、幾度となく一般質問にも取り上げられた問題でございます。平成19年度から近隣の市町と歩調を合わせ、占用料を納めていただくよう上程をしたものでございます。

この中の占用料の金額につきましては、石川県の道路占用料条例に準じて金額を定めさせていただきました。ご質問の中にありました市との金額の相違につきましては、県道においても市の区域内と町の区域内とで金額が違うわけでありまして、そのような点から、町の区域内を通過する県道の占用料を採用したわけでありまして、ご理解のほどをお願いいたします。

2点目の電柱等の移転等の費用負担についてでありますけれども、この点につきましては、ご指摘の道路占用規則にも記載をしていないわけでありまして、移転の原因は、道路の改良に伴う部分が大部分だと考えられます。このため、先月から費用負担について調整を行っており、先日、移転等に要する費用負担について協定を結ばさせていただきました。

あと詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長

〔土木建設課長（澤井昭範君）登壇〕

土木建設課長（澤井昭範君） それでは、杉本議員の電柱の移転等についてご説明をいたしたいと思います。

まず、電柱の移転等に係る費用負担について、4つの場合が考えられるわけござい

す。

まず1点目は、道路の敷地内から道路の敷地内へ移転する、こういう場合が考えられるわけでございます。これにつきましては、北陸電力と西日本電信電話会社、NTTですね。ともに費用の負担はありません。

それと2点目は、道路の敷地内から民有地の方へ移動する。これにつきましては、北陸電力は25%の費用負担を申し出ております。NTTの方は、これについてはかかっておりません。

3点目は、民有地からあったものを改良に伴いまして道路の敷地内へ移転をする場合でございます。これにつきましては、北陸電力、NTTとも50%の負担がかかってきます。

4点目は、民有地から、それが道路改良に伴いましてまた民有地へ戻す場合でございますけれども、それにつきましては両会社とも100%の負担を申し出ておりますので、これにつきましては協定を結んだところでございます。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） それでは、再度質問いたしたいと思いますが、ただいま町長の方から説明のありました第2条に係る別表でございます。

例えば、七尾市の道路占用条例によりまして次のようになっているわけでございます。私は、道路占用条例というのはその町その町で金額を決めていくというのが本来のあり方でありまして、石川県内におきましても、調べたところによりましてまちまちでありまして、ただそういう中で、今議会におきましても独自の中能登町の財政を少しでも多く獲得するという意味からおきましても、この道路財源につきましても、占用料につきましても、やはり私は中能登町独自として考えていく必要があるかと考えております。

今、議案第5号に出されました別表によりますと、第1種の電柱1本につき1年間に中能登町は770円ですが、七尾市、羽咋市は1,000円でございます。また、第3種の電柱等につきましては中能登町は1,600円を考慮しておりますが、羽咋市、七尾市におきましても2,200円でございます。

北陸電力は、ご承知のように電柱を立てております。その電柱で宣伝物を電柱に巻きつけていろいろな宣伝を行っておりますが、1本に当たり宣伝の費用というのを求めているわけですが、多額の金を業者から徴収しているのであります。

それらをあわせて考えますと、果たして中能登町の第1種電柱、基本の770円、これでいいのかどうか。第3種につきましても中能登町は1,600円でございますが、これもこれでいいのかどうか。大企業である電力が、またNTTから、やはり中能登町は中能登町として独自の計算で積算してもらえないかと考えております。

七尾市から西往来、廿九日がありまして、正部谷まで中能登町でございます。この中間にある、七尾市と羽咋市の中間にある中能登町がなぜに占用料が安くなるのか。私はこういう点につきましても何か腑に落ちないのであります。

この第2条の別表の改定というのは今提案されておりますが、果たしてこれは中能登町として提案した今の別表第2を今後改定を行っていくという気持ちがあるのかなのか。まずその点について質問をいたしたいと思えます。

議長（若狭明彦君） 澤井土木建設課長  
土木建設課長（澤井昭範君） 杉本議員の再質問にお答えいたします。

七尾市と羽咋市の例を挙げて金額を言われましたけれども、この中で、先ほど町長答弁の中にありましたとおり県道の例を挙げたわけでございますけれども、七尾市から羽咋市

までの県道につきましても、七尾市のところへ通っているものについては1,100円、中能登町に通っているものについては、先ほどの770円です。羽咋市に行きますと1,100円。ということで、占用料につきましては地面の価格で地価を基準にして設けたものでございますので、そういったところからこういう占用料が発生しております。

ですから、私らが採用しておりますのは県の占用料条例に基づいた市の区域と町の区域、そういう両方建てでありますので、その町の区域の占用料でもって現在上程したものでございます。

改正というようなことでございますけれども、国交省の方では今、地価の下落ということでございまして、昨年の11月に道路占用料制度に関する調査検討会、こういうものを立ち上げまして3月いっぱい報告をまとめる、そういう傾向でございますので、そういった全国的な流れをくみ取りましてまた県も改正があるかと思えます。そういったところから、そういうことであればまた町の方も検討していかねばならないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいまの答弁は、市と町との地価の相違によって電柱使用料も違いが出てくるということでありますが、私にとれば電柱というのは線を張って、七尾市から羽咋市、一つの線につながっているわけでございます。七尾市で電柱を立てて、七尾市だけで線というのは切れているわけではないんです。連絡しているわけでございます。そういう面から考えますと、やはり中能登町といたしましても、これらにつきましてはこれからもきちんとした占用料の制定というか、それらをしていただきたい。このことを考えているわけでございます。

道路占用料は、国交省の方は平成7年度に

総額で13%のアップを建設省が行ったということを知っています。これからはそういうものが出てくるかと考えておりますが、基本的には、私はやはり中能登町が少しでも財源獲得のためにこういう面につきましても積極的に徴収をしていただきたい。このことを要望しておきたいと思っております。

それでは、質問第2に入りたいと思っております。

まず初めに、2点ばかり質問させていただきます。質問の中身につきましては、工事入札の改善でございます。

午前中、宮下議員からこれらについて事細かく質問がありました。聞いておりますと、それなりの答弁をいただいている、そう私は考えているわけですが、その中で私なりにお聞きしたいことがあるわけでございます。

まず1点目でございます。中能登町は、公正入札調査委員会設置要綱を定めて入札の公正化に努力していると考えております。設置の目的として、第1条に中能登町公正入札調査委員会が設置され、委員会は何人で構成されているのか。まずこの点について1点目、説明を求めたいと思っております。

次に、2点目でございます。第3条に委員長は助役をもって充てるということになっておりますが、第2条には次に掲げる事項を調査し、及び審議するということになっております。アからエまでの4点があるわけですが、現在までに審議を開いたことがあるのかどうか。また、これらについて今までの中で現状を報告したいと思っております。

先ほどの宮下議員の中で予定価格等の数字が出されました。落札率、先ほどの宮下議員の答弁によりますと、設計価格におきましては90.12%、予定価格におきましては97.13%でなかったかと考えておりますが、

私は、今、いろんな中で業者の談合というのは大きくマスコミを通じて報道されてお

ます。例えば津幡町におきましては、業者の談合をオンブズマンが裁判所に告訴いたしまして、それによりまして裁判所が結審いたしまして業者に対して津幡町に談合による町に損害を与えたそのことについての賠償金を支払いなさいという、そういう判決が出ているわけでございます。津幡町は控訴いたしまして現在裁判が続けられておりますが、隣の志賀町におきましても町長がその点に任意の事情聴取を行われまして、現在、町長は病院に入院中ということになっているわけでございます。

私は、カラスの鳴く日がなくても談合というのが業者の中で消えるということはないということをよく例え話に聞きますが、私は、この談合がいろんな中で今大きな政治問題になり、そしてひいてはこのことが政治不信につながっているということを私は思うんです。

そういう中におきまして、中能登町はどうこれらについて対処されようとしているのか、2点目としてひとつよろしくお願いをいたします。

次に3点目といたしまして、工事指名競争入札参加者等の選定要綱があります。中能登町は現在、指名競争入札をもって工事入札を行っているわけですが、この方法でよいのかどうか。これは午前中、宮下議員も聞かれましたが、私は今のままでいいのかどうかということを疑問に思うんです。

先ほど助役の答弁の中にも、石川県は最終的に工事入札の指名競争入札を、一般競争入札を取り入れていくということを県が考えているということを言われました。中能登町におきましても、この点についてよろしく答弁のほどを改めてお願いいたしたいと思っております。

次に4点目といたしまして、請負業者の指名停止に関する要綱があります。この要綱によりますと、第2条、第4条に、第2条で第

4条に關係して別表第2での2項にある石川県内の他の公共機関に対して行った行為で談合として認定された場合、中能登町はこの条例に關連してどのような措置をこれから行っていかうとしているのか。

例えば、志賀町に談合による志賀町の行政が、この業者はそういう指名停止を行ったということになれば、中能登町は同様にその指名業者に対してはどのような措置をとろうとするのか。その件について質問を行いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

中能登町での公正入札調査委員会の設置されている人数ということでお尋ねがあったと思います。今6人で組織をいたしております。私が委員長で、参事が3人、課長は事業課の課長ということで土木と上下水道課の課長が入っております。

それから2点目でございますが、ちょっと質問が違ったものですからあれなんです、指名競争入札の停止の件でございますが、これは今例に挙げられました志賀町等のそういう実態がわかれば、うちの町に指名願が出てきている業者については同様の措置をとっているのが実態でございます。

それからもう1点は、今現在の公正取引委員会の関係におきましては、そういう事案、うちの町には現在ありません。そこで、そういう開催した事例はございません。

もし万が一発生した場合につきましては、平成17年の10月1日に制定いたしました談合情報マニュアルに従いましてその対応をしていきたいと、このように思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

今現在、指名につきましては、経審点数等で指名を行っておりますが、今後、条件付きの指名競争入札ということになりますと、経

審ばかりではなくていろいろな面を取り入れていかなければならないと思っておりますので、そういう点も県等の状況を踏まえてまたその対応をとらせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 公正取引委員会の一つの所管事項といたしまして、第2条に委員会は次に掲げる事項を調査し、及び審議するという項目があるわけでございます。

1番目に、工事等については入札談合に関する情報を得た場合は次の対応をするということで、アからエまであるわけでございますが、今助役はこれらについて、今までの中能登町の工事の中で入札談合ということで公正委員会を開いたということは一回もないという答弁をいただきました。

それでは再度お尋ねいたしますが、先ほど午前中の宮下議員の答弁の中に、設計価格につきましては90.12%、予定価格については97.13%という一つの数字を挙げられました。

それではお尋ねいたしますが、平成18年、去年の7月11日午前9時に入札をいたしました石綿セメント管更新事業、場所は中能登町武部、二宮地内でございます。また、同じく中能登町二宮地内に工事入札を行っているわけでございます。これらにつきまして、入札のパーセンテージはどのようになっているか、改めてお聞きしたいと思います。

次に、先ほどケーブルテレビの工事入札が行われました。去年の8月9日でございます。それによりますと、中能登町ケーブルテレビ施設整備工事（その1）によりますと、富士通北陸営業本部が落札しているわけでございますが、それらは予定価格の何%になっているのか。

また、同じ8月9日にケーブルテレビ（その2）といたしまして第一電機工業が落札い

たしておりますが、それらは予定価格の何%になっているか。

先ほど申しました石綿更新の入札につきましては、これらにつきまして、一つは細川ポンプ店、鹿島町二宮にありますね。また、山田建設が一つ落札しております。一つは、日本海建設が落札いたしております。またもう一つ、4件あるうち2件が山田建設が落札しているわけでございます。これらについては落札価格というのは予定価格の何%になっているのか、ひとつ報告願いたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小山助役

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

ただいま一つ一つの入札率を言われましたので、手元にちょっとその一つ一つの率等は持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたい。このように思いますので、よろしく願いたいします。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 私なぜにこれを聞かといいますと、先ほど助役は予定価格の97.13%で平均落札しているということと言われましたね。私は、この落札価格、ケーブルテレビ一つ見ましても、第一電機工業が97.9%で落札しているわけですね。予定価格の。税金抜きで。

よく新聞等にも出ております津幡町の裁判のオンブズマンが控訴して裁判を起こして、津幡町が負けたわけですね。その中の一つの主因としてあるのは、95%を超えた予定価格の入札率は談合の疑いが濃厚であるという、そういう一つの判例を下しているわけです。

私はそういう点につきまして、果たしてこれでいいのかどうか。例えば（その1）は予定価格が8億800万円、入札価格が7億8,700万円、これも97.4%にケーブルテレビ落札しているわけでございます。

よく今議会におきましても自己財源の不足というか、自己財源を少しでもつくらなくて

はいけないということが議員からも質問されますし、執行部の方からも提案されます。

8億円の工事で1%落札価格が落ちたら、公正取引委員会の委員長である小山助役はどれだけ中能登町に財源が生み出されるか。私は、こういう点についてはもう少し厳しくしていかなくてもはいけないのではないかと思うんです。1%でも8億円になれば800万円です。1%でも8億円になれば800万円です。5億4,200万円、予定価格が。1%にしても500万円の金額が出てくるわけでございます。10%になりますと5,000万円になりますけれども、そこまでは言いません。1%をあなた方が努力されても、それだけの金が中能登町に残るわけございまして、そういう点につきまして、これからの入札の中で努力をしてほしいということを言いたいのでございます。

先ほど言いました95%を超えれば大体業者間の談合というのが成立しているという、これはマスコミの報道でございます。津幡はそれを根拠にしてオンブズマンが裁判を起こしたのを裁判所が認めて、津幡町に業者に対して3億円余りの賠償金を支払いなさい、そういうことを裁判の中で判決として読み上げているわけでございます。

もう1点、助役にお尋ねしますが、ケーブルテレビ（その1）で、富士通がこれについて入札したわけでございますね。7億8,700万円が入札したわけでございます。予定価格は8億800万円ですが、この中で入札辞退。8社が入札に参加していて2社が入札を辞退しているんです、途中で。入札を辞退したというのは、これは業者の方からそういう申し出があったと私は思うんです。

入札の辞退というのは、せっかく入札に参加していながら、なぜに日本電設工業株式会社金沢支社と株式会社インテックが2社が中能登町のケーブルテレビの工事に参加していながら途中で入札を辞退したのか。これらに

については助役はどのように考えておられるか、報告を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 小山助役

助役（小山茂則君） お答えをいたします。

まず、先ほど言われました2社の辞退のごとでございますが、これは高岡市の方で情報漏れの関係で、インテックと、それからその2社については向こうの会社の方から辞退、理由は情報漏れということで指摘があって、この2社については自分の方から辞退してきたという経緯がございます。システムの改修データを削除するに、そういうことが削除してなくて、その違反が出てきたということで公衆損害事故ということ。この2点についての理由で辞退がされたということでございます。

それから、先ほどの率が高いということでございますが、それは津幡の方はどういうふうなことで97.4%というふうな、95%以上のものは談合情報ということになっておりますが、私どもの方は、先ほども宮下議員さんのときにもお話をしましたが、設計価格に対する落札価格につきましては90.12%。これはその後設計額は公表しておりませんが、町長の方で予定価格を入れていただくわけなんです、それまでに相当分の入札、予定価格を入れるまでに切っている。そういうもとに基づいて予定価格からしますと97.13%という率になるわけですから、今言われることにしますと、設計からしますと1割近くの金額が町の方としては切っているというふうな結果になりますので、一概に落札価格に対する、入札価格に対する落札価格に対する率としては高いように思いますが、それなりの町としては節減をしている。そういうふうな理解のもとで今現在おります。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） それでは再度お尋ねしますが、今、予定価格と設計価格の違い、

そう言われましたね。設計価格から見れば工事入札価格というのは大変1割も切っているという答弁ですね。

今、予定価格と設計価格を行政の中では、自治体の中では同時に入札のときに発表しているんですよ。設計価格も予定価格も発表しているんです。だから中能登町におきましても積極的にそういう面について、これからも踏み込んだ工事入札というものをやっていく必要があるのではないかと思うんです。

私はそういう点におきましても、今、自己財源というのを言われましたが、少しでも自己財源を確保する意味におきましても、8億円の工事をすれば1%で800万円の財源が生まれ出されるんです。きのうの質疑の中にも古玉議員からインフルエンザの注射の件について質問がありました。500万円カットして、私にすればどれだけのお金が生まれ出されるのかなと思うんです。それよりも1%努力して入札価格をカットすることによって、私は大きなお金が、自己財源が生まれ出されるような気がするんですが、これはこれからの一つの課題として、ひとつよろしく協議していただきたいと思います。

それでは質問の第3に、時間がありませんので、していきたいと思います。

基本的には敬老年金の1万円を5,000円に引き下げたわけでございますが、この点につきましては、これは鹿島の議員さん知っておられると思うんです。特に小山助役については当時鹿島の職員でありましたから知っておられると思うんですが、平成9年の3月18日の定例議会で、時の町長が中能登町が80歳以上の方に支給しておりました8,000円の支給の廃止を提案したんですね。議会で可決され、この提案が通りました。

平成11年になりまして、鹿島町の老人クラブの連合会が署名運動を行いまして、改めて鹿島町敬老福祉年金の支給条例実施を求める陳情書を長澤町長に出しまして、平成11年の

6月議会でこの陳情書が全員賛成で採択されたわけでございます。そして、鹿島町は次の予算議会の中でこの陳情書どおり年間8,000円の支給をしたわけでございます。

そういう経緯の中で、今、中能登町が1万円の敬老年金を5,000円に切り下げた。私は、どうもそういう点について、町としたら今の財政のしわ寄せをそういう方々にしているような気がするわけでございます。

例えば地方自治法の第1条を見ましても、地方公共団体の目的ということでこのように書いているわけでございます。「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものが地方自治団体である」ということを地方自治法の第1条にうたっているんですよ。

また、先ほど町長答弁で、これからのスリム化の中で補助金及び扶助費の削減を考えていきたいということを言われました。インフルエンザの注射の中でも、何か500円町が出しているけれども、それが当たり前になって町民が少しも感謝をしてくれないと。当たり前になっておるといふこと。これは助役も全協の席上かにそういう発言をしておられました。

町民はそれなりに税金を納めているわけでございます。だから私は、そういう点について一々こういうことについて感謝するということになしに、これが当たり前になっている、そういう一つの福祉施策というのは中能登町の私は誇りでないかと思うんです。

扶助費というのは節にすれば20節でございますね。ここにこういうふうな扶助費の位置づけをしているんですよ。これは議員必携で我々議員が全部もらった一つの中に出ているんですよ。扶助費は、社会保障の制度の一環として定めている児童福祉法、身体障害者法、老人福祉法等の法令による経費及び地方公共団体独自の施策として、生活困窮者、老齡

者、被災者等に交付する経費をいう。

私は、負担金、補助金と違うと思うんです。これと一緒に頭から何割カットということについては、これはやはりこれから中能登町、他の石川県の自治体から比べてみても福祉が進歩している自治体。そういう評価をいただいている中能登町にとりましても、私はこれについてはやはり再度見直しをしてもらいたいと思うわけでございます。

続きまして、インフルエンザの注射、65歳以上の方、今まで無料だったのが500円になりましたね。

それで、保健環境課長にお尋ねしますが、老人保健法によりまして75歳以上の中能登町の医療費というのは、現在、今までを考えてみまして伸びているのかどうなっているのか、ひとつ説明を求めたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本町長

町長（杉本栄蔵君） 敬老祝い金の減額は高齢者にとって大変非情である、そのような観点から質問をいただいたわけでありまして、80歳以上の方に全員交付をしているわけでございます。また、減額は1万円から5,000円とすることにいたしました。

この福祉施策の中で、介護慰労金、そのかわりと言ったらおかしいですけども、月額7,000円から1万円の増額という形で配慮もさせていただいたところでございます。

また、介護慰労金につきましては、在宅で要介護4、5及び重度の認知症の方の介護をされている方に支給しておりますし、今後も在宅介護をしていこうと頑張っておられる方、また施設入所を希望していてもなかなか空き部屋がなくて入れないという方に対して、大変重要なサービスであると考えております。

また、必要な方、必ず支援をしなければならない、本当に真に生活に困っている方に対しては、これからも福祉施策の制度化というものも検討していきたいと思っております。

一律で交付する敬老祝い金は他の市町村にもありませんし、また米寿あるいは長寿の100歳等、いろんな面での祝い金等も出しているわけでございます。そういう中で、やはりいろんな面で全部80歳だから一緒ということは、いろんな面、これだけではなく注射にしろ、いろんなお祝い事にしろ、やはり困っている方と、そして余裕のある方といいですか、そんな方々には差をつけてもいいのではないかなと、そんな思いでもあります。

またいろんなご意見を聞かせていただければ幸せでございます。

議長（若狭明彦君） 杉本平治君

20番（杉本平治君） 今の問題につきましては、ぜひとも再考していただきたい、そのように考えております。

また、私の言いたいのは、今、インフルエンザの500円を削減したことでなしに、それはそれで金額として数字出てきているんですけども、そのことによりまして老人の方々の医療費の支出というのは、インフルエンザの注射を積極的に、無料と違って500円を負担しなければいけないということで控えた場合、医療費がそのことによって上がったら元も子もないんです。500円の金額が何倍にもはね返ってくるわけございまして、そういう点につきましてもやはり扶助費という位置づけを、行政としてきちんと位置づけをしていきたい。負担金、補助金の1割カットとまた違うと思うんです。そういうことをひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、第4番目に入りたいと思います。できたら4番目まで、私済ませたいと思っているんですが。

議長（若狭明彦君） 杉本議員。先ほどの質問に対して答弁漏れがあるんですが、いいですか。

20番（杉本平治君） はい。いただきます。

議長（若狭明彦君） 小林保健環境課長

〔保健環境課長（小林玉樹君）登壇〕

保健環境課長（小林玉樹君） 杉本議員お尋ねの老人の方の医療費がどうなっているかということでございますけれども、1人当たりの単価で申しますと、これは18年度の数字はまだはっきりしておりませんので、17年度、16年度と例えば比較しますと、1人頭でいうと年間5万円ほど上がっているということとであります。

それから、その以前の合併以前の数字で見ますと、さほど変わった数字ではございません。大体70万前後で推移しているものでございます。

今おっしゃったインフルエンザのあれについては、500円上げることによって減るかというのはどうかなという気もするんですが、一応そういうことで考えさせてください。

よろしく願いいたします。

議長（若狭明彦君） 杉本議員。一般質問は1時間ということになっていきますので、それを守っていただいて質問をお願いいたします。

杉本平治君

20番（杉本平治君） ただいま小林課長から答弁いただきました。私は500円を今云々しているのではないんです。そういう中で、これから町が財政が足らなかったということで、どんどんどんどんこれが切り捨てになるおそれがあるのではないかと。私はそういうことを思うんです。

だから、そこら辺につきまして、町の行政として扶助費の削減というのは本当に慎重にやっていただきたい。これは町民全体に及ぼすことなんです。補助金と違うんです。補助金は特定の人です。扶助費というのは、いろんな乳幼児の扶助費から年寄りのそういう方々全体に及ぼす、町のやはり福祉の根幹を示しているのが扶助費のあり方だと思うんです。私はそういう意味におきまして、この扶助費の削減ということにつきましては慎重にし

で行っていただきたいと思います。

あと4分でございますが、私は中能登町の総合計画の中にうたわれておりますこれからの行政と、ぜひともお願いしたいのは、行政と住民とが協働のまちづくりを行っていく。行政主導であっては私はいけないと思うんです。これは先ほど笹川議員からもそういう意味の質問がありましたが、やはり住民と行政とがお互いに協力したまちづくりを行っていく。そういう施策を考えて提案していただきたい。

また2番目に、男女共同参画推進条例制定をぜひとも今年度の議会の中で明文化をして、これからの女性のやはり行政に対する参画を積極的に求めていく、そういう条例をつくっていただきたい。

このことを要望いたしまして、質問はこれで終わりたいと思います。

議長（若狭明彦君） 杉本議員。先ほどの入札率の率の答弁があるんですが。

小山助役

助役（小山茂則君） 先ほど答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。

18年度中の石綿セメント管更新事業で、配水管の布設替工事、これにつきましては設計額が4,010万でございます。予定価格が3,800万円で、落札価格が7,020万円。これは山田建設が落札をいたしております。落札率は97.89%でございます。設計額に対するものにつきましては92.77%。

それから、3点言われましたので、もう1点は、同じく石綿セメント管更新事業で、細川ポンプが武部の方で落札をいたしております。それは予定価格が2,830万円、落札額が2,760万円、設計額については2,980万円でございました。率につきましては、設計額に対するものが97.53%、予定価格については92.62%となっております。

もう1点、同じくこれは武部地内でござい

ますが、配水管布設工事の3工区でございますが、これは壁屋建設が落札をいたしております。予定価格においては3,030万円、落札額につきましては2,970万円、設計額については3,190万円となっております。予定価格に対する入札額が98.2%、設計額に対する落札価格が93.1%という、このような状況になっております。

以上でございます。

20番（杉本平治君） どうもありがとうございました。時間が来ましたので終わります。答弁のとおり95%以上超えているということでございますね。

終わります。

議長（若狭明彦君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

議長（若狭明彦君） あす16日は休会とし、19日午後2時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時33分 散会

## 平成19年3月19日（月曜日）

### 出席議員（20名）

1番	笹川 広美	議員	11番	上見 健一	議員
2番	諏訪 良一	議員	12番	宮本 空伸	議員
3番	堀江 健爾	議員	13番	若狭 明彦	議員
4番	宮下 為幸	議員	14番	岩井 礼二	議員
5番	平岡 志朗	議員	15番	西村 秀博	議員
6番	亀野 富二夫	議員	16番	坂井 幸雄	議員
7番	甲部 昭夫	議員	17番	小坂 博康	議員
8番	藤本 一義	議員	18番	田中 治夫	議員
9番	古玉 栄治	議員	19番	作間 七郎	議員
10番	武田 純一	議員	20番	杉本 平治	議員

### 説明のため出席した者

町 長	杉本 栄蔵	農林課長	表 辰祐
助 役	小山 茂則	商工観光課長	坂井 信男
教 育 長	池島 憲雄	上下水道課長	澤 賢造
参事兼総務課長	苗山 雅幸	介護担当課長	松 栄哲夫
参事兼監理課長	藤井 博昭	保育担当課長	谷 敏則
参事兼住民課長	林 富士雄	保健環境課長	小林 玉樹
企 画 課 長	大村 義一	会 計 課 長	小山 三雄
税 務 課 長	永源 勝	教育文化課長	後藤 和雄
土木建設課長	澤井 昭範	生涯学習課長	吉田 外喜夫

職務のため出席した事務局職員

事務局長 服部 顕了 書記 加賀 忠夫

議事日程（第4号）

平成19年3月19日 午後2時開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度中能登町一般会計補正予算）

議案第1号 中能登町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の制定について

議案第5号 中能登町道路占用料条例の制定について

議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 中能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第10号 中能登町乳幼児・児童及び生徒養育医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について

議案第12号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例について

- 議案第14号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第18号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算
- 議案第19号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第20号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第21号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第22号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
- 議案第23号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算
- 議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算
- 議案第25号 平成19年度中能登町老人保健特別会計予算
- 議案第26号 平成19年度中能登町介護保険特別会計予算
- 議案第27号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第31号 平成19年度中能登町水道事業会計予算
- 議案第32号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について
- 議案第33号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 議案第34号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託について
- 議案第35号 町道の路線認定について
- 請願第1号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める国への意見書提出の請願書
- 請願第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める国への意見書提出の請願書
- 請願第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める国への意見書提出の請願書

継続審査

請願第3号 「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について

(追加日程)

日程第5 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(提案理由説明、採決)

日程第6 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

(追加日程)

日程第7 発議第1号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書

発議第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

発議第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書  
(説明、質疑、討論、採決)

日程第8 発議第4号 中能登町議会会議規則の一部改正について

発議第5号 中能登町議会委員会条例の一部改正について

発議第6号 中能登町議会傍聴規則の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

日程第9 発議第7号 特別委員会の設置及び委員の選任  
(説明、採決)

日程第10 閉会中の継続調査

午後4時40分 開議

## 開 議

議長（若狭明彦君） ただいまの出席議員は20名です。議員定数の半数に達しております。会議が成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議時間は、会議の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

本日の会議の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

小山助役から発言を求められていますので、発言を許します。

小山助役

〔助役（小山茂則君）登壇〕

助役（小山茂則君） 3月15日の杉本議員の一般質問の答弁の中で誤りが3点ございましたので、訂正をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、平成18年度中の石綿セメント管更新事業で、配水管の布設替工事1工区に分で、山田建設が落札したものでございますが、その落札価格を「7,020万円」と申し上げましたが「3,720万円」の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。

2点目でございますが、同じく石綿セメント管更新事業で2工区に分でございます。細川ポンプが落札をしたものですが、入札率の中で設計価格に対する落札価格率を「97.53」と申し上げましたが「92.62」の誤りであり、また予定価格に対する落札価格の率を「92.62」と申し上げましたが「97.53」の誤りでございました。これを訂正させていただきます。

3点目でございますが、同じく石綿セメント管更新事業で3工区分です。壁屋建設が落札したもののうち、予定価格に対する落札価格の率を「98.2」と申し上げましたが「98.02」の誤りでございましたので、ここに深くおわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

各常任委員会委員長報告

議長（若狭明彦君） 日程第1から日程第3 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託をしております報告第1号及び議案第1号から第35号まで議案35件、請願第1号から第3号まで請願3件及び平成18年9月定例会で付託をし継続審査となっております請願第3号を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 小坂博康君

〔総務常任委員長（小坂博康君）登壇〕

総務常任委員長（小坂博康君） それでは、総務常任委員会からの審査の結果をご報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました議案14件につきまして、3月9日に委員会を開催し、委員6名全員の出席並びに議長の同席のもと慎重に審査をいたしました。

その経過並びに結果につきましてご報告いたします。

初めに、議案第1号の副町長の定数を求める条例では、「助役」を「副町長」に改めることに対し、さきの議会全員協議会では単に名称の変更の説明でありましたが、内容を確認しますと複数の副町長の定数も可能であり、また町長が副町長に対して事務の一部権限を委任することができるなど、いろいろと職務権限にも違いがあることから、副町長の権限内容や今後の事務の一部委任の考えなど、執行部の詳しい説明を求める意見が多ありました。

執行部からは、今回、地方自治法の一部改正により「助役」を「副町長」に改め、4月1日から施行するもので、町では現行と同じ

く副町長の定数を1人と定め、地方自治法では町長の職務権限である事務の一部を委任することができるとなっているが、今は現状どおりの職務とし、今後、副町長の職務権限の一部委任については告示行為も必要なことから、議会の皆さんとも相談しながら検討したいとの回答でありました。

助役が副町長にかわるということは町民の皆さんへの周知も必要であり、こうした重要な事項については今後しっかりと説明をしていただきたい旨、執行部に申し入れをいたしました。

次に、議案第4号のケーブルネットワーク施設条例の制定についてですが、現在工事が進められています告知端末機取り付けとケーブルテレビ工事に対し、町民からのいろいろな苦情が出ているとの委員からの発言が数多くありました。

1点目として、ケーブルテレビ視聴サービスです。地元説明会では、2月ごろからしばらくの間、無料での視聴サービスが受けられるとのことでしたが、3月に入り、いまだケーブルテレビつなぎ工事も終わっていないがどうなるのかとの質問に対し、工事は少しおくらせているが4月1日からの開局予定であり、無料での視聴サービス期間は必ず行うとのことでした。

2点目は、町が施工する告知端末機設置工事で、家屋の隠ぺい配線に対し配線費として4,200円を業者に支払った方々がいるが、新築や改築工事等で配線専用配管へ配線した場合も同額な支払いが求められているが、町としての対応はどうかとの質問に対し、事前の地元説明会では隠ぺい配線は有料となる旨の説明をしましたが、天井裏や屋根裏での隠ぺい配管設備の内容や配線方法にも個々でのいろいろなケースもあることから、請負業者とも協議し対応したいとのことでした。

3点目として、まだ告知端末機やケーブルテレビの設置がされていない住宅も多く、ま

た設置済み告知端末機にトラブルが発生していることに対しても早急に対処するようにと強く要望するとともに、しっかりした準備をして開局を迎えた方がスムーズな運営ができるのではないかと意見に対し、今回の条例制定を3月26日から施行し、その後において番組審査委員会を開催し、業務開始届を提出し、4月1日からは開局する運びであることから、本議案での条例制定をお願いしたいとのことでした。

4点目として、今回のケーブルテレビ事業の名称を、4月1日からの開局に合わせて、より親しみのある名称や愛称にできないかとの質問に対し、執行部からは、今回、事業を単年度で取り組んできたことから時間的な余裕がなかったのが現状であり、今後、親しみの持てる愛称を検討したいとのことでした。

次に、議案第9号の行政財産使用条例の一部改正で、町有地での電柱等の使用料が電気通信事業法施行令で定められた算定額に対し道路占用料との金額に差異があることから、道路占用料での電柱占用料金を町単独で定め少しでも収入を確保してはとの意見に対し、執行部では、県が土地評価等を参考に市と町とでそれぞれの占用単価を定めていることから、県が示した町の単価を取り入れているとすることで、占用料をアップすれば工事に支障となる。電柱等の移転に係る費用負担割合もおおずと違ってくるとのことでした。

次に、議案第24号の新年度一般会計予算では、町有林の管理や現在試験運行している巡回バス及び今後の町イベントの実施方法についての質問があり、町有林は鳥屋地区瀬戸の学校林が台帳面積で1万8,315平米あり、状態も良好で、新年度予算で早期に枝打ち等の管理を施し、維持したいとの意向でした。

試験運行の巡回バスは、事前のアンケートで町内の施設を巡回してほしいとの要望が強く、1月から毎週金曜日運行されているが、町内施設をつなぐ距離も長く、時間もかかる

ことから想定していたほどの利用が現在ないとのことで、今後しばらく試験運行を続け、4月から一部ルートを変更しながら様子を見たいとのことでした。

町イベントでは、これまでの名称を続けながら繊維や歴史的資産を中心とした催しとして、会場は流動的だが過去に開催された箇所も候補地として検討したいとのことでした。

また、町の借金である起債について、国では5%以上の高金利の起債に対しては繰り上げ償還を認めるとの方針を打ち出されたと聞かれますが、町での高金利な起債の繰り上げ償還をするべきとの意見に対し、執行部では、現在町での起債では最高6%のものがあり、少しでも高金利のものを繰り上げ償還できるように検討したいとの回答でした。

最後に、今定例会に提出されました町ケーブルテレビ事業における条例や予算については、現在も事業の実施に当たりいろいろと問題が生じていることから、今後、執行部は職員全員が一丸となって4月1日からのケーブルテレビ開局に向けて町民の皆様への説明や取り扱いについて、より一層の努力を払われるようここに強く要望するものであります。

それでは、審査の結果につきましてご報告いたします。

議案第1号 中能登町副町長の定数を定める条例の制定について

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第3号 中能登町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第4号 中能登町ケーブルテレビネットワーク施設条例の制定について

議案第6号 中能登町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議案第8号 中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び

議案第9号 中能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

以上の付託議案8件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、

議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算及び

議案第22号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算

以上の付託議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、

議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算及び

議案第30号 平成18年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算

以上の付託議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、

議案第32号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について及び

議案第33号 石川各市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

以上の付託議案2件につきましても、全会一致で原案のとおり可決しました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 小坂委員長

〔総務常任委員長（小坂博康君）登壇〕

総務常任委員長（小坂博康君） 済みません。先ほど報告で、議案第30号 平成18年度

中能登町ケーブルテレビ事業特別会計と申し上げましたが、間違いでございまして、平成19年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計予算ということで、失礼をいたしました。訂正させてください。

議長（若狭明彦君） 次に、教育民生常任委員会委員長 宮下為幸君

〔教育民生常任委員長（宮下為幸君）登壇〕

教育民生常任委員長（宮下為幸君） それでは、教育民生常任委員会から審査の結果をご報告いたします。

去る3月7日に、委員7人全員の出席並びに議長の同席のもと委員会を開催いたしました。

当委員会に付託を受けました報告1件、議案15件、請願3件及び9月定例会で委員会付託され12月定例会で継続審査となっていました請願1件について、慎重に審査をいたしました。

審議の過程での委員からの主な発言や要望事項、また執行部からの回答内容についてご報告いたします。

初めに、議案第13号の敬老祝金贈呈条例での祝い金であります。

長年、町を支えてこられた高齢者の方々への祝い金は、合併後2年間1万円を差し上げていたが、新年度からは5,000円に減額されるのは福祉の町としては大変非情との発言がありました。

執行部では、県内市町村でも財政事情から祝い金の廃止や減額見直しがされている中、中能登町でも祝い金の支給は継続するが、今後の厳しい財政状況を考えるとやむなく減額見直しを図ったとの説明でした。

委員会では、今後5月に開催する予定と聞いている町政懇談会で、執行部は町民の皆さんが理解され、納得されるよう説明していただきたい旨をお願いいたしました。

続いて、議案第14号の中能登町老人福祉セ

ンターゆうゆうの利用者や使用料の改正であります。

執行部からの説明では、広く町民の皆さんに施設を利用していただくため、利用者の年齢緩和や使用料金の見直しを行い、4月から2カ月間の周知期間をとって6月から実施したいとのことでしたが、委員からは、憩のように勤労者や家族の方々にも利用しやすい運営時間や年齢の緩和等を検討していただきたいとの要望がありました。

次に、議案第15号の町ウェルカム定住条例の改正です。

以前から議会でも指摘していましたが中古住宅購入による転入者への奨励金交付については、今回の改正で導入されたが、新築後10年以内という制限でなく、もっと30年や50年の従来からある住宅や古くからの住宅を一部改修されたものを含めて検討できないかとの意見に、杉本町長は、今回の改正内容で施行してみて、さらに改善が必要であれば今後見直しを検討したいとのことでした。

次に、議案第17号の一般会計補正予算で、今回の補正では全体的に施設での光熱水費の多額な減額や使用料の大幅な増額などが計上されていることから、予算の見込みの甘さを指摘する発言が多く、厳しい財政事情なので、今後の確な予算措置を講じていただきたい旨をお願いしました。

続いて、議案第24号の新年度一般会計予算では、厳しい財政のさなか、特に職員の適材配置が求められているにもかかわらず、嘱託職員の雇用する予算がいまだに数多く計上されており、職員削減も含めて町の姿勢を問う委員からの質問がありました。

執行部からは、施設の夜間や日曜、祭日の営業、専門的管理が必要な職種等もあることから、嘱託職員や臨時雇用は必要最低限で計上しているが、今後はさらに検討したいとの回答でした。

また、新年度予算での施設収入等は前年度

実績を考慮して同額の予算の計上がされているが、もっと町として前向きに施設利用をしていただく手段を講じて積極的なPRや施設改善及び利用者への対応改善を図るための前向き予算を編成していただきたいとの意見がありました。

さらに、駅伝大会に係る予算が計上されているが、以前からもたびたび話題となっている石動山マラソンの復活について、町で再度検討していただきたいとの意見もありました。

最後に、継続審査となっている請願第3号の「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願については、もう少し時間をかけてさらに慎重審議する必要があるとの意見が多くありました。

それでは、審査の結果につきまして次のおりご報告いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度中能登町一般会計補正予算）の報告1件につきましては、全会一致で原案のとおり承認いたしました。

続きまして、

議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第10号 中能登町乳幼児・児童及び生徒養育医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 中能登町保育園入園児童に要する費用徴収条例の一部を改正する条例について及び

議案第12号 中能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

以上の付託議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号 中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例についての付託議案1件につきましては、賛成多数で原

案のとおり可決いたしました。

続きまして、

議案第14号 中能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

議案第15号 中能登町ウェルカム定住条例の一部を改正する条例について

以上の付託議案2件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、

議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第18号 平成18年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第19号 平成18年度中能登町介護保険特別会計補正予算及び

議案第20号 平成18年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

以上の付託議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、

議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算

議案第25号 平成19年度中能登町老人保健特別会計予算

議案第26号 平成19年度中能登町介護保険特別会計予算及び

議案第27号 平成19年度中能登町国民健康保険特別会計予算

以上の付託議案4件につきましては、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、

請願第1号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める国への意見書提出の請願書

請願第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める国への意見書提出の請願書及び

請願第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める国への意見書提出の請願書

以上の請願3件につきましては、全会一致で採択いたしました。

最後に、継続審査となっております請願第3号「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択についての請願1件につきましては、全会一致で継続審査することに決定いたしました。

なお、ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査報告を終わります。

議長（若狭明彦君）次に、産業建設常任委員会委員長 甲部昭夫君

〔産業建設常任委員長（甲部昭夫君）登壇〕

産業建設常任委員長（甲部昭夫君） それでは、産業建設常任委員会から審査の結果を報告いたします。

本定例会から当委員会に付託を受けました議案11件につきましては、3月8日、委員7名全員の出席のもと委員会を開催し、提出議案について執行部よりそれぞれ詳細に説明を求め、順次慎重に審査をいたしました。

審査の過程での主な内容についてご報告をいたします。

初めに、議案第5号での道路の占用料について、占用料の予想金額とその収入受け入れの質問に対し、今回の条例制定は主に道路の敷地内での電柱が対象で、北陸電力2,000本、NTT200本の占用料として約170万円の収入が見込まれ、新年度予算の補正対応としたいとのことでした。

2点目は、議案第17号での一般会計補正予算で、特に消雪工事や町単土地改良事業等の地元工事費の要望が多いにもかかわらず、多額の予算減額を計上されたが、残りの要望箇所の早期実施はできないのかとの質問に対し、消雪工事は原則として水の手当てができる地区から優先しているため、要望があってもその手当てが十分に地区で対応できないという状況だったということと、地区での予算

措置ができなかったことが原因で、また町単土地改良事業では地区要望箇所を現地踏査して優先順位を定め、上位箇所から順次事業を実施してきたが、これも地区負担金の関係から一部見送りとなったことから今回減額したもので、出された要望箇所については来年度で対応したいとのことでした。

3点目では、議案第24号の一般会計新年度予算で、食育や地産地消の関係予算が減額され、しかもせっかくこれまで進めてきた新産地支援事業は新年度予算でカットされている。本委員会では、昨年小浜市での食育の積極的な取り組みを視察してきたが、中能登町での地産地消に対する予算を比較すると余りにもお粗末であり、新年度ではどのように取り組むかとの委員の質問に対し、町では、来年度に食育セミナーを開催するとともに小学生を対象とした収穫体験や料理講習会を実施して地産地消の推進を図るとのことでした。

また、生産調整推進対策事業では、これまでの町主導から農協主導に転換されるが、予算規模が同額であり、今後の事業推進はとの質問に対し、執行部では、農協の事業主体が初年度であり、推進員に対する謝礼や事務連絡等も必要になることから昨年度と同額の予算を計上したが、事業の推進には地域の区長や生産組合長の力が非常に大きく、ご協力をお願いしたいとのことでした。委員からは、100%の作付を目標に事業の推進に努力されたいとの要望がありました。

また、4点目として、アルプラザ鹿島での公衆浴場や映画館の立地計画について、昨年、委員会で彦根市にあるアルプラザ本店へ社長を表敬訪問し、お願いしてきたところですが、町としても誘致に対し積極的な支援や協力をするためにも企業誘致条例に適應されたいとの委員からの意見に、町では、実現されれば企業誘致の適用企業としての取り扱いにしたいという意向でした。

5点目として、議案第29号の宅地造成事業で売り払い収入が1,000万円計上されているが、造成後の売り払い単価の見込みや上下水道施設の整備はどうなるのかとの質問に対し、今回の売り払い収入は二宮あおば台の価格を参考に予算計上したもので、今後、造成費とも勘案しながら価格設定を行う予定で、下水道は事業の処理区域拡大により現在進めている補助事業での整備を行い、上水道は町単独で整備するが、加入はすべて個人負担となるとのこと。

また、民間が開発する宅地造成の場合、上下水道の取り扱いはどのようになるのかとの委員会の質問に対し、下水道は計画処理区域の内と外とで対応の違いがあり、水道は基本的に施工者の負担となることでした。

最後に、決算審査特別委員会で審査されてきましたいろいろな指摘事項について、執行部からの適切な是正措置や改善策が一部示されていないこともあり、そうした指摘事項がどのように新年度予算に反映されているのかを今後具体的に示されたいとの意見がありました。

それでは、審査の結果につきまして次のおりご報告いたします。

議案第5号 中能登町道路占用料条例の制定について及び

議案第16号 中能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

以上の議案2件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

次に、

議案第17号 平成18年度中能登町一般会計補正予算

議案第21号 平成18年度中能登町下水道事業特別会計補正予算及び

議案第23号 平成18年度中能登町水道事業会計補正予算

以上の議案3件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

次に、

議案第24号 平成19年度中能登町一般会計予算

議案第28号 平成19年度中能登町下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成19年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計予算及び

議案第31号 平成19年度中能登町水道事業会計予算

以上の議案4件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

最後に、

議案第34号 七尾市と中能登町との下水の処理に関する事務委託について及び

議案第35号 町道の路線認定について

以上の議案2件につきましても、全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果については、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で産業建設常任委員会での審査報告を終わります。

議長（若狭明彦君） 以上で各委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論・採決

議長（若狭明彦君） 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 報告第1号及び議案第1号から議案第35号まで、報告1件、議案35件についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

20番 杉本平治君

〔20番（杉本平治君）登壇〕

20番（杉本平治君） それでは、討論を行いたいと思います。

議案第13号、第14号、第24号について反対の立場で討論を行います。

私は、議案質疑、一般質問を通じまして発言を行ってきましたように、中能登町は県内19自治体の中では福祉のより充実した町として認められ、近隣の住民からも熱い期待の声が寄せられているのであります。平成17年度に合併いたしました2年有余、合併の目的でありましたサービスは高く、負担は低くの合言葉で新町中能登町が誕生したのであります。それが今回の予算の中では後退をするということは大変残念であります。

今、国の政治は国民に格差社会を是認し、そういう中で低所得者と高齢者にますます負担を押しつけようといたしております。

質疑の中にも私が行っていたように、来年度からは後期高齢者医療制度の発足によりまして、75歳以上の高齢者がすべて被保険者となる新たな保険料を納付しなくてはなりません。それを町民の立場に立って福祉を守っていくのが私は中能登町行政の務めであると考えております。

だが、来年度の予算の中でも新たな施策が提案されていることについては評価をしたいと考えるものであります。例えば介護慰労金の増額、これにつきましても県内の自治体の中では数少ない自治体として評価されるであろうと私は考えます。

また、障害者控除認定制度の確立などです。中能登町を含めて6自治体が先行したのであります。現在では県内19の自治体すべてに広がっております。また、病後児保育制度の新設などがあります。道路占用条例の新設なども、私が常日ごろ独自の財源確保のためにこれらについて早急に条例をつくるべきだという意見を述べておりました。今回それが実現いたしました。この点についても評価したいと考えております。

これからも地方自治体の財源は大変であると考えますが、それらを一律に住民負担、福祉の切り捨てに持ってくるということは私は反対を表明しておきたいと考えます。

政治の根本は、いつも力の弱い方に負担のしわ寄せをする、力の強い者だけが生き残る政治であってはいけないと考えております。

以上、発言をいたしまして、討論にかえる次第であります。

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

10番 武田純一君

〔10番（武田純一君）登壇〕

10番（武田純一君） 私は、議案第14号につきまして賛成討論をさせていただきます。

私は、老人福祉センターの方、中能登町には3カ所の公有施設がございます。料金がいずれもばらばらである。公平なサービスを提供すべきであるというふうなことで、一般質問の際に取り上げて今回の改正になったものだと理解をしております。

14号の老人福祉センター、65歳以上の方及び身体障害者の方は無料ございました。天平の里、それから鹿西にある憩の方、これは無料ではございません。天平の里もそうです。もう一つ、高畠の方に公衆浴場がございます。今、先ほど申し上げました中能登町にあります3つの方もいずれも公衆浴場法を適用される浴場でございます。そうした場合に無料というのは行き過ぎたサービスではなかるうかなというふうに理解いたしております。

今回より、老人福祉センター、65歳以上の方及び身体障害者の方は1回につき100円、それから20歳から64歳の方は使用料200円という、まことに妥当な金額であると私は理解をしております。

以上でもって、私の賛成討論を終わります。

議長（若狭明彦君） そのほかありません

か。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、  
以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

報告第1号について採決をいたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり承認であります。本件は委員長  
の報告のとおり承認することにご異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めま  
す。よって、報告第1号は原案のとおり承認  
されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第1号か  
ら議案第12号まで議案12件について採決いた  
します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で原案のとおり可決であります。本件は各委  
員長の報告のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、議案第1号から議案第12号まで  
議案12件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第13号  
中能登町敬老祝金贈呈条例の一部を改正する  
条例について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、賛成多数で  
原案のとおり可決であります。本件は委員長  
の報告のとおり決定することに賛成の方の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立多数です。よっ  
て、議案第13号は原案のとおり可決されまし

た。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第14号  
中能登町老人福祉センター条例の一部を改正  
する条例について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で  
原案のとおり可決であります。本件は委員長  
の報告のとおり決定することに賛成の方の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立多数です。よっ  
て、議案第14号は原案のとおり可決されまし  
た。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第15号、  
議案第16号の議案2件について採決いたしま  
す。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で原案のとおり可決であります。本件は各委  
員長の報告のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま  
す。よって、議案第15号、議案第16号の議案  
2件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第17号か  
ら議案第23号まで議案7件について採決いた  
します。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致  
で原案のとおり可決であります。本件は各委  
員長の報告のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めま  
す。よって、議案第17号から議案第23号まで  
議案7件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第24号平成19年度中能登町一般会計予算について採決いたします。

お諮りします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、議案第25号から議案第35号まで議案11件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。本件は各委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第35号まで議案11件は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第1号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める国への意見書提出の請願書、請願第2号医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める国への意見書提出の請願書、請願第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める国への意見書提出の請願書及び継続審査となっています請願第3号「中能登町立越路小学校の存続を求める」請願の採択について、請願4件について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようでしたら、以上で討論を終結いたします。

次に、請願第1号について採決いたします。

お諮りします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第2号について採決いたします。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第2号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、請願第3号について採決いたします。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第3号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択することに決定されました。

議長（若狭明彦君） 次に、継続審査となっております請願第3号について採決いたし

ます。

お諮りいたします。

請願第3号に対する委員長の報告は、継続審査であります。請願第3号を委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） 異議なしと認めます。よって、継続審査となっております請願第3号は継続審査とすることに決定されました。

追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま町長より、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後5時40分 休憩

午後5時42分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

人権擁護委員の推薦について

議長（若狭明彦君） 日程第5 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔町長（杉本栄蔵君）登壇〕

町長（杉本栄蔵君） 本日追加提案いたしました同意第1号につきまして、その大要をご説明いたします。

同意第1号は、人権擁護委員候補者の推薦

についてであります。今回、人権擁護委員候補者として議案の方が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき議会の同意を求めたものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては慎重なるご審議の上、適切なるご同意を賜りますようお願いをいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（若狭明彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（若狭明彦君） 日程第6 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議員1人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありません。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。議長において指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町長 杉本栄蔵君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました杉本栄蔵君を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、指名いたしました杉本栄蔵君が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### 追加日程

議長（若狭明彦君） お諮りします。

ただいま、さきに採択されました請願第1号、請願第2号、請願第3号についての意見書及び提出者 作間七郎君外所定の賛成者から、中能登町議会会議規則、委員会条例、傍聴規則の一部改正並びに特別委員会の設置についてが提出されました。

これをそれぞれ日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

議事日程を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後5時48分 休憩

午後5時49分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

#### 発議第1号～発議第3号

議長（若狭明彦君） 日程第7 発議第1号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書、発議第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書、発議第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書を一括して議題といたします。

発議第1号から発議第3号まで発議3件について、提出者の説明を求めます。

4番 宮下為幸君

〔4番（宮下為幸君）登壇〕

4番（宮下為幸君） ただいま上程されました意見書3件について、その概要を朗読し、説明とさせていただきます。

「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書

わが国のがん罹患率や死亡率は、上昇を続けており、1980年以降、死亡原因の第1位であり、いまや死因の3割が、がんです。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ち遅れてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれ、国、県に「がん対策推進基本計画」「がん対策推進計画」の策定が義務付けられております。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、全国レベルでの医療従事者の緩和ケアの研修 放射線治療の専門医等の育成・研修および連動する大学医学部の体制

充実 がん登録に必要な患者の罹患、転帰  
その他の状況把握・分析の整備 都道府県  
が設置している、がん検診の推進と質の向上  
のための精度管理委員会の活性化 がん研  
究の推進 などを実施し、がんと診断され  
た患者が、容易に複数の専門家の意見を聞く  
ことができるようセカンドオピニオンの充実  
を図るとともに、がん情報提供窓口の整備、  
抗がん剤・医療機器等の早期承認なども含め  
総合的取り組みによる、患者の立場に立っ  
た、がん対策を推進するべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見  
書を提出します。

平成19年3月19日

石川県中能登町議会

医師不足を解消し、安心できる地域医療体  
制の確保を求める意見書

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科な  
どにおける医師不足が深刻な問題となってい  
る。地域住民が安心して生活するためには、  
救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な  
医療サービスがいつでも利用できることが重  
要であり、こうした医師不足問題の解消は喫  
緊の課題である。

このような医師不足は、様々な原因が複合  
的に作用していると思いますが、医師不足の  
解消に向け、医療機関の集約化や、魅力ある  
研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小  
児救急での電話相談窓口の整備など様々な努  
力を進めているが、安心できる地域医療体制  
の整備に向けて国においても引き続き積極的  
な取り組みを進める必要があります。また医  
師不足のみではなく看護師や助産師の不足も  
同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、政府におかれましては、  
医師不足を解消し、安心できる地域医療体制  
を確保できるよう、10項目にわたる事項の実  
現を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成19年3月19日

石川県中能登町議会

公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求  
める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展  
とともに、行政機関等においても、より適切  
な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題で  
あり、個人情報保護法が全面施行された中に  
あって、戸籍の公開制度を悪用して、他人の  
戸籍謄抄本を不正取得、不正利用する事件が  
相次いでおり、戸籍法に対する国民の不満や  
不安が高まっています。

そうした現状を背景に、戸籍法の見直しを  
検討してきた法制審議会で昨年12月、戸籍法  
改正の要綱案をまとめられました。要綱案で  
は、交付請求者の本人確認や、第三者による  
戸籍謄抄本の交付請求については「正当な理  
由がある」と認めただけの場合に限って交付可  
と制限、また弁護士などの資格者による請求  
についても依頼者名と具体的理由の明示など  
条件を付与するなど、これまでの原則公開か  
ら原則非公開へ変えるものであります。

戸籍は個人の身分事項、家族関係などの情  
報が満載されているにもかかわらず、公証の  
ために原則公開とされています。しかし不正  
請求・不正利用を防止し、プライバシーを保  
護する観点から、早急に戸籍の公開制度を見  
直すとともに不正請求・不正利用に対する罰  
則を強化すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見  
書を提出します。

平成19年3月19日

石川県中能登町議会

議長（若狭明彦君） 説明が終わりました。

発議第1号から発議第3号まで発議3件に  
ついて質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

まず、発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） 次に、発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### 発議第4号～発議第6号

議長（若狭明彦君） 日程第8 発議第4号 中能登町議会会議規則の一部を改正する規則について、発議第5号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第6号 中能登町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを一括して議題といたし

ます。

発議第4号から発議第6号まで発議3件について、提出者の説明を求めます。

19番 作間七郎君

〔19番（作間七郎君）登壇〕

19番（作間七郎君） ただいま上程されました発議第4号、発議第5号、発議第6号については、地方自治法の改正に伴い、所要の改正と用語の整備を行うため改正を行うものであります。

以下、議案に沿って概要を説明します。

発議第4号は、地方自治法第109条の改正により、委員会も議案が提出できるようになったことから、会議規則第14条に委員会の議案提出の手續規定を設けるとともに、これに伴い、第39条、第101条、第111条の規定の整備を行うものであります。

また、同法第109条の2の改正に伴って、第73条の関係部分を改めるものであります。

発議第5号は、地方自治法第109条、第109条の2及び第110条が改正され、閉会中における議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任を行うことができるようになったことから、委員会条例第8条第1項の委員の選任に関する規定に閉会中の所属変更に係る規定を設けるとともに、さらに第13条を改め、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任についても議長が許可できるとするものであります。

これまで、議会運営委員及び特別委員の辞任については議会の許可が必要とされ、閉会中の辞任はできなかつたところから、今回の改正で、閉会中は議長が委員を選任できるようになったことから、閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任は議長の許可で行えるように改めるものであります。

発議第6号は、用語の整理を行うものであります。

地方自治法第112条及び中能登町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 説明が終わりました。

発議第4号から発議第6号まで発議3件について質疑を行います。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

発議第4号から発議第6号まで発議3件について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、発議第4号から発議第6号まで発議3件については原案のとおり可決されました。

#### 特別委員会の設置及び委員の選任

議長（若狭明彦君） 日程第9 発議第7号 特別委員会の設置及び委員の選任 中能登町行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

19番 作間七郎君

〔19番（作間七郎君）登壇〕

19番（作間七郎君） ただいま上程されました発議第7号 中能登町行財政改革特別委員会の設置について、説明をいたします。

私たち議会は、その最も重要な機能である立法的機能、財政的機能、行政監督機能を充実強化し、発足3年を迎えた中能登町の新たな需要にこたえるため、現状の検証と将来にわたって安定した行財政運営を確立すること

を目的とするものです。

中能登町議会会議規則第14条の規定により提出いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（若狭明彦君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。

これより発議第7号について採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（若狭明彦君） 起立全員であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長（若狭明彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後6時07分 休憩

午後6時08分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま設置されました中能登町行財政改革特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。よって、中能登町行財政改革特別委員会の委員に、20番 杉本平治君、19番 作間七郎君、17番 小坂博康君、10番 武田純一君、9番 古玉栄治君、8番 藤本一義君、

7番 甲部昭夫君、4番 宮下為幸君、2番 諏訪良一君、1番 笹川広美君、以上10名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました10人の方を行財政改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の方々には、次の休憩中に委員長、副委員長の互選を行い、その結果を議長に報告願います。

暫時休憩いたします。

午後6時10分 休憩

午後6時11分 再開

議長（若狭明彦君） 再開いたします。

正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に8番 藤本一義君、副委員長に7番 甲部昭夫君に互選されましたので、報告いたします。

閉会中の継続調査

議長（若狭明彦君） 日程第10 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員長及び総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、新行財政改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（若狭明彦君） ご異議なしと認めま

す。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（若狭明彦君） 以上で、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年第1回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 若 狭 明 彦

署名議員 小 坂 博 康

署名議員 田 中 治 夫